

日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された
後の対応に関する調査チーム 報告書

令和元年 12 月 23 日

目次

第1章 調査チーム及び調査の概要.....	1
第1 調査チームの設置経緯.....	1
第2 調査チームの目的及び調査事項.....	3
第3 調査チームの構成等.....	3
第4 調査の方法・内容.....	4
第2章 本件調査の前提となる事実関係について.....	6
第1 戦没者遺骨収集事業の概要.....	6
第2 DNA鑑定人会議の概要.....	9
第3 調査対象となる埋葬地について.....	11
第3章 ロシアの埋葬地についてDNA鑑定人会議の指摘を受けてから現在までの担当部 署の認識及び対応について.....	15
1 タンボフ州第2022特別軍病院モルシャンスク市／コチェトフカ村墓地.....	15
2 イルクーツク州第7収容所第22支部.....	17
3 ハバロフスク地方第3475特別野戦病院ヴァニノ地区.....	19
4 ハバロフスク地方第2収容所・第3支部マンガクト駅地区.....	27
5 ハバロフスク地方第2収容所・第5支部附属中央病院墓地.....	29
6 イルクーツク州第7収容所第8部隊ー2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10 部隊.....	34
7 クラスノヤルスク地方第34収容所第8支部ー1.....	36
8 ザバイカル地方第24収容所第13支部.....	38
9 ケメロボ州第526収容所第6支部.....	46
第4章 ロシアの埋葬地についての組織としての対応に対する評価.....	49
1 第3章1～4までの埋葬地（平成17年5月から平成21年12月まで）.....	49
2 第3章5の埋葬地（平成24年6月から平成24年10月）.....	52
3 第3章6～9の埋葬地（平成29年12月以降）.....	55
第5章 フィリピンの10検体についてDNA鑑定人会議の指摘を受けてから現在までの 担当部署の認識及び対応と組織としての対応に対する評価.....	61
1 DNA鑑定人会議の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応.....	61
2 組織としての対応に対する評価.....	75
第6章 組織としての課題.....	81
1 担当部署（事業課・同事業推進室）としての課題.....	81
2 厚生労働省としての課題.....	83
3 調査を終えて.....	84

第1章 調査チーム及び調査の概要

第1 調査チームの設置経緯

1 日本人の遺骨ではない旨の報道

令和元年7月29日、遺骨収集事業に関して「戦没者の遺骨を取り違えていた疑いが明らかになった」との報道がなされた。これは、平成26年8月にロシア連邦ザバイカル地方で収集した16の遺骨について、DNA鑑定を委託された専門家が「判別できた14の遺骨はすべて日本人ではない」とする鑑定結果を平成30年8月の非公開の会議で示したものの、厚生労働省は現在まで公表していないとするものであった。

さらに、令和元年8月5日、「新たに70人分が日本人でない旨を厚生労働省が公表してこなかった」との報道がなされた。これは、平成12年イルクーツク州で収集した遺骨のうち、70人分を鑑定した専門家が「日本人ではないのではないか」と平成29年12月の会議で厚生労働省に報告していたものの、厚生労働省は1年半以上たった今も公表していないとするものであった。

2 報道に対する厚生労働省の対応

根本厚生労働大臣は、ザバイカル地方の遺骨の報道に対し、会見において、ロシアとの協議が開始できるよう外務省への相談を始めたところであること、及び、DNA鑑定依頼の時期やDNA鑑定結果が出てからの対応については今後はより迅速に取り組むとの意向を示した。また、イルクーツク州の遺骨の報道に対しては、未だ人種に着目した分析が行われていないので、事実関係を確認し、相手国との共通認識を持った段階で公表すること、及び事務方に対しては1か月を目途に確認、検証作業の進め方を整理するよう指示した旨を明らかにした。

事務方による確認作業の中で、報道された事案以外にも、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議（以下「DNA鑑定人会議」という。（※））で日本人の遺骨ではない可能性について指摘された埋葬地があることが判明した。そこで、厚生労働省社会・援護局事業課がロシアとの間で情報共有を行った上で、令和元年9月19日、「これまでの『戦没者遺骨のDNA鑑定人会議』において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地について」とする報道発表を行った。

この報道発表では、「（1）令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地」として、「【A】DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている（注：日本人ではない、日本人ではない可能性が高いとの報告を受けたものである）事例」が1埋葬地であること、「【B】DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAからみた日本人である可能性の確認には至っていない事例」が4埋葬地であること、「（2）DNA鑑定人会議発足（平成16年）以後全ての議事録を今般精査し、鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地」として、「【C】前述の5埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が収

容された可能性が指摘されていた事例」が4埋葬地であることが明らかにされた。

さらに、同報道発表では、今後の確認・検証作業の進め方については、専門家、遺族等の関係者らの意見を聞くとともに、相手国（ロシア）との協議なども踏まえてとりまとめ、別途発表することが明らかにされた。

※「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」は、平成16年4月～平成24年12月13日まで開催された後、同じ任務の新たな「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」が平成25年2月27日以降開催されている。平成16年4月～平成24年12月13日まで開催されたDNA鑑定人会議を「旧第〇回DNA鑑定人会議」とし、平成25年2月27日以降開催されているDNA鑑定人会議を「新第〇回DNA鑑定人会議」とし、新旧の会議を包含する場合、単に「DNA鑑定人会議」ということとする。

3 調査チームと専門技術チームの設置

以上のような経緯を経て、厚生労働省は、DNA鑑定人会議で日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘されたにも関わらず、なぜ対応できなかったのかということを検討する場を作ることとした。

加藤厚生労働大臣は、令和元年9月20日の記者会見において「なぜ当時そういう指摘が会議（注：DNA鑑定人会議）において行われていたにもかかわらず、それがそのままの形に実際なっているわけでありますから、それはどうしてそういうことになってしまったのかということも含めて過去の聞き取り、検証を行い、正すべきところをしっかりと正していかなければいけない」と発言し、さらに、同9月27日の記者会見では、「検証する場を作りたいと思います。中だけで決めるのではなくて外の方にも入っていただいて、やっぱりその辺の議論がなぜ、NHKの指摘があるかないかは別としてもっと前にわかっていたものをなぜ当時対応できなかったのか、そこは根源的な問題だと思いますからそれを含めてしっかり議論していただくとしたいと思います。」と発言している。

その後、同10月4日、厚生労働省社会・援護局援護企画課、大臣官房総務課及び社会・援護局事業課から、「9月19日に公表した9事例についての今後の進め方等（日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地関係）」が報道発表された。この中で、今後の確認・検証作業の進め方については、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議（座長：戸部良一防衛大学校名誉教授。以下「有識者会議」という。）」の下に新たに、「日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」（以下「調査チーム」という。）と「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」（以下「専門技術チーム」という。）を設置し、調査チームと専門技術チームがそれぞれ検討課題の調査を行い、有識者会議に報告を行い、有識者会議において、各チームからの報告を受け、厚生労働省への意見を取りまとめることが示された。

同 10 月 10 日、第 1 回調査チーム会議が開催された。

第 2 調査チームの目的及び調査事項

1 調査チームの目的

調査チームは、専門技術チームとともに、有識者会議の下に設置されている。

この有識者会議は、「戦没者の遺骨収集等事業を行う指定法人（以下「指定法人」という。）の業務運営及び会計処理の適正実施、並びに厚生労働省が行う指定法人への指導監督及び厚生労働省が自ら行う遺骨収集等事業の適正実施のため」に開催され、「厚生労働省に対して、法律や法人コンプライアンス、会計などの専門的な見地から意見及び助言を述べる」ことを目的とする会議である。すなわち、平成 28 年 3 月に成立した「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、戦没者遺骨収集事業は厚生労働省と指定法人とがそれぞれの役割を担って推進することとされ、戦没者遺骨収集等事業の適正実施の観点から厚生労働省に対して専門的な見地から意見及び助言を述べることを目的としているのが有識者会議である。

今回の事態に対しては、有識者会議が厚生労働省への意見を取りまとめることとされ、調査チームは、有識者会議に対して調査事項に係る報告を行うと位置付けられている。すなわち、調査チームの目的は、有識者会議が厚生労働省に対する意見を提出するにあたり参考となる事実関係及び評価を調査することを目的としている。

2 調査チームの調査事項

（1）ロシアの 9 埋葬地にかかる DNA 鑑定人会議での指摘

調査チームは、戦没者の遺骨収集事業に関し、DNA 鑑定人会議の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行う。すなわち、調査時点では、DNA 鑑定人会議で日本人ではない可能性について指摘された埋葬地として令和元年 9 月 19 日に厚生労働省が公表したロシアの 9 埋葬地が判明しているので、調査チームでは、この 9 埋葬地についての担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行う。

（2）フィリピンに係る DNA 鑑定人会議での指摘

調査チームが上記（1）についての調査を行っている過程で、フィリピンで収集した遺骨からの 10 検体についても、DNA 鑑定人会議で日本人ではない可能性について指摘されている事例があることが判明した。そこで、調査チームは、フィリピンでの 10 検体についての担当部署の認識及び対応についての事実関係及び評価も行うこととした。

第 3 調査チームの構成等

1 構成員及び補助員

（1）構成員

調査チームの構成員は次のとおりである（50 音順）。

熊谷則一（くまがい のりかず） 涼風法律事務所 弁護士

戸部良一（とべ りょういち） 防衛大学校名誉教授 国際日本文化研究センター名誉教授

熊谷則一は、調査チームの主査であるとともに、有識者会議が設置された当初からの構成員でもある。戸部良一は、有識者会議が設置された当初からの構成員であり、かつ、座長である。また、戸部良一は令和元年5月に設置された当初から今日まで「戦没者の遺骨収集の促進に関する検討会議」の構成員である。熊谷則一も戸部良一も遺骨収集事業や法人コンプライアンス等に関する一定の専門的知見を有している。

熊谷則一も戸部良一も、これら以外に厚生労働省と顧問関係等の継続的な関係はなく、また、これらの会議の構成員以外に遺骨収集事業に関して報酬を得てはいない。その意味では本件調査にあたり、中立性・独立性を有している。もっとも、本件調査チームそのものは、厚生労働省の会議である有識者会議の下にあるものであり、いわゆる「第三者委員会」ではない。

（２）補助員

調査チームの補助員は次のとおりである（５０音順）。

相澤 愛（あいざわ あい） 相澤法律事務所 弁護士

阪本智宏（さかもと ちひろ） 設楽・阪本法律事務所 弁護士

藤田太郎（ふじた たろう） 弁護士法人 TNLAW 鈴木・曽我法律事務所 弁護士

補助員は、いずれも企業法務やNPO法人等の法人コンプライアンス等に関する一定の専門的知見を有している弁護士である。いずれの補助員も、厚生労働省と顧問関係等の継続的な関係はなく、また、調査チームの補助員以外に遺骨収集事業に関して報酬を得てはいない。その意味では本件調査にあたり、中立性・独立性を有している。

２ 事務

調査チームの事務機能は、大臣官房総務課が担った。短期間の調査を実施するためには関係資料の収集や整理、ヒアリング対象者へ連絡調整を迅速に行うことが必要であり、厚生労働省の補助が必要であった。遺骨収集事業そのものは社会・援護局事業課が実施しているため、調査の対象となる関係者が在籍している社会・援護局が事務を担うことは不適切であり、調査開始時点から、大臣官房総務課に事務を担ってもらった。

有識者会議は社会・援護局の下に置かれているが、調査チームの事務は大臣官房総務課が担当することとし、調査チームの報告が有識者会議に提出されるまでは、報告の内容や調査チーム内の議論が社会・援護局に伝達されることがないように配慮して調査を進めた。

第４ 調査の方法・内容

１ 関係資料の調査

調査チームは、これまでのDNA鑑定人会議の全議事録の提出を受け、事務方の協力を

得て、同会議の中で鑑定人から「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された」会議を中心に、議事録を精査した。

また、平成30年新第24回DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨である旨の鑑定結果が示されたことを受けてからの担当部署が行った連絡内容を確認するため、担当する職員間の電子メールの提供を受けた。

このほか、遺骨収集を担当してきた援護企画課外事室及び事業課事業推進室での職務分担に係る書面、DNA鑑定人会議設置に係る書面、担当者の引継書なども提出を受け、調査の対象とした。

2 関係者に対するヒアリング等

調査チームは、本件調査事項に関係する局長、援護担当の大臣官房審議官（以下「審議官」という。）、課長、室長、課長補佐及び室長補佐であった職員（退職者を含む）合計延べ34名及び職員以外の者延べ3名に対してヒアリングを実施したほか、病氣療養中の者からの申し出に応じて書面での回答を求める形での聴取を実施した。

なお、ヒアリングに際しては、本件聴取は、戦没者の遺骨収集事業に関し、DNA鑑定人会議の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行う観点から事実関係を確認するための聴取であり、個人としての責任を問うための事実関係を調査する目的の聴取ではないことを明確にして正確に回答することを求めた。

聴取は、調査チームの構成員・補助員が2名以上で行うこととし、すべてのヒアリングを調査チームが行った。なお、聴取事項を記録するために事務を担う職員2名が聴取の場に控えたが、事務を担う職員からの発問は行わなかった。ヒアリングを受ける職員等が過度に意識することがないよう、幹部職員（企画官・室長級以上の者）は記録係としても同席しないようにした。

また、DNA鑑定人会議において鑑定を担当されている方からのヒアリングも行った。

3 ホットライン

前述のとおり、ヒアリングは調査チームが主導し、ヒアリングを受ける者をできる限り話しやすくする雰囲気で行ったが、それでもうまく記憶を喚起できなかったり、記憶が混乱して回答してしまったりする者がいることも想定された。また、記録のためとはいえ、職員が同室に存在することで回答を躊躇する者がいる場合も想定された。

そこで、調査チームでは、すべてのヒアリング対象者に対し、主査の熊谷則一弁護士宛の封筒を渡し、ヒアリングの後に思い出したこと等があった場合には直接に主査宛に連絡することができるようにした。また、この連絡は匿名でも差し支えないこととし、様々な角度から事実調査をできるようにした。なお、結果的には、1名の者から発言を補足する旨の連絡があった。

4 調査期間

調査チームの調査は、令和元年10月10日にDNA鑑定人会議の議事録の提供を受

けた時点から開始し、ヒアリングは同10月15日から12月10日まで行った。その後、調査チームでの議論・調整を経て、同12月13日の会議を経てとりまとめを行った。

第2章 本件調査の前提となる事実関係について

第1 戦没者遺骨収集事業の概要

1 遺骨収集事業

(1) 経緯

先の大戦における、海外や沖縄・硫黄島での戦没者は約240万人であり、陸海軍部隊復員時や引揚時に送還しなかった遺骨が数多く残っていた。そこで、政府（厚生労働省）は、昭和27年度から遺骨収集事業を開始した。途中、昭和33年度から41年度までの中断期間を挟み、昭和42年度から今日に至るまで、厚生労働省が遺骨収集事業を実施している。

遺骨の収集は、昭和27年度から南方地域において始まり、平成3年度からは旧ソ連地域における抑留中死亡者について、更に平成6年度からはモンゴルにおける抑留中死亡者についても遺骨の収集が可能になっている。

平成31年4月末現在、収集遺骨概数は約128万柱（このうち、遺骨収集事業による収集遺骨数は約34万柱）であり、未だに約112万柱の遺骨が収集されない状態となっている。

(2) ロシア地域での遺骨収集

ロシア地域での遺骨収集は、上記のとおり、平成3年度から始まっている。これは、平成3年4月18日、当時のゴルバチョフ大統領訪日時に「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」が締結されたことに基づくものである。この協定の締結により、遺骨収集や墓参等の基本的な枠組みが定められるとともに、約4万名の死亡者名簿と埋葬地資料が日本に提供された。

収集にあたっては、ロシア側から提供を受けた死亡者名簿と埋葬地資料に基づき、現地政府や村の老人等の見解に基づき埋葬地を確認するとともに、サハリン州以外の埋葬地においては平成16年度までは必要に応じてロシア側の遺骨の鑑定人が同行し、平成17年度以降は必ずロシア側の遺骨の鑑定人が同行し、サハリン州の埋葬地においては平成29年度以降ロシア側の遺骨の鑑定人が同行して、収集することとなった。さらに、平成30年以降は、日本人の遺骨鑑定人も同行することになった。

(3) フィリピンでの遺骨収集

南方地域における戦没者の遺骨の収集事業は、昭和27年度から実施されてきた。しかし、戦後時間が経過して戦友や現地政府からの確度の高い残存遺骨情報が減少してきたことを受け、厚生労働省では、平成18年度から民間団体等の協力を得て早期に海外未送還遺骨の情報を収集する海外未送還遺骨情報収集事業（以下「情報収集事業」という。）を開始し、平成21年度からは実施地域ごとにその地域に特化して情報収集を行ってい

る団体を活用することにより、情報収集の強化に努めることとした。フィリピンについては、平成18年度から自主的に厚生労働省に対して遺骨の情報を提供したり、遺骨収集事業に同行したり、フィリピンでの遺骨帰還事業に関わってきたNPO法人に情報収集事業を委託した。

このような中、フィリピンでの遺骨帰還事業について、平成22年3月から10月にかけて、日本及びフィリピンの報道機関等から、遺骨の鑑定方法が不適切ではないか、フィリピン人の遺骨が旧日本兵の遺骨に含まれているのではないかとといった報道がなされた。この報道をきっかけに、厚生労働省では「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証」を行い、平成23年10月5日に検証報告書を公表した。

フィリピンでの遺骨収集は、遺骨の鑑定を行って日本への送還手続をとっていたものであるところ、平成20年11月の派遣団からはフィリピン国立博物館に所属する学芸員が鑑定を行い（それ以前は人類学者が行っていた）、さらに宣誓供述書（発見者が述べた遺骨の状況等を記して、地区長等の署名、公証人の印を得て公正証書化されたもの）を基に旧日本兵の遺骨であることを証明するフィリピン国立博物館の証明書を発行する手続きをとって行っていた。なお、厚生労働省の検証作業の中で、フィリピンからの遺骨収集事業は中断され、平成30年10月に再開された。

2 遺骨収集事業における厚生労働省の役割

（1）厚生労働省の役割の概要

従来、厚生労働省は、遺骨収集事業として

- ① 関係国政府との協議、現地地方行政機関との交渉、関係行政機関との連携協力
- ② 企画立案、資料分析
- ③ 遺骨収集、情報収集（資料調査、現地調査）

を行ってきた。

その後、平成28年3月、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が成立した。同法では、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施することが国の責務と位置づけられたほか、平成36年度（令和6年度）までの期間が遺骨収集施策の集中実施期間とされ、関係行政機関との連携強化、基本計画に基づく遺骨収集の実施について規定された。

また、平成28年5月31日には同法の規定に基づく、「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、同年8月19日に上記法律に基づき、戦没者遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還を適正かつ確実に行うことができる法人として一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を厚生労働大臣が指定した。指定法人は、厚生労働省の指導監督の下、民間団体等の協力を得ながら、戦没者の遺骨に関する情報の収集及び遺骨収集を実施することとされている。

この指定法人の指定により、上記③の業務のうち、国が現地政府との協議等を主体的に実施する必要がある地域についての遺骨収集や情報収集を除き、情報収集及び遺骨

収集を一括して指定法人に業務委託することとなった。厚生労働省は、指定法人の指導・監督を実施しつつ、①②の業務についてより難度の高い調整業務や効率的な計画立案を行い、国が実施する③の事業を実施して、遺骨収集を推進することとしている。

(2) シベリア遺骨収集に関する厚生労働省内での職務分掌

(i) 援護企画課外事室時代

DNA鑑定人会議で「日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘された」平成17年5月時点から平成27年3月31日までの間のシベリア遺骨収集に関する厚生労働省内での職務分掌は次のとおりであった。

援護企画課に外事室が設置され、同外事室は①海外戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること及び②旧陸海軍関係者の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関することの事務をつかさどり、室長が置かれた。

外事室内の事務分掌としては、平成20年3月31日までは、旧ソ連地域の遺骨収集及び埋葬地調査を外事第1係、DNA鑑定に関する事務を外事企画係が所掌し、それぞれに担当の室長補佐が置かれた。

平成20年4月1日からは、旧ソ連地域の遺骨収集及び埋葬地調査を外事第1係、DNA鑑定に関する事務を調査第1係が所掌し、それぞれに担当の室長補佐が置かれた。

平成23年4月1日からは、旧ソ連地域の遺骨収集及び埋葬地調査を外事第2係、DNA鑑定に関する事務を調査第1係が所掌し、それぞれに担当の班長と室長補佐が置かれた。

(ii) 事業課事業推進室時代

平成27年4月1日から、援護企画課外事室は事業課となり、事業課の中に事業推進室が設置された。この組織変更により、援護企画課は、遺骨収集の関係では総合的な企画及び立案並びに調整に関する事務を司ることとなった。

事業課は①海外戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること及び②旧陸海軍関係者の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関することの事務をつかさどり、事業推進室を含めた総合調整を所掌し、事業推進室も同様にこれらの事務をつかさどることとされ、室長が置かれた。

当初は、旧ソ連地域の遺骨収集及び埋葬地調査を事業推進室事業第2係、DNA鑑定に関する事務を事業推進室調査第1係が所掌し、それぞれに担当の室長補佐が置かれた。

平成28年4月1日からは、旧ソ連地域の遺骨収集及び埋葬地調査を事業推進室事業第2係、DNA鑑定に関する事務を事業課調査第1係が所掌し、それぞれに担当の室長補佐が置かれた。すなわち、それまで、旧ソ連地域の遺骨収集及び埋葬地調査の組織上のトップも、DNA鑑定に関する事務の組織上のトップも、室長（外事室長又は事業推進室長）であったところ、平成28年4月1日からは、旧ソ連地域の遺骨

収集及び埋葬地調査の組織上のトップは事業推進室長、DNA鑑定に関する事務のトップは事業課長となり、さらに事業推進室長の上司が事業課長であるという体制となった。

(3) フィリピン遺骨収集に関する厚生労働省での職務分掌

DNA鑑定人会議で「日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘された」平成23年6月から10月までの間のフィリピン遺骨収集に関する厚生労働省内での職務分掌は次のとおりであった。

援護企画課に外事室が設置されていたこと及び外事室の事務については(2)(i)記載のとおりである。

外事室内の事務分掌としては、平成23年4月1日から、フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、沖縄に係る遺骨収集及び情報分析等を外事企画係、DNA鑑定に関する事務を調査第1係が所掌し、それぞれに担当の班長と室長補佐が置かれた。

なお、平成22年10月に設置された「フィリピンにおける遺骨帰還事業検証チーム」には、援護担当の大臣官房審議官、援護企画課長、外事室長らが入っていた。

第2 DNA鑑定人会議の概要

1 身元特定におけるDNA鑑定の活用についての検討

遺骨の身元特定方法については、遺留品を中心に進めざるを得ない状況が続いていたところ、平成10年頃、米国の国防総省がベトナム戦争における戦没者の身元特定にDNA鑑定を活用するとの報道がなされた。我が国においても戦没者遺骨の身元特定にDNA鑑定の技術が活用できるのではないかと期待が高まり、厚生労働省では、将来的にDNA鑑定が活用できる場合に備えて、遺骨収集の際に遺骨の一部を未焼骨のまま持ち帰ることとした。その後、記録資料等から遺族が推定できる個々の遺骨について厚生労働省がDNA鑑定を実施したところ約3割の事例において血縁関係が肯定され、遺留品等のみでは特定できなかった事例においてDNA鑑定により身元鑑定が可能となる場合があることが判明した。

他方で、戦没者遺骨のDNA鑑定は、それまでわが国においてもあまり事例がなく、技術的な可能性や有用性が不明確であり、また、個人のDNA情報を抽出するDNA鑑定は戦没者や遺族のプライバシーを侵害するおそれがあること等から、戦没者遺骨のDNA鑑定に係る技術的、倫理的な問題点について検討する必要性が生じた。

そこで、厚生労働省は、平成13年6月から「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会」を設置し、上述の問題点の検討を開始した。

平成15年3月31日、「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会」の報告書が公表された。同報告書の中では、「遺骨を遺族に返還する可能性があることを踏まえれば、戦没者遺骨の身元特定のためにDNA鑑定を活用することは適当である」との見解とともに、

「戦没者遺骨のDNA鑑定については、プライバシー保護等に十分配慮し、かつ、適切な技術水準にある鑑定機関における実施が不可欠である。確実かつ効率的な鑑定機関の実施体制作りが急務であることから、このための国による実効ある取組が行われることを強く要請するところである。」との要請がなされた。

2 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の開催

「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会」の報告書を受け、厚生労働省は、DNA鑑定技法や結果の公表、鑑定等の実施状況等について、関係者が十分に連絡を取っていくための場として、平成16年3月に「戦没者遺骨のDNA鑑定連絡会議」を、平成16年4月に「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」をそれぞれ開催した。それぞれの任務、事務局は次のとおりである。

(i) 任務

戦没者遺骨のDNA鑑定連絡会議の任務は、①鑑定の実施に係る基本的な事項を定めること、及び②鑑定人会議において検討した結果、鑑定連絡会議で検討を要するものと判断された事案について協議し、決定することである。

戦没者遺骨のDNA鑑定人会議の任務は、①鑑定機関の分析結果について個別に検討し、申請者と特定の遺骨との血縁関係の存否を、肯定確率のほか、記録資料など様々な要素を総合的に判断して決定すること、及び②鑑定技法における情報交換を行い、適正かつ速やかな鑑定に資することである。

(ii) 事務局

両会議の事務局は厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室に置くこととされ、事務局は、両会議の結果を鑑定連絡会議構成員に文書により報告するとされた。

(iii) 会議の開催方針

戦没者遺骨のDNA鑑定連絡会議は、鑑定の実施に際して基本的な事項を定める必要がある場合及び鑑定人会議において検討した結果、鑑定連絡会議で検討を要するものと判断された事案が生じた場合に開催するものとされた。

戦没者遺骨のDNA鑑定人会議は、各鑑定機関の鑑定の実施状況に応じて適宜開催するものとされた。

設置された戦没者遺骨のDNA鑑定連絡会議は、平成16年3月4日に1回開催された。

また、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議は、平成16年4月23日から平成24年12月13日まで計44回開催された。

3 新たな「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の設置

平成25年2月27日、厚生労働省は、新たな「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」を設置した。

新たな「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の事務局は厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室（平成27年4月1日以降は同局事業課）に置くこととされた。

他方、任務は、①鑑定機関の分析結果について個別に検討し、申請者と特定の遺骨との血縁関係の存否を、肯定確率のほか、記録資料など様々な要素を総合的に判断して決定すること、及び②鑑定技法における情報交換を行い、適正かつ速やかな鑑定に資することであり、旧「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の任務と同じものであった。

「戦没者遺骨のDNA鑑定連絡会議」は設置されなかった。

新たな「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」は平成25年2月27日から令和元年9月19日まで計30回開催されている。

第3 調査対象となる埋葬地について

1 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘されたロシアの埋葬地

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘されたロシアの埋葬地は次のとおりである。

(1) 令和元年7月において相手国との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

【A】DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている（注：日本人ではない、日本人ではない可能性が高いとの報告を受けたものである）事例

① ザバイカル地方第24収容所第13支部

【B】DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例

② ケメロボ州第526収容所第6支部

③ クラスノヤルスク地方第34収容所第8支部－1

④ イルクーツク州第7収容所第8部隊－2、第7収容所第9部隊、第7収容所第10部隊

⑤ ハバロフスク地方第2収容所第5支部附属中央病院墓地

(2) DNA鑑定人会議発足（平成16年）以後全ての議事録を今般精査し、鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地

【C】前述の5埋葬地の事例の他に、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例

⑥ ハバロフスク地方第2収容所第3支部マンガクト駅地区

⑦ ハバロフスク地方第3475特別野戦病院ヴァニノ地区

⑧ イルクーツク州第7収容所第22支部

⑨ タンボフ州第2022特別軍病院モルシヤンスク市コチェトフカ村墓地

2 ロシアの各埋葬地の状況

① ザバイカル地方第24収容所第13支部

遺骨収集時期は平成26年8月、収集柱数は16柱であり、DNA鑑定のための検体

は、16柱全てから採取できている。

日本人である蓋然性が高いと考えた根拠は、埋葬地の資料と現地調査で得られた証言に加え、ロシア側の鑑定人が遺骨の形質鑑定を行っていることが記録されている。

DNA鑑定機関への鑑定依頼は平成28年3月に行われ、遺族には平成29年3月にDNA鑑定が呼びかけられたものの、身元は判明しなかった。

平成30年6月の新第23回DNA鑑定人会議において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘され、同年8月の新第24回DNA鑑定人会議において16柱全部について「日本人ではない」、「日本人ではない可能性が高い」と指摘された。

② ケメロボ州第526収容所第6支部

遺骨収集時期は平成25年9月、収集柱数は2柱であり、DNA鑑定のための検体は、2柱全てから採取できている。

日本人である蓋然性が高いと考えた根拠は、埋葬地の資料と現地調査で得られた証言に加え、ロシア側の鑑定人が遺骨の形質鑑定を行っていることが記録されている。

DNA鑑定機関への鑑定依頼は平成28年2月に行われ、遺族には平成29年3月にDNA鑑定が呼びかけられたものの、身元は判明しなかった。

平成31年3月の新第28回DNA鑑定人会議において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された。

③ クラスノヤルスク地方第34収容所第8支部－1

遺骨収集時期は平成18年8月、収集柱数は60柱であり、DNA鑑定のための検体が採取できたのは45柱であった。

日本人である蓋然性が高いと考えた根拠は、埋葬地の資料と現地調査で得られた証言に加え、ロシア側の鑑定人が遺骨の形質鑑定を行っていることが記録されている。

DNA鑑定機関への鑑定依頼は平成20年12月に行われ、遺族には平成19年10月の段階でDNA鑑定が呼びかけられたものの、身元は判明しなかった。

平成30年3月の新第22回DNA鑑定人会議において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された。

④ イルクーツク州第7収容所第8部隊－2、第7収容所第9部隊、第7収容所第10部隊

遺骨収集時期は平成12年7月、収集柱数は90柱であり、DNA鑑定のための検体が採取できたのは72柱であった（72柱のうち、2柱は鑑定に適さない状態であった。）。

日本人である蓋然性が高いと考えた根拠は、埋葬地の資料と現地調査で得られた証言であった。この時点では、遺骨の形質鑑定が作業要領に位置付けられていなかったため、遺骨の形質鑑定は行われていない。

DNA鑑定機関への鑑定依頼は平成28年3月に行われ、遺族には平成29年3月にDNA鑑定が呼びかけられたものの、身元は判明しなかった。

平成29年12月の新第21回DNA鑑定人会議において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された。

⑤ ハバロフスク地方第2収容所第5支部附属中央病院墓地

遺骨収集時期は平成18年7月～同22年7月にかけて、収集柱数は135柱であり、DNA鑑定のための検体が採取できたのは128柱であった。

日本人である蓋然性が高いと考えた根拠は、埋葬地の資料と現地調査で得られた証言であった。この時点では、遺骨の形質鑑定が作業要領に位置付けられていなかったため、遺骨の形質鑑定は行われていない。

DNA鑑定機関への鑑定依頼は平成23年4月に行われ、遺族には平成23年6月にDNA鑑定が呼びかけられたものの、身元は判明しなかった。

平成24年6月の旧第42回DNA鑑定人会議と同年10月の旧43回DNA鑑定人会議において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された。

⑥ ハバロフスク地方第2収容所第3支部マンガクト駅地区

遺骨収集時期は平成12年7月～平成15年7月、収集柱数は98柱であり、DNA鑑定のための検体が採取できたのは96柱であった。

日本人である蓋然性が高いと考えた根拠は、埋葬地の資料と現地調査で得られた証言に加え、治療痕（金歯、銀歯）のある遺骨が存在したことであった。この時点では、遺骨の形質鑑定が作業要領に位置付けられていなかったため、遺骨の形質鑑定は行われていない。

DNA鑑定機関への鑑定依頼は平成20年3月に行われ、遺族には平成16年12月の段階でDNA鑑定が呼びかけられ、身元が判明した遺骨は2柱であり、その他の遺骨の身元は判明しなかった。

平成21年2月の旧第28回DNA鑑定人会議において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された。

⑦ ハバロフスク地方第3475特別野戦病院ヴァニノ地区

遺骨収集時期は平成11年7月、収集柱数は126柱であり、DNA鑑定のための検体は、126柱全てから採取できている。

日本人である蓋然性が高いと考えた根拠は、埋葬地の資料と現地調査で得られた証言に加え、遺留品（襟章、印鑑等）が存在し、また、治療痕（金歯、銀歯）のある遺骨が存在したことであった。この時点では、遺骨の形質鑑定が作業要領に位置付けられていなかったため、遺骨の形質鑑定は行われていない。

DNA鑑定機関への鑑定依頼は平成18年5月に行われ、遺族には平成15年6月の段階でDNA鑑定が呼びかけられ、身元は遺留品により1柱が判明し、その他の遺骨の身元は判明しなかった。

平成19年4月の旧第18回DNA鑑定人会議、同年6月の旧第19回DNA鑑定人会議、平成21年6月の旧第29回DNA鑑定人会議及び平成25年10月の新第

3回DNA鑑定人会議において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された。

⑧ イルクーツ州第7収容所第22支部

遺骨収集時期は平成12年7月、収集柱数は74柱であり、DNA鑑定のための検体は、74柱全てから採取できている。

日本人である蓋然性が高いと考えた根拠は、埋葬地の資料と現地調査で得られた証言であった。この時点では、遺骨の形質鑑定が作業要領に位置付けられていなかったため、遺骨の形質鑑定は行われていない。

DNA鑑定機関への鑑定依頼は平成17年12月に行われ、遺族には平成15年6月の段階でDNA鑑定が呼びかけられたものの、身元は判明しなかった。

平成18年3月の旧第12回DNA鑑定人会議において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された。

⑨ タンボフ州第2022特別軍病院モルシャンスク市コチェトフカ村墓地

遺骨収集時期は平成14年5月、収集柱数は57柱であり、DNA鑑定のための検体は、57柱全てから採取できている。

日本人である蓋然性が高いと考えた根拠は、埋葬地の資料と現地調査で得られた証言に加え、遺留品（認識票、階級章）が存在し、また、治療痕（金歯、銀歯）のある遺骨が存在したことであった。この時点では、遺骨の形質鑑定が作業要領に位置付けられていなかったものの、当該埋葬地はヨーロッパ人死亡者も埋葬されている埋葬地であるため、ロシア側が鑑定人を派遣し、その鑑定人によって遺骨の形質鑑定が行われた。

DNA鑑定機関への鑑定依頼は平成17年1月に行われ、遺族には平成15年6月の段階でDNA鑑定が呼びかけられ、身元が判明した遺骨は14柱であり、その他の遺骨の身元は判明しなかった。

平成17年5月の旧第7回DNA鑑定人会議及び同年10月の旧第10回DNA鑑定人会議において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された。

3 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘されたフィリピンの埋葬地

フィリピンを含む戦闘地域の戦没者遺骨は、遺骨の保存状況の関係で従来DNA鑑定による身元特定が行われていなかったところ、戦闘地域の戦没者遺骨についても、身元特定のためのDNA鑑定の実施の可否を検討することとなり、DNA鑑定が可能か否かの検討のために、平成22年6月から7月にかけてフィリピンで収集した遺骨2191柱の中から10検体を採取してDNA鑑定を行った。これらの検体を採取した遺骨は、他の遺骨と共に、焼骨のうえ、日本に帰還している。これらの遺骨の収集にあたっては、焼骨までにすべての宣誓供述書がそろい、フィリピン国立博物館に所属する学芸員が鑑定を行っている。

平成23年6月の旧第38回DNA鑑定人会議及び同年10月の旧第39回DNA鑑定人会議において、日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された。

第3章 ロシアの埋葬地についてDNA鑑定人会議の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応について

以下、調査対象である埋葬地ごとにDNA鑑定人会議の指摘を受けた後の担当部署の認識及び対応について記載する。

1 タンボフ州第2022特別軍病院モルシャンスク市／コチェトフカ村墓地

(1) DNA鑑定人会議での指摘

(i) 旧第7回DNA鑑定人会議

平成17年5月に開催された旧第7回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地について、名簿上は57名で検体をすべて持ち帰っている旨、申請家族が20家族であり、今回はそのうち3家族の結果報告であり、いずれも身元判明に結びつく資料ではなかった旨の報告がなされた。この報告の検討の中で、鑑定人の1名から、検体からはミトコンドリアのデータがたくさん取れており、申請家族が多いものの、検体のデータに遺族に当てはまるものがないという旨、本当に日本人かなと思ってしまうものがある旨等の発言がなされた。

他の鑑定人からは全員が日本人の収容施設の埋葬地なのか、他の外国の人も収容された施設の埋葬地なのかという旨の質問がなされ、当該会議に出席していたDNA担当職員は、日本人の名簿しかない旨を発言した。

鑑定人から外国籍の人が収容されている例もあるのではないかと問われ、DNA担当職員は、図面どおりではなく、外国籍の人が埋葬されているか確認できない場合には全ての遺骨を持ち帰らないという対応をしているとの説明を行った。

その後も疑義を提出した鑑定人がミトコンドリアの系統に関する技術的な説明を行い、他の鑑定人も日本人ではないとの見解を示したが、その後はさらに国籍等の鑑定の技術的な話となり、そのまま別の埋葬地の鑑定結果の検討に移っていった。

(ii) 旧第10回DNA鑑定人会議

平成17年10月に開催された旧第10回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地に係るDNA鑑定の結果で今回報告分については身元確認がなされた遺骨がない旨の報告がなされた後に、当該鑑定を行った鑑定人から、埋葬地の図面上西洋人の墓地の近くで収集した遺骨のデータが日本人のデータベースにある配列に見えない旨が述べられ、日本人の遺骨ではない可能性が言及された。

その後、別の鑑定人から遺骨の回収方法が尋ねられ、出席していたDNA担当職員は、厚生労働省側はロシアからもらった日本人の抑留者名簿に基づいて埋葬地の資料を基に調査をし、現地の関係機関や関係者の協力を得て、試掘をして日本人だと確認した上で収集してくるとの説明を行った。その説明に続けて、外事室長が、当該墓地では名簿上は日本人しか埋葬されていないことになっていること、柱数と収骨数が57で一致していること、他方で、当該埋葬地の隣接地にロシア人の墓地があるので、混在の可能性があることを指摘している。この指摘を受け、援護企画課長は西洋人と日本人とが入

れ違っている可能性があることを発言し、しかし、名簿上西洋人の墓となっているところを収骨することはできないという趣旨の発言をしている。

これらの発言の後、別の埋葬地の鑑定結果の検討に移っていった。

(2) 指摘に対する担当部署の対応

(i) 調査チームによるヒアリング結果

(イ) 援護企画課長

調査チームからのヒアリングに対し、旧第7回DNA鑑定人会議と旧第10回DNA鑑定人会議に出席していた援護企画課長は、DNA鑑定人会議には出席していた記憶はあるが、具体的な会議の内容は記憶にない旨、旧第7回DNA鑑定人会議で自らが発言したことは記憶にない旨、DNA担当職員の発言も記憶になく、DNA鑑定人会議での指摘事項についても記憶がない旨、部下への指示や上司への相談の記憶もない旨の回答を行った。さらに、DNA鑑定人会議の議事録に記載がある以上、会議で発言したことは事実であると考えられるが、記憶はなく、また、役所での勤務の中で自分として大きな出来事は20年前でも30年前でも記憶に残っているが、この問題についての記憶はないとのことであった。

同援護企画課長の記憶では、DNA鑑定についての当時の課題はスピードアップであり、戦後60年が経過しているのに遺骨収集が進んでおらず、DNA鑑定も遅いということでスピードアップしろと言われていて、それが最大のタスクだったとのことであった。また、今の時点で考えれば、とにかく早くということを頑張らなければならないという意識があったと思うとのことであった。

さらに同援護企画課長は、当時の記憶はないので、あくまでも現時点での推測であると留保した上で、当時ロシアに問題提起すればその段階でロシアの遺骨収集はストップしたと考えられ、まずは遺骨収集とDNA鑑定を行い、それが終わった段階で整理ができないものについて議論を再開すると思う、との認識も示した。

(ロ) 外事室長

調査チームからのヒアリングに対し、旧第7回DNA鑑定人会議と旧第10回DNA鑑定人会議に出席していた外事室長は、病気療養中のなか、文書にて、DNA鑑定人会議における鑑定人から指摘を受けたというはっきりとした記憶はない旨、DNA鑑定人会議に出席できないときには会議後に担当職員から議事内容の説明を受けていたが鑑定人からの指摘について説明を受けた記憶はない旨、さらに、前任の外事室長からの引継ぎも、後任の外事室長への引継ぎも記憶がない旨の回答を行った。

(ハ) DNA担当職員

調査チームからのヒアリングに対し、旧第7回DNA鑑定人会議と旧第10回DNA鑑定人会議に出席していたDNA担当職員は、DNA鑑定人会議の事務局（以下「事務局」という。）として発言内容等DNA鑑定人会議の結果を議事録にまとめ、その都度上司には報告していた旨、DNA鑑定人会議の指摘の前に日本人の遺骨でない場合

にどうするのかを部署内で議論したことはなかったと思う旨、DNA鑑定人会議で指摘された後も収集担当の職員や上司と具体的な話はしておらず、室内の定例会議で報告をしたかどうかは記憶していない旨、会議終了後、援護企画課長や外事室長の会議での発言を受けての具体的な会合は行っていない旨、日本人でない遺骨が出てきた場合の遺骨をどうするのかを考えるのは、上司が考えるべきと認識していたところ、DNA鑑定人会議終了後、外事室長から問題意識を共有するようなことはなかった旨を回答した。

さらに、同DNA担当職員は、日本人でない可能性のある遺骨について後任に引継ぎしたかは記憶していないとのことであった。

また、同DNA担当職員は、遺骨の鑑定の推進を図るという立場としては、高齢の遺族から一斉に申請が上がってきたのでまずそれを早くやらなければという認識があり、鑑定人には自身の業務を行っている中で鑑定に取り組んでもらっているので、鑑定を推進するために鑑定人を増やすということに取り組んでいたとのことであった。

(ii) 旧第7回、旧第10回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえると、事務局では、専門の鑑定人の発言として、日本人ではない遺骨が収集された可能性がある旨もすべて議事録に記載したことが認められる。しかし、DNA担当職員が外事室長や援護企画課長から何らかの指示を受けることはなく、日常業務の対応に追われていたことが認められる。

また、DNA鑑定のスピードアップが最大の課題であると認識していた援護企画課や外事室においては、日本人の遺骨ではない可能性があるとのDNA鑑定人会議での指摘を問題視せず、日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかったものと認められる。

したがって、援護企画課長や外事室長も当該事項を引継事項の対象とはしていないものと認められる。

2 イルクーツク州第7収容所第22支部

(1) 旧第12回DNA鑑定人会議での指摘

平成18年3月に開催された旧第12回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地について名簿には73名の記載があり、74柱で検体が取れていること、8家族からの申請があり、血縁関係ありとするものがなかったという報告がなされた。この報告の検討の中で、鑑定人の1名が、墓地全体が日本人のものではないような感じである旨の発言を行ったのち、鑑定人は人種の断定はできないという趣旨の発言をしている。

これらのやりとりは鑑定人の間でなされている。事務局からの発言は、冒頭で、ロシアから提供された埋葬図とそれに基づいて実際に収集した墓地の状況等の説明があっただけで、鑑定人からの墓地全体が日本人ではない可能性がある旨の指摘に対しては

何も発言がないまま、別の埋葬地の検討に移っていった。

(2) 指摘に対する担当部署の対応

(i) 調査チームによるヒアリング結果

(イ) 援護企画課長

旧第12回DNA鑑定人会議に出席していた援護企画課長は、上記「1 タンボフ州第2022特別軍病院モルシャンスク市／コチェトフカ村墓地」に係る旧第7回DNA鑑定人会議と旧第10回DNA鑑定人会議に出席していた援護企画課長である。調査チームからのヒアリングに対し、旧第7回DNA鑑定人会議と旧第10回DNA鑑定人会議についての記憶同様、旧第12回DNA鑑定人会議には出席していた記憶はあるが、具体的な会議の内容は記憶にない、自らが発言したことも記憶にない旨回答した。その他の認識についても、上記の旧第7回及び旧第10回DNA鑑定人会議のときと同様であった。

(ロ) 外事室長

旧第12回DNA鑑定人会議に出席していた外事室長は、上記「1 タンボフ州第2022特別軍病院モルシャンスク市／コチェトフカ村墓地」に係る旧第7回DNA鑑定人会議と旧第10回DNA鑑定人会議に出席していた外事室長である。調査チームからのヒアリングに対しては文書で回答し、DNA鑑定人会議における鑑定人から指摘を受けたというはっきりとした記憶はない旨、DNA鑑定人会議に出席できないときには会議後に担当職員から議事内容の説明を受けていたがその記憶はない旨、さらに、前任の外事室長からの引継ぎも、後任の外事室長への引継ぎも記憶がない旨の回答であった。

(ハ) DNA担当職員

旧第12回DNA鑑定人会議に出席していたDNA担当職員は、上記「1 タンボフ州第2022特別軍病院モルシャンスク市／コチェトフカ村墓地」に係る旧第7回DNA鑑定人会議と旧第10回DNA鑑定人会議に出席していたDNA担当職員である。

調査チームからのヒアリングに対し、同担当職員は、イルクーツク州での指摘については覚えていない旨、課内でも重要視していなかった旨、持ってきた遺骨が日本人でなかったという可能性を踏まえて、収集の仕方を変えるというような検討はしていなかった旨を回答した。また、引継ぎについての記憶は上記の旧第7回及び旧第10回DNA鑑定人会議のときと同様であり、日本人でない可能性のある遺骨について後任に引継ぎしたかは記憶していないとのことであった。

(ii) 旧第12回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえると、本件埋葬地についてのDNA鑑定人会議からの指摘は、同DNA担当職員をもってしても記憶に残らないものであり、したがって、同DNA担当職員は、DNA鑑定人会議での指摘を受けたことで外事室長や援護企画課長から何らかの指示を受けることはなく、日常業務の対応に追われていたことが認

められる。さらに、「タンボフ州第2022特別軍病院モルシャンスク市／コチェトフカ村墓地」の場合と同様、DNA鑑定のスピードアップが最大の課題であると認識していた援護企画課や外事室においては、日本人の遺骨ではない可能性があるとのDNA鑑定人会議での指摘を問題視せず、日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかったものと認められる。

したがって、援護企画課長や外事室長も当該事項を引継事項の対象とはしていないものと認められる。

3 ハバロフスク地方第3475特別野戦病院ヴァニノ地区

(1) DNA鑑定人会議での指摘

(i) 旧第18回DNA鑑定人会議

平成19年4月に開催された旧第18回DNA鑑定人会議において、5箇所 の 埋葬地における鑑定結果の議論がなされた後、6箇所目にあたる当該埋葬地の鑑定結果の議論となった。

当該埋葬地の鑑定を担当した鑑定人から、送還検体数126柱につき、申請家族10家族(検体提供13名)のDNAと1例も該当しなかった旨の報告がなされた際に、同鑑定人から、今回の鑑定により、女性の遺骨が8柱出てきたこと、この墓地全体で非常に珍しいミトコンドリアもあったことから、後から埋葬された別の人ではないかという印象がある旨の意見が出された。他の鑑定人から、ヨーロッパ人であるかという旨の質問が出されたが、鑑定を担当した上記鑑定人はその断定は避け、その後も、鑑定人の間でミトコンドリアによる鑑定の判断等についての専門的な議論が継続した。ある鑑定人からは、データをみせてもらえれば日本人女性かどうか判断できるととれる趣旨の発言もなされたが、当該埋葬地の鑑定を担当した鑑定人からは、女性のこの型が日本人特有の塩基配列と限らない場合もあり日本人かもしれないという趣旨の発言もなされる等した。

鑑定人の間で当該埋葬地に関する疑問点について繰り返し発言がなされる中、当該埋葬地の鑑定を担当した鑑定人は、1例であれば検査ミスとか何らかの事情でそこで亡くなった人を埋めた等の事情もあるかもしれない旨を指摘した上で、本件墓地に関する厚労省の解釈について質問をした。この質問に対し、援護企画課長は、指摘を受けて当該墓地の解釈については苦慮している旨、最終的に残った遺骨をどうするかについて検討しなくてはならない旨、簡単に謝って向こうに持ち帰ることはなかなかできない旨を述べた。また、当該埋葬地の鑑定を担当した鑑定人から、整合する遺骨が1体もない旨を指摘され、別の鑑定人からは、女性の骨がこれだけ入っていることから、本件墓地自体についての疑いも指摘された。これに対し、外事室長は、当該埋葬地から遺留品として印鑑が出ていることから日本人の抑留者が入っていた埋葬地である旨を繰

り返し発言した。その後、鑑定人の一人からあまり詮索しないほうがいいのではないかと
の旨の意見も出されて、当該埋葬地における議論は終了した。

当該埋葬地の議論の後、外事室長から、遺族の高齢化もありDNA鑑定の促進が求め
られる反面、DNA鑑定が技術上難しいことを前提として、民間機関での遺骨の鑑定の
可否に関する質問が出されたことから、複数の鑑定人から費用面及び技術面から様々
な意見が出されて、最終的に担当部署が検討する旨を発言して閉会した。

(ii) 旧第19回DNA鑑定人会議

平成19年6月に開催された旧第19回DNA鑑定人会議の冒頭において旧第18
回DNA鑑定人会議に出席していた外事室長から、旧第18回DNA鑑定人会議で出
された鑑定人からの質問を踏まえた当該埋葬地に関する報告事項として、当局の資料
を確認したところ、抑留中に死亡された人々、あるいは抑留された人々に女性も含まれ
ていることがある旨、当該埋葬地は病院の墓地ということでその中には看護婦が埋葬
された可能性も高いのではないかとということが判明している旨の説明がなされた。

その後、上記報告事項について何ら質問等が出されることもなく、同会議では所定の
埋葬地の鑑定結果の議論に移っていった。

(iii) 旧第29回DNA鑑定人会議

平成21年6月に開催された旧第29回DNA鑑定人会議において11箇所の埋葬
地における各鑑定結果についての検討が終了した後、担当部署から、鑑定人に対して
これまでの進捗と今後の予定についての報告がなされ、所定の議事は終了した。

その後の話の流れで、地図上にのっていない埋葬地は現地の人が埋葬されている場
合もあり、そのような場合に出てきた頭蓋骨がコーカソイドだと埋め戻しをしている
という話になった際に、ある鑑定人から、これまでもコーカソイドの可能性のある遺
骨があった旨の発言がなされ、その場合の遺骨はどうしているのか、千鳥ヶ淵に身元不
明で納骨しているのかという旨の質問がなされ、今はDNAレベルでコーカソイドか
モンゴロイドかブラックかはほぼ確実に出来る手法がある旨の発言がなされた。その
後、議論は別の話題に移ったが、再び、上記鑑定人から、コーカソイドらしいという遺
骨をそのまま保留しておくわけにはいかないだろうという発言が重ねてなされた（上
記鑑定人の発言は、明確に当該埋葬地を特定してなされたものではないが、発言内容か
ら当該埋葬地にかかる以前の議論を踏まえたものと思われる。また、当該埋葬地以外の
埋葬地のことも踏まえている可能性もある）。

援護企画課長は、基本的には返還しなければならないと思う旨、省内に全部保管して
あるので、DNA等ではっきりわかるのであればそれに従って処置をするしかない旨
発言した。

上記鑑定人は、当該埋葬地の遺骨の鑑定を担当した大学がストックしているDNA
を一部共同という形で提供してもらえればコーカソイドか否かの結果が出せるとする
旨発言し、他の鑑定人からも、ミトコンドリアとYによる判定であれば三大人種の判別

はほぼクリアにできる旨の発言がなされたが、別の鑑定人からは、ロシアにはもともとアジア系がいる旨の発言もなされた。

外事室長は、北方の少数民族も軍人にされていたことからロシア系の血が入っている可能性がある旨、わずかであるがロシア系の血が入っている人が日本軍に協力したということで抑留されて亡くなられた方もいることから、最終的には総合的に見なければならない旨を発言した。

援護企画課長は、総合的な資料を全体的に見回す必要がある旨、外国人の遺骨であることがはっきりした場合はロシア政府に返還するしかないと思う旨、どちらにしてもシベリア抑留者の遺骨で収集したものは、すべて厚労省に保管されているので、その判断待ちである旨を発言した。

その後、議論は南方の古代人の遺骨、フィリピンにおける遺骨収集へと移り、本会議は終了した。

(iv) 旧第3 2回DNA鑑定人会議

平成21年12月に開催された旧第3 2回DNA鑑定人会議において、予定されていた各埋葬地の各鑑定結果についての検討が終了し、担当部署から鑑定人に対して、これまでの進捗と今後の予定についての報告がなされ、次回会議の日程の確認がなされた。

その後、南方での遺骨収集に関する質問が出されたことを契機に、南方での遺骨収集における留意点などについてやりとりがなされたが、その後、ある鑑定人から、当該埋葬地に限定したものではないが、これまでの埋葬地における日本人ではない可能性がある遺骨について、ロシアに返さなければいけないのではないかという旨の発言がなされた（同鑑定人は、旧第29回DNA鑑定人会議でも同様の質問をしていた鑑定人である。また同鑑定人の上記発言は必ずしも当該埋葬地を特定した発言ではないが、会議に出席した担当者が同一であることからここで併せて検討することとした）。同鑑定人の発言に対して、他の鑑定人からは、確たる証拠がない旨の発言があった。

外事室長（旧第29回DNA鑑定人会議にも出席）は、実際にどの程度まで遺骨が日本人ではないと言い切れるかどうかということである旨を発言し、遺骨の形質鑑定人がいない国の場合は日本側から鑑定人を同行して、ここ2～3年においては全ての地域に遺骨鑑定人をつけている旨、現時点では遺骨はどちらかの国の遺骨鑑定人によって日本人の遺骨だという判定をしてもらって持ち帰っている旨を説明した。また、シベリアの場合もロシア側の遺骨鑑定人が収集に立ち会っている旨、金髪の頭髪や子どもの骨が出てきた場合は収集を中断して埋め戻す旨を説明して、会議は終了した。

(v) 新第3回DNA鑑定人会議

平成25年10月に開催された新第3回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地の鑑定を担当した鑑定人から、今回申請分の7家族のDNAと1例も該当しなかった旨の報告がなされた際に、同鑑定人は、当該埋葬地は遺骨に女性の検体が結構含まれてい

たり、ちょっと不思議な埋葬地だったと思う旨の発言を行った（同鑑定人は、旧第18回で当該埋葬地を担当していた鑑定人の後任であった）。

この発言に対して、ある鑑定人は、名簿が間違っている可能性及び場所がずれて現地人の墓である可能性を指摘する旨の発言をしたが、他の鑑定人からそれ以上の意見が出されることもなく当該埋葬地の議論は終了となり、他の埋葬地の鑑定結果についての検討に議論は移った。

（２）指摘に対する担当部署の対応

（２－１）旧第18回DNA鑑定人会議での指摘に対する担当部署の対応

（イ）調査チームによるヒアリング結果

（イ）援護企画課長

旧第18回及び旧第19回DNA鑑定人会議に出席していた援護企画課長は、旧第7回、旧第10回及び旧第12回DNA鑑定人会議にも出席していた援護企画課長である。調査チームからのヒアリングに対し、旧第7回DNA鑑定人会議、旧第10回DNA鑑定人会議及び旧第12回DNA鑑定人会議についての記憶同様、旧第18回DNA鑑定人会議には出席していた記憶はあるが、具体的な会議の内容は記憶にない、自らが発言したことも記憶にない旨回答した。その他の認識についても、上記の旧第7回、旧第10回及び旧第12回DNA鑑定人会議のときと同様であった。

（ロ）外事室長

調査チームからのヒアリングに対し、旧第18回DNA鑑定人会議及び旧第19回DNA鑑定人会議に出席していた外事室長は、当時のDNA鑑定人会議の議事について具体的な記憶はないが、当時は遺族に遺骨を返すために早く処理をしないといけないというのが一番の優先事項だった旨、遺骨収集を行う際には、現地の政府に埋葬地を特定してもらい、相手政府職員も立ち会って収集し、まず日本人の遺骨で間違いないという印象をもって収集に臨んでいるので、日本人の遺骨で間違いないと思って会議に臨んでいた旨を述べている。

旧第18回DNA鑑定人会議において当該埋葬地において印鑑が発見されていたことを繰り返し説明したのは、印鑑が日本人の遺留品として特に重要なものであったことから、当該埋葬地は日本人の埋葬地であると思い込んでいたからである旨を述べている。鑑定人からの日本人の遺骨ではない可能性があるという趣旨の発言については、鑑定人も断定しているわけでもないので甘く見ていた面があったかもしれない旨、DNA鑑定も100%ではないという気持ちもあった旨を述べている。経過年数は判明するのかという質問をしたが、その趣旨は、最近埋葬されたのか戦後すぐに埋葬されたのかの違いが分かれば、この墓地が日本人の墓地であることの裏付けができるのではないかと考えたからである旨を述べ、また、事実をもっと追求しなくてはならない旨を発言したが、その趣旨は、もう少し調査をすれば、日本人の女性もいたという事実が掴めるのではないかと考えていた旨を述べている。

旧第19回DNA鑑定人会議の冒頭において、当該埋葬地に関する報告事項として、抑留された人々に女性も含まれていることがある旨、当該埋葬地は病院の墓地ということで看護婦が埋葬された可能性も高いのではないかとということが判明している旨を発言した点に関しては、会議が始まる直前にDNA担当職員から、おそらく埋葬地と名前の記録から、当該埋葬地死亡者の中に女性が含まれていたことを聞き発言したものだと思う旨、自らは資料を確認していなかった旨を述べている。

(ii) 担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえると、外事室長は、当該埋葬地は日本人の墓地であることを疑っておらず、当該埋葬地について日本人の墓地であることを積極的に確認したいと考えていたこと、鑑定人の意見についてはむしろ否定的に受け止めており、したがって日本人の遺骨ではなかったことを前提とした積極的な対応は何らとっていなかったことが認められる。

外事室長の上司にあたる援護企画課長は、旧第18回DNA鑑定人会議での日本人の遺骨ではない可能性がある旨を指摘した趣旨の鑑定人の発言に対し、議事録上からは何らかの検討をする趣旨の回答等を行ったことが認められるにも関わらず、会議の後に援護企画課や外事室において、上記指摘への対応を検討することも問題視することなく、日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかったことが認められる。本人は記憶がないとしているが、当時ロシアに問題提起すればその段階で外交問題となりロシアの遺骨収集はストップすると認識した可能性が高いと認められる。

また、援護企画課長及び外事室長の前任からの引継事項及び後任に対する引継事項に、日本人でない遺骨の可能性が指摘されたことは含まれていなかったものと認められる。

(2-2) 旧第29回DNA鑑定人会議での指摘に対する担当部署の対応

(i) 調査チームによるヒアリング結果

(イ) 援護企画課長

調査チームからのヒアリングに対し、援護企画課長は、シベリアの遺骨収集については部下から着任当初に通りの説明を受けたが以前にコーカソイドの遺骨であって日本人の遺骨ではない可能性が指摘された埋葬地があったことについては説明を受けていなかった旨、シベリアの遺骨収集についてはロシア政府との間で詳細な取決めがあり軍の関係者の協力や人類学者を立ち会わせて遺骨の形質鑑定を行うということになってきちんと行っていると認識していた旨、実際に頭蓋骨の形などでモンゴロイド系とコーカソイド系の違いが分かり、間違った場合は現地で埋め戻すこともあると聞いていた旨を述べている。また、会議での鑑定人からのコーカソイドの可能性のある埋葬地が複数あった旨の発言を聞いた際も、基本的にはシベリアの埋葬地は人類学者に同行してもらっているので大丈夫と思っていた旨、コーカソイド系とされても日本人

ではないと言いきれるものではないというように、鑑定人からの発言も確定的ではなく疑わしいというように言ったという認識であった旨、鑑定人の中でも議論があって生煮えという印象を持っていた旨を述べている。当該話題も本題ではなく会議の終わった後の流れの際に話が唐突に出たというような印象であった旨、自身の発言と言ってもあくまでも一般論として答えたのであり、当時、特に問題意識を持っていたわけではなかった旨を述べている。

また、援護企画課長は、DNA鑑定人会議の中では、当時はあくまでも一般論として回答したが、実際に以前の会議で複数の埋葬地において日本人ではない遺骨が含まれている議論がなされたことについて具体的に引継ぎを受けていれば、問題を放置することなく何らかの対応していたはずであり、問題と認識すれば、後任への引継書にも記載したはずである旨を述べている。

(ロ) 外事室長

調査チームからのヒアリングに対し、外事室長は、旧第18回及び旧第19回のDNA鑑定人会議での当該埋葬地に関する議論の延長としてこの会議(旧第29回)で議論されているという認識はなかった旨、シベリアの遺骨収集は、日本人の遺骨であるかどうか「疑わしきは持ち帰らず」が原則であることから、仮に日本人ではない遺骨が出た場合は州政府との関係や派遣団の宿泊地等のスケジュールの関係から、速やかに埋め戻し、他の墓地の採掘に移ると思う旨、当該墓地は126体も収骨した広範囲の墓地であるから、墓標もあるし間違えることはない旨、自分の経験から157の名簿のうち126の遺骨が見つかっていれば日本人の埋葬地で間違いないと判断したと思う旨を述べている。また、コーカソイドの遺骨ではないかという趣旨の指摘については、焼骨して持って帰ってきているので形質鑑定を行うことはできず、持ち帰った検体によるDNA鑑定でしかコーカソイドかどうかは分からないが、DNAが混じってしまうこともありうる旨、当時のDNA鑑定の技術については鑑定人によっても言うことが異なり、全体でまとまった意見ではないと受け止めていた旨、一つの埋葬地にはいくつもの部隊の遺骨が入っていることから総合的な埋葬状況が分かり全ての鑑定のデータが全部出そろったところで、同じような指摘があれば調査するということになると思う旨を述べている。

(ハ) DNA担当職員

調査チームからのヒアリングに対し、DNA担当職員は、当時のやりとりについてはほとんど思い出すこともなく、判明した遺骨を遺族に返す手続きをするのが、自分の仕事であると認識していた旨、日本人でない遺骨の可能性に関する鑑定人のやりとりは会議の本題ではないため、よく聞いていなかったかもしれない旨を述べている。また同会議後に担当係において、遺族との肉親関係が判明したかどうかの打合せは行うものの、会議において日本人ではない可能性が指摘された点に関して何らの話をした記憶はない旨を述べている。

(ii) 旧第29回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえると、DNA担当職員は、DNA鑑定人会議の目的がDNA鑑定の結果判明した遺骨を遺族に返還するためのものであり、その点については鑑定人の議論を聞いていたが、日本人遺骨ではない可能性が指摘されたことについては記憶にも止まらなかったことが認められる。

外事室長は、以前のDNA鑑定人会議で当該埋葬地について日本人の遺骨ではない可能性が指摘されたという認識はなく、シベリアの遺骨収集についても、実際に収集業務に従事した自らの経験も踏まえた上できちんとなされているはずであり、当該埋葬地の規模や態様からしても日本人の埋葬地で間違いないと強く思い込んでいたこと、DNA鑑定についても技術的にはまだ未熟であり、鑑定人からの意見も統一的ではないと考えたことから、総合的な状況を踏まえた判断こそが重要であり、当時の時点ではまだ問題視していなかったと認められる。

外事室長の上司である援護企画課長は、シベリアの遺骨収集において、以前から日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたという認識はなく、シベリアの遺骨収集はきちんとなされていると理解していたことから、鑑定人の発言についてもあくまでも可能性の問題であって具体的な指摘があったとまでは認識していなかったこと、したがって当該会議での発言もあくまでも一般論としての対応として発言したことが認められる。その結果、DNA鑑定人会議の後に援護企画課や外事室において、日本人の遺骨ではない可能性があるとのDNA鑑定人会議での指摘への対応を検討することも問題視することもなかった。

また、援護企画課長及び外事室長の前任からの引継事項及び後任に対する引継事項に、日本人でない遺骨の可能性が指摘されたことは含まれていなかったものと認められる。

(2-3) 旧第32回DNA鑑定人会議での指摘に対する担当部署の対応

(i) 調査チームによるヒアリング結果

調査チームからのヒアリングに対し、外事室長は、この会議でのやりとりについては、フィリピンで現地の人の遺骨を収集したという問題を踏まえてのやりとりであり、具体的な埋葬地に関する話ではなく一般論の遺骨収集の話として受け止めていた旨、発言した鑑定人からすれば各会議で継続して指摘しているつもりかもしれないが室長は代わることから意見は単発的に出てきているように受け止めていた旨、仮にもっと強く指摘してもらえれば対応も変わっていたかもしれない旨を述べている。

(ii) 旧第32回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえるならば、外事室長としては、旧第32回DNA鑑定人会議での鑑定人の発言はあくまでも一般論として出されたものであるととらえ、具体的な問題指摘であると認識していなかったことが認められ、DNA鑑定人会議の後に援護企画課や外事室において、日本人の遺骨ではない可能性があるとのDNA鑑定

人会議での指摘への対応を検討することも問題視することもなかったことが認められる。

また、援護企画課長及び外事室長の前任からの引継事項及び後任に対する引継事項に、日本人でない遺骨の可能性が指摘されたことは含まれていなかったものと認められる。

(2-4) 新第3回DNA鑑定人会議での指摘に対する担当部署の対応

(i) 調査チームによるヒアリング結果

(イ) 援護企画課長

調査チームからのヒアリングに対し、援護企画課長は、この回の会議は異動後初めての会議であり挨拶した程度の記憶しかない旨、会議前にも当該埋葬地において過去にも日本人でない遺骨の可能性が複数回指摘されたことについては話を聞いたことはなかった旨を述べている。また、シベリアの遺骨収集においては日本人の遺骨であることを確認して持ち帰っているという認識であった旨、会議は遺族の方のDNAがマッチングできるかを議論する会議と認識していた旨、したがってその点に関するやりとりの記憶はあるが、会議で日本人ではない遺骨の可能性を指摘された記憶はない旨を述べている。

(ロ) 外事室長

調査チームからのヒアリングに対し、外事室長は、当該埋葬地に指摘があったということは把握していなかった旨、議事録が作成されていることは知っていたが、前もって確認はしていない旨、仮にこの埋葬地がどういう経緯で収集や試掘が行われたのかなどの事情が分かっていたら見方が変わっていたかもしれない旨、遺族と遺骨のDNAがマッチングするかどうかに注力していて、どこの埋葬地の鑑定であるかについてはあまり気にしていなかった旨を述べている。また、仮に鑑定人の方から、何度もおかしいと言っているので調べてほしいとの提案がなされていたら当然調べていたがこの会議の時はそこまで至っていなかったという認識であった旨を述べている。

(ハ) DNA担当職員

調査チームからのヒアリングに対し、DNA担当職員は、当該埋葬地の遺骨が取り上げられたのが4回目というのは認識がなかった旨、埋葬地や収容所の情報は会議で取り扱う際には番号により匿名化するので、準備段階で以前の指摘について気づいたことはなかった旨、この頃になると結果としてなかなか遺族に結びつくことはないため、判定に否定が多かったことにも疑問はなかった旨、今議事録でみると、議論が短かったので、問題のある事案との認識はなかったのではないかと思う旨、普通は座長がコメントを入れる等して鑑定人も議論を続けるが、このときは残りの時間で硫黄島の遺骨の議論をしていたこともあり、シベリアの件はさっと終わってしまったため印象に残っていない旨を述べている。

また、DNA担当職員は、ハバロフスク地方第2収容所第5支部附属中央病院に引き

続き、自分が担当をしている中で、日本人でない遺骨が収集された可能性が指摘された埋葬地として2か所目であるという認識もなかった旨、当該埋葬地は遺留品（印鑑）で身元判明しているため、現地人の墓とは言えないので、上記のハバロフスク地方第2收容所第5支部附属中央病院のように、今後遺族から申請があったとしてもDNA鑑定をストップするという指示はしなかったし、上司と相談もしていない旨を述べている。

（ii）新第3回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえると、まず、DNA担当職員は、当該埋葬地が以前にも日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたことを認識しておらず、同人にとっては、日本人ではない遺骨の可能性が指摘された埋葬地としては2箇所目であったにも関わらず、遺留品として当該埋葬地から印鑑が出てきたこともあったため、当該埋葬地は日本人の埋葬地であるとの思い込みもあり、鑑定人から何らかの具体的な問題が指摘されたとは受け止めておらず特に何らの対応もしなかったことが認められる。

外事室長は、当該埋葬地が以前にも日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたことを認識しておらず、DNA鑑定人会議の目的も遺族と遺骨のDNAのマッチングの有無であったことや鑑定人から明確な提案として発言されたものでもないことから、鑑定人からの発言についても具体的な問題であると受け止めていなかったことが認められる。

外事室長の上司である援護企画課長は、当該埋葬地において以前も日本人の遺骨ではない可能性が指摘されたことを知らなかったことや日本人の遺骨を持ち帰っているという思い込みから、鑑定人からの発言についても具体的な問題であると受け止めていなかったことが認められる。

このように、担当部署では新第3回DNA鑑定人会議での日本人の遺骨ではない可能性が指摘された旨の発言に対し、具体的な問題として指摘されたと受け取ることはなく、したがって、DNA鑑定人会議の後に援護企画課や外事室において、日本人の遺骨ではない可能性があるとのDNA鑑定人会議での指摘への対応を検討することも問題視することもなかったことが認められる。

また、援護企画課長及び外事室長の前任からの引継事項及び後任に対する引継事項に、日本人でない遺骨の可能性が指摘されたことは含まれていなかったものと認められる。

4 ハバロフスク地方第2收容所・第3支部マンガクト駅地区

（1）旧第28回DNA鑑定人会議での指摘

平成21年2月に開催された旧第28回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地からの送還検体数96柱分につき、担当鑑定人から申請家族11家族（検体提供者17名）のDNAと1例も該当しなかったとの報告がなされた。

これに対し、別の鑑定人から、これは日本人の遺骨なのか、日本人のミトコンドリアで間違いないか、（白人ではなく）アジア人のものといえるのか、という旨の質問がなされ、担当鑑定人は、（そういう観点での）確認はしていないが、見た感じだと、（日本人としては）見かけないタイプのものが何例かあった旨発言した。また、歯の形では、欧米人の歯と思われるものは特になかったと報告した。

さらに、鑑定人からの（ロシア側から提供を受けた埋葬者の）名簿が間違っている可能性が高いのか、（名簿は正しいが）墓地の位置が違っているということもあるのか、との旨の質問に対し、事務局のDNA担当職員が、当該埋葬地だろうという前提で収集は行っているが、これだけ合致するものが出てこないことからすれば、そういう可能性もある、との趣旨の発言をした。これを受け、近いところに何か別の墓地があるなどということはないか、との質問があり、事務局から、（当時派遣された職員に）聞いてみたが、近くにそういう墓地はないようだと言った旨を回答している。

その後、座長から、DNAが一致するものが全くなかったというのはこれまでにないケースであるとか、以前DNA鑑定を行ったときには、明らかにおかしなミトコンドリアが出ていたことがあり、そのケースは日本人ではなかったという旨の発言がなされた。これらの発言等がなされた後、この件の議論は終了し、事務局による今後の予定の説明等へと移っていった。

（２）旧第２８回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

（い）調査チームによるヒアリング結果

議事録によれば、旧第２８回DNA鑑定人会議には、当時の外事室長とDNA担当職員の両名が出席していた。両名とも、約１０年前の会議の内容について一切記憶しておらず、シベリアで収集した遺骨に日本人でない遺骨が混じっている可能性があるという話は、今般の報道で初めて知ったとしているが、議事録を参照しながら、以下のとおり回答した。

（イ）外事室長

調査チームのヒアリングに対し、外事室長は、現時点で同会議でのやりとりを全く記憶していない旨述べた（なお、議事録によれば、外事室長が当該埋葬地に関し、発言したとの記録はない。）。

そして、シベリアでの遺骨収集に関し、遺留品等の情報がなければ収集しにくい南方と異なり、埋葬地では有力な情報として資料が存在している、シベリアでは、資料と根拠がなければ収集できないので、必ず事前調査を行い、可能性が高いということで収集チームを編成したり現地の作業員の依頼をしたりしている、抑留されていた人と一緒に行ったり、現地では長老の証言などで確認したりしている、中国人やコリアンとの混葬埋葬地があったり、現地の人の墓が併設していたり、混じっていたりするという例もあると聞いたことはあるが、持ち帰るときは正確性を期していたと認識している旨回答した。

また、議事録を参照しつつ、今議事録を読んでも、まるで違っていたとは信じにくい、日本人でない遺骨が含まれている可能性は当時認識していなかった旨回答した。

その上で、会議終了後に鑑定人への問い合わせやDNA担当職員との協議、上司への報告、部下への指示は行っていなかった旨回答した。

さらに、現時点で見れば、日本人でない遺骨が含まれているというのが分かっていたのであれば、相手国と交渉し、事情を説明して遺骨をお返しするのが当然と思う旨回答した。

(ロ) DNA担当職員

DNA担当職員も、調査チームのヒアリングに対し、会議でのやりとりは記憶にない、この会議で、鑑定人らが日本人の遺骨ではないという議論をしていた記憶があまりない旨回答した。

議事録を参照し、自身が行った発言については、記憶がないが、鑑定人の質問に答える形で、近くに同じような埋葬地があるなどして、その埋葬地と間違える可能性もあるという趣旨で発言したのだと思う、日本人でない遺骨が混じっている可能性という認識で発言したものではない旨回答した。

その上で、この件について、更に調べる必要性などについて認識しなかったし、ロシアに対して協議するようなことも考えなかった旨、会議終了後に鑑定人への問い合わせ、外事室長との協議は行わなかった旨を回答した。

(ii) 旧第28回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえると、DNA担当職員はDNA鑑定人会議での指摘を受けてさらに調べる必要性を認識せず、また、ロシアに対して協議するよう、上司と話をするなどの対応も取らなかったものと認められる。外事室長は、日本人でない遺骨が含まれている可能性は当時認識せず、したがって会議終了後に鑑定人への問い合わせは行っておらず、DNA担当職員との協議も行わなかった。このように、外事室では、旧第28回DNA鑑定人会議での指摘を受けて、本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行っていない。また、公表の必要性について検討したり、本件を後任に引き継いだりした形跡も全くない。

5 ハバロフスク地方第2収容所・第5支部附属中央病院墓地

(1) DNA鑑定人会議での指摘

(i) 旧第42回DNA鑑定人会議

平成24年6月に開催された旧第42回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地の名簿登載者数97名、送還柱数135柱、検体数128柱分につき、申請家族17家族（検体提供者24名）のDNAのうち16家族分についてDNAを照合したが、1人も該当しなかったとの報告が担当鑑定人からなされた。担当鑑定人は、18遺骨は

女性と思われる遺骨であること、ミトコンドリアの系統までは確認していないが、MとNだけをみると、ほぼ全部Nの系統（日本人にはないタイプ）であることなどを述べた。

これを受けた座長は、ミトコンドリアのデータを確認したい、前にも同様のことはあったが、今回は数が多く、本当に日本人の埋葬地の遺骨を取っているのかどうか不安がある旨述べた。さらに、ロシア人の遺骨を持ってきておいてよいのか、これをロシアに返す必要があるのか、という趣旨の発言をした。

これに対し、外事室長は、埋葬地自体は合っていると述べ、ロシアでの遺骨収集の状況（現地政府との協議、試掘や現地調査を3回程度行っていること、ロシア人墓地と重なっているような場所では、鑑定人が頭骨でモンゴロイドと判断して持ち帰っていること）を説明した。また、埋葬地の名簿に女性のような名前があること、中央病院埋葬地なので、日本人の女性がいた可能性もある旨を示唆した。

これを受け、座長は、遺骨につき、ミトコンドリアのデータを確認し、DNA鑑定人会議で結果を示すと述べた。

（ii）旧第43回DNA鑑定人会議

平成24年10月に開催された旧第43回DNA鑑定人会議において、座長から、ミトコンドリアのHV1のデータを確認したところ、全部チェックした訳ではないが、ほとんど日本人はいないのではないかという印象を受けた旨の報告がなされた。

これを受けたDNA担当職員は、当該墓地はほぼロシア人が埋葬されている地域ということで、今後遺族からDNA鑑定の申請があった場合は断る方向で検討したい旨を述べた。

座長からは、埋葬地の場所が違っているのではないか、日本人墓地を開けていないという感じであるという旨の指摘がなされ、これに対し、外事室長は、ロシア側の提供資料に合わせ、3回くらい現地調査もしており、場所に間違いはないが、どうしてこういうことになっているのかが分からない旨を述べた。

座長が、DNA鑑定を申請する家族への対応については厚労省の方で考え、連絡されたい旨を発言し、この議論は終了した。

（2）旧第42回・旧第43回DNA鑑定人会議での指摘に対する担当部署の対応

（i-1）旧第42回DNA鑑定人会議での指摘に対する担当部署の対応に関する調査チームによるヒアリング結果

（イ）援護企画課長

議事録によれば、旧第42回DNA鑑定人会議には、当時の援護企画課長が出席している旨の記録があるが、同埋葬地について援護企画課長が発言した記録はない。調査チームからのヒアリングに対し、援護企画課長は、該当するやりとりについて全く記憶していないとのことであった。同人の手帳には同日の午後2時30分に別件（事

務次官への説明)を行う旨のメモが残っているとのことであり、DNA鑑定人会議には遅れて出席し、本件に関する発言を聞いていなかった可能性がある。

(ロ) 外事室長

事務局で主に発言をしていたのは外事室長である。鑑定人の指摘に対し、埋葬地自体は合っているはず、という趣旨の発言や、病院の埋葬地なので日本人の女性がいてもおかしくないという趣旨の発言をし、日本人でない遺骨であるとの鑑定人の発言にやや懐疑的な印象を持っていることを伺わせる発言をしている。

調査チームのヒアリングに際し、当初、外事室長は、この会議のことを記憶していないとのことであったが、議事録を参照し、自分が女性の話(埋葬地の名簿に女性のような名前があること等)をしたことは思い出した旨述べた。

(ハ) DNA担当職員

会議の進行役として、当該埋葬地(番号)と送還柱数及び検体数の概略を説明し、本件の担当鑑定人に報告を求めている。

DNA担当職員は、会議でのやりとりについて比較的よく記憶している。調査チームのヒアリングに対して、議事録を参照しつつ、日本人ではない遺骨が混じっている可能性があることにつき前任者から引継ぎを受けたことはなく、旧第42回DNA鑑定人会議での指摘があつて初めてその可能性を認識した旨、その指摘を受け、シベリアでの遺骨収集を担当するラインに問題意識を持ってもらいたいと思い、次回のDNA鑑定人会議に出席するよう要請した旨を回答した。

(i-2) 旧第43回DNA鑑定人会議での指摘に対する担当部署の対応に関する調査チームによるヒアリング結果

(イ) 援護企画課長

援護企画課長は、旧第43回DNA鑑定人会議で発言していない。

調査チームからのヒアリングに対し、援護企画課長は、当時ロシア人の遺骨かもしれないという話が出たことを全く覚えておらず、現在、議事録を見ても記憶として思い起こすことができない旨回答した。

その上で、推測として、会議の中で紛糾したり、鑑定人から強い意見をもらったりしたものについては、整理して検討するが、当時はあまり話を理解していなかったと思われる旨、ロシア人の遺骨かもしれないということが、重要な問題であり厚生労働省に対し検討を求められているような話であれば、会議後に何かしらの対応をしたと思うが、当時はそのような問題意識を持たなかった旨、フィリピンの件の問題は知っていたが、似たような話だと思ったこともなかった旨回答した。

その理由につき、DNA鑑定人会議での関心事は、出てきた遺骨の中で、どれくらいDNAが合致して、遺族にお返しできるのか、というものであり、遺族に返せなかった遺骨がどういう遺骨なのかという点については着目していなかったと思う旨回答した。

重要な問題との認識がないので、この件で部下と協議したことはなく、上司への報告もしていない旨回答した。

(ロ) 外事室長

旧第43回DNA鑑定人会議において、座長からの埋葬地の場所が違っているのではないか、日本人墓地を開けていないという感じであるとの指摘に対し、外事室長は、ロシア側の提供資料に合わせ、3回くらい現地調査もしており、場所に間違いはないが、どうしてこういうことになっているのかが分からない旨を述べていた。

調査チームからのヒアリングに対しては、DNA鑑定の技法等について、本を読むなどして勉強はしたが、十分な知識があったとは言えず、鑑定人の発言の趣旨が分からないこともあった（その点、意思疎通が十分でなかった）旨、当時のDNA鑑定では、モンゴロイドとコーカソイドの区別はできても、日本人と朝鮮人との区別まではできないと言われた記憶があり、DNA鑑定人会議でも、ロシア人の骨であると特定された訳でもなかった旨、モンゴロイドの骨かコーカソイドの骨かは見ればすぐ分かるので、コーカソイドの骨を持ち帰るということはないのではないかと、とも思っていた旨回答した。他方で、埋葬者名簿の数よりも過大な遺骨を持ってくるということは、明らかにおかしいことであるが、当時、収集をどう進めるかという点に注意が向いており、返還ということについて頭が回らなかった旨回答した。

さらに、本件の対応につき、省内で協議したことはなかった旨述べ、その理由につき、DNA鑑定人会議は、特定の遺族と遺骨とのマッチングが主体的業務であり、マッチングがなければそれ以上追究しないという考えであったのだと思う、その当時に問題提起すればよかったが、そうは考えなかった旨回答した。

また、現時点で考えれば、どうすべきであったと思うかとの問に対しては、ロシア側の了解を得て既に焼骨したものを返すことができるのかという課題や、収骨した場所が現在では墓地でなく家が建っているというケースもあり、どこに埋葬するのかという課題等もあり、ロシア側の担当と話して簡単に返せるというものでもないので、返すという判断を直にはしづらいと思う旨回答した。

(ハ) DNA担当職員

DNA担当職員は、会議の進行役として、前回会議の後に、座長がデータを確認した結果について座長に報告を求めている。

さらに、ほとんど日本人はいないとの印象である旨の座長からの報告を受けて、当該墓地はほぼロシア人が埋葬されている地域ということで、今後遺族からDNA鑑定の申請があった場合は断る方向で検討したいと述べている。

DNA担当職員は、会議でのやりとりについて比較的よく記憶していた。調査チームのヒアリングに対し、議事録を参照しつつ、DNA担当の一番の目標は遺骨を遺族に返すことである旨、当時、硫黄島や沖縄での戦没者の遺族からもDNA鑑定を実施して欲しいという声があり、当該埋葬地が日本人のものではない可能性が高いのであ

れば、今後、遺族からのDNA鑑定の申請がなされても受付はやめようということになった旨、当該埋葬地が日本人の埋葬地でないこと及び今後遺族からの申請がなされた場合にはDNA鑑定を行わないという方針について口頭で後任に引き継いだ旨を回答した。

その上で、日本人でない可能性のある遺骨の取扱いについては、DNA担当部署の業務ではないと考えており、シベリア担当に任せるしかなかった旨、旧第42回DNA鑑定人会議での指摘を受け、旧第43回DNA鑑定人会議には、シベリア担当の職員にも参加してもらい、問題意識を共有してもらった旨を回答した。

そして、会議後に、遺族にどのように回答するかという点では対応を検討したが、遺骨の取扱いについてシベリア担当、課長・室長とも特に話はしていないとし、その理由につき、少ない人数で優先度の高い業務に対応していたので、シベリア担当の対応についてのフォローはしていない旨回答した。組織としての対応がなされなかった理由について、推測であるとしつつ、組織としては、当時、遺骨収集事業を積極的に進めており、相手国政府との関係もあるので、結果的に協議まで至らなかったのではないかと、別の埋葬地でも同じような事案が続くのであれば、優先度は高くなったと思う旨述べた。

(ii) 旧第42回・旧第43回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえると、DNA担当職員は、日本人の遺骨ではないものが含まれている可能性があることと指摘があったことを認識し、シベリアでの遺骨の収集に関し問題があったことになるので、日本人でない遺骨の取扱いについては、シベリア担当が行うものと考えていたことが認められる。同人は、シベリア担当に対し旧第43回DNA鑑定人会議への出席を要請し、また当該埋葬地についての遺族からのDNA鑑定申請を受け付けない旨の方針を部署内で協議したことが認められるが、それ以上の対応はしていないものと認められる。

また、上席である外事室長も、DNA鑑定人会議は、特定の遺族と遺骨とのマッチングが主体的業務であり、マッチングがなければそれ以上追究しないという考えであったため、遺骨の返還等につき頭が回らなかったとの趣旨を述べており、当該埋葬地についての遺族からのDNA鑑定申請を受け付けない旨の方針を部署部局内で協議したことは認められるが、それ以外に何ら対応をしていなかったものと認められる。さらに、旧第43回DNA鑑定人会議に出席した援護企画課長は、当時、ロシア人の遺骨かもしれないという話が出たことすら覚えておらず、現在、議事録を見ても記憶として思い起こすことができない旨述べているように、問題意識を持つに至っていなかったものと認められる。

その結果、旧第42回DNA鑑定人会議で日本人の遺骨ではないのではないかとの指摘がなされ、旧第43回DNA鑑定人会議でほぼ日本人ではない旨の座長からの報告がなされたにもかかわらず、外事室も援護企画課も、例えば日本人でない事実を明

確に確認するための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかったものと認められる。公表の必要性について検討した形跡も全くない。

6 イルクーツク州第7収容所第8部隊—2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊

(1) 新第21回DNA鑑定人会議での指摘

平成29年12月に開催された新第21回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地を担当した鑑定人から報告がなされた。当該埋葬地の名簿登載者数91名、送還柱数90柱、検体数72柱分について、遺族からの申請はいずれも該当なしとされたこと、ミトコンドリアが一見して日本人でない遺骨が多いことから、当該埋葬地について鑑定を打ち切った方がいいのかどうかを議題で出した方がよいという話になったとして、他の鑑定人の意見を聞きたい旨を述べたところ、他の鑑定人からも、日本人がほとんどいないような感じがするとの意見があった。

DNA担当職員は、当該埋葬地の状況を説明した後、過去のDNA鑑定人会議で日本人ではないとされた遺骨は、厚労省の霊安室で保管している旨を述べた。

また、鑑定人の1名が、なぜ日本人ではないのに厚労省は遺骨を返還していないのかという旨の質問をしたところ、事業課長は、仮に間違えて収集してしまった場合は、相手国又は地域と協議・検討した上で、返還するのが原則である旨を述べた。

なお、事業課長は、DNA鑑定人会議の役割は日本人戦没者と遺族との間の親族関係を確認するのが目的であるが、遺骨の人種を確認するための知見があれば鑑定人から教えてもらいたい旨を述べた。

最後に、DNA鑑定人会議の座長により、鑑定人による議論を踏まえれば、当該埋葬地の遺骨が収集されたのは日本人が埋葬されている場所とは違うと推測されることから、当該埋葬地に関する個別の対応は厚労省で判断するという方向性が確認された。

(2) 指摘に対する担当部署の対応

(i) 調査チームによるヒアリング結果

(イ) 事業課長

調査チームからのヒアリングに対し、新第21回DNA鑑定人会議に出席した事業課長は、日本人でない遺骨を収集した可能性があるという指摘について、同会議で初めて問題を認識したと述べている。また、遺骨を返還する方針は定まっていなかったが、同会議の席上では、一般論として遺骨を返還すべきである旨の発言をした旨述べている。

また、事業課長としては、遺骨の返還について具体的な対応策は念頭にはなく、まずは全体像を把握し、その後ロシア側との協議等が必要になるとの考えはあった旨述べている。しかし、事業課長は、こうした対応が容易な問題ではないという考えを事業推

進室長と共有したのみであり、事業課長自ら検討したり、または事業課内で具体的な対応の検討を指示したりしたことはなかった旨述べている。

なお、事業課長は、事案の公表に関しては、一般論として、ネガティブな事案は速やかに審議官や援護企画課長と相談するべきものと認識していたが、本件を審議官に対して報告した記憶はなく、援護企画課長に対して何かのついでに事案の存在について伝えていたかもしれないという程度の記憶しかない旨述べている。

(ロ) 事業推進室長

調査チームからのヒアリングに対し、新第21回DNA鑑定人会議に出席した事業推進室長は、事業課長との間で問題意識を共有した旨述べている。しかし、事業推進室長は、当時、DNAに関する知見がなかったため、日本人ではないと断定できるのかどうかについては不明であるとの考えを持っていた旨述べている。また、事業推進室長は、埋葬地の情報が少なく、進め方が難しいと考えていた旨述べている。さらに、事業推進室長は、同会議を傍聴したシベリア担当職員との間で対応の必要性を共有したが、具体的には、当該埋葬地の報告書を見ること以外のことは実行しなかった旨述べている。

(ハ) DNA担当職員

調査チームからのヒアリングに対し、新第21回DNA鑑定人会議に出席したDNA担当職員は、遺骨の返還については、遺骨収集担当で検討することと理解していたため、特に対応はしていなかった旨述べている。なお、同会議で日本人でない遺骨を収集した可能性の指摘がなされる予定であることを踏まえ、DNA担当職員は、シベリア担当職員に同会議の傍聴を依頼した旨述べている。

(ニ) シベリア担当職員

調査チームからのヒアリングに対し、シベリア担当職員は、事業推進室長からの指示で、担当の専門官とともに新第21回DNA鑑定人会議を傍聴したが、ロシアは対応が難しい国であり、どのように遺骨を返還するのかは難しい問題だと考えていた旨述べている。また、シベリア担当職員は、自らが中心となって、DNA担当である調査班と共に返還の方法について検討する必要性を認識していた旨述べている。しかし、シベリア担当職員は、同会議後平成31年1月までの間、自ら対応をせず、また事業課長または事業推進室長からの具体的な指示は受けていなかった旨を述べている。

(ii) 新第21回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえると、日本人でない遺骨を収集した可能性があるという指摘がなされた事実については、新第21回DNA鑑定人会議に出席または同会議を傍聴した事業課内の職員が、ある程度の情報共有を行っていた事実は認められる。

もっとも、シベリア担当職員は遺骨の返還について具体的な対応はしていなかったことが認められ、DNA担当職員は、シベリア担当職員にDNA鑑定人会議の傍聴を求めたものの、遺骨の返還について具体的な対応をしていなかったことが認められる。

さらに、事業推進室長は、事業課長及びシベリア担当職員との間で情報共有はしたも

の、遺骨返還の具体的な対応策を事業推進室長自ら検討したり、事業推進室内で対応策を指示したりした事実は認められない。また、審議官や援護企画課長に対応策に関する具体的な相談を行った事実も認められない。事業推進室長の上司である事業課長は、日本人でない遺骨を収集した可能性があるという指摘について、新第21回DNA鑑定人会議で初めて問題を認識し、一般論として日本人でない遺骨は返還すべきである旨を同会議の席上で発言したことが認められる。もっとも、事業課長は、その後の対応として、事業推進室長と考えを共有したものの、遺骨返還の具体的な対応策を事業課長自ら検討したり、事業課内で対応策を指示したりした事実は認められない。また、新第21回DNA鑑定人会議が行われた平成29年12月以降、後述する新第24回DNA鑑定人会議が行われた平成30年8月までの間、審議官や援護企画課長に対して対応策に関する具体的な相談を行った事実も認められない。

このように、事業推進室・事業課では、日本人でない遺骨を収集した可能性があるという指摘がなされた事実についての情報共有にとどまり、具体的な対応の検討は行われていなかったのであり、審議官または援護企画課長に対する具体的な相談も行われていなかったものと認められる。

7 クラスノヤルスク地方第34収容所第8支部—1

(1) 新第22回DNA鑑定人会議での指摘

平成30年3月に開催された新第22回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地を担当した鑑定人から報告がなされ、これまでの遺族からの申請11件はいずれも該当なしとされたこと、女性が含まれていること、日本人らしくない遺骨が多いことの指摘があった。

上記指摘を受けて、DNA担当職員は、当該埋葬地の状況を説明した。また、事業課長は、当該埋葬地の遺骨を今後は鑑定の対象とはしない旨及び日本人の遺骨であるか疑わしい点について検証する旨を述べた。

(2) 指摘に対する担当部署の対応

(i) 調査チームによるヒアリング結果

(イ) 事業課長

新第22回DNA鑑定人会議に出席した事業課長は、上記「イルクーツク州第7収容所第8部隊—2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊」に係る新第21回DNA鑑定人会議に出席していた事業課長である。調査チームからのヒアリングに対し、事業課長は、日本人でない遺骨を収集した可能性があるという指摘について、専門家からの指摘なので否定せず受け入れる必要があると考えた旨述べている。他方で、事業課長は、遺骨収集団が日本人のものとして収集してきた遺骨を否定するのは重い決断であるため、全体像を確認する必要があると考えた旨述べている。

事業課長は、同会議後、DNA担当職員に対し、遺骨収集の担当者と上記指摘を共有

しようと伝えた旨述べている。また、ロシア側と協議するためにどういう資料が必要かということを経営推進室長やシベリア担当職員と口頭で話はしていた旨述べている。しかし、事業課長は、同会議の席上で「検証」という言葉を用いたものの、同会議後に同埋葬地に関する検証をしたことはなかった旨述べている。

(ロ) 事業推進室長

新第22回DNA鑑定人会議に出席した事業推進室長は、上記「イルクーツク州第7収容所第8部隊—2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊」に係る新第21回DNA鑑定人会議に出席していた事業推進室長である。調査チームからのヒアリングに対し、事業推進室長は、当時、日本人でない遺骨である可能性が指摘された初めての事案ではないので、対応を考えていかざるをえないと捉えた旨述べている。

しかし、事業推進室長は、日本人でないというのがどの程度確実なのかについて確信がなかった旨を述べており、また、対応としては当該埋葬地の報告書や資料を確認するにとどまっていた旨述べている。さらに、事業推進室長は、自分の職責として対応すべき事案かどうか曖昧だったと述べている。もっとも、事業推進室長は、事業課長としては自分以外に本件に対応すべき者はなく、自分が対応せよという理解だったと思う旨を述べている。

(ハ) DNA担当職員

新第22回DNA鑑定人会議に出席したDNA担当職員は、上記「イルクーツク州第7収容所第8部隊—2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊」に係る新第21回DNA鑑定人会議に出席していたDNA担当職員である。調査チームからのヒアリングに対し、DNA担当職員は、新第22回DNA鑑定人会議における事業課長の発言についてはあまり記憶していない旨述べている。

(ニ) シベリア担当職員

シベリア担当職員は、上記「イルクーツク州第7収容所第8部隊—2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊」に係る新第21回DNA鑑定人会議に出席していたシベリア担当職員である。調査チームからのヒアリングに対し、シベリア担当職員は、事業推進室長からの指示で、担当の専門官とともに新第22回DNA鑑定人会議を傍聴し、当該埋葬地については、新第21回DNA鑑定人会議の時と同じように受け止めた旨述べている。もっとも、シベリア担当職員は、同会議後平成31年1月までの間、自ら対応をせず、また事業課長または事業推進室長からの具体的な指示は受けていなかった旨を述べている。

(ii) 新第22回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえると、日本人でない遺骨を収集した可能性があるという指摘がなされた事実については、新第22回DNA鑑定人会議に出席または同会議を傍聴した事業課内の職員が、ある程度の情報共有を行っていた事実は認められる。

シベリア担当職員は遺骨の返還について具体的な対応はしていなかったことが認め

られ、また、事業推進室長が遺骨返還の具体的な対応策を自ら検討したり、事業推進室内で対応策を指示したりした事実は認められない。事業課長は、その後の対応として、事業推進室長やシベリア担当職員と考えを共有したものの、遺骨返還の具体的な対応策を事業課長自ら検討したり、事業課内で対応策を指示したりした事実は認められない。

このように、事業推進室・事業課では、日本人でない遺骨を収集した可能性があるという指摘がなされた事実についての情報共有にとどまり、具体的な対応の検討は行われていなかったのであり、審議官または援護企画課長に対する具体的な相談も行われていなかったものと認められる。

8 ザバイカル地方第24収容所第13支部

(1) DNA鑑定人会議での指摘

(i) 新第23回DNA鑑定人会議

平成30年6月に開催された新第23回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地を担当した鑑定人から報告がなされ、遺族からの申請2件はいずれも該当なしとされたことの報告があった。また、他の鑑定人からは、日本人ではない可能性がある旨の指摘があった。

上記指摘を受けて、鑑定人の1名は、当該埋葬地の遺骨のY-filer及びミトコンドリアのデータを鑑定し、日本人でない可能性も含めて検討する旨を述べた。

(ii) 新第24回DNA鑑定人会議

平成30年8月に開催された新第24回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地の遺骨のY-filer及びミトコンドリアの各データについて鑑定を行った鑑定人から報告がなされた。当該鑑定人の報告内容は、結論としては、各データの分析結果からすれば日本人ではない又は日本人ではない可能性が高いものが多数であるというものであり、当該埋葬地の遺骨全部が日本人ではないと推測される旨の発言がなされた。

なお、議事録上、上記の結果報告に関し、鑑定人または出席した事業課職員からの発言ないし意見交換等の記載はない。

(2) 指摘に対する担当部署の対応

(i) 調査チームによるヒアリング結果

(イ) 事業課長

新第23回及び新第24回DNA鑑定人会議に出席した事業課長は、上記「イルクーツク州第7収容所第8部隊ー2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊」に係る新第21回DNA鑑定人会議及び上記「クラスノヤルスク地方第34収容所第8支部ー1」に係る新第22回DNA鑑定人会議に出席していた事業課長である。調査チームからのヒアリングに対し、事業課長は、日本人でない可能性について鑑定人の1名が鑑定を実施することになったことに関し、事務局側からの依頼ではなく、当該鑑定人の提

案であった旨述べている。また、当該提案がされた際、事業課長としては、ロシア側に示す科学的根拠を誰に依頼するか考えていたところであり、いわば、渡りに船であったと述べている。

また、新第24回DNA鑑定人会議における報告を聞いて、事業課長は、ほぼ間違いなく日本人の遺骨ではないという認識を持った旨述べている。

事業課長は、新第24回のDNA鑑定人会議後、事業推進室長に対し、遺骨収集の担当者と上記の結果を共有するよう指示したが、具体的な期限や対応については指示しなかった旨述べている。また、事業課長は、様々な行政課題がある中でロシアとの協議についての方針をまとめる作業は事業推進室長に依存していた旨、および、DNA担当職員はロシアとの協議などは事業推進室の所掌事項という認識が強かったと思うので、自分が事業課と事業推進室の橋渡しをすべきであったが、そこまでのイニシアチブをとれていなかった旨を述べている。

上司への報告について、事業課長は、事実関係の確認など全容を明らかにしてから行うべきものと考えており、報告に時間を要することとなった旨及び今から思えば上司に直ちに報告すべきであった旨を述べている。なお、新第23回DNA鑑定人会議（平成30年6月）と新第24回DNA鑑定人会議（平成30年8月）の間である平成30年7月に、幹部（社会・援護局長、審議官及び援護企画課長）の異動が行われ、DNA鑑定は専門的であることから、基本的な説明をしなければならない中で、他の政策課題を優先させてしまっていたと述べている。また、事業課長は、審議官に対し、平成30年秋から年末の時期に、対応方針案ではなく、事案の共有ということで相談した旨を述べている。また、援護企画課長にも、同時期に相談した旨述べている。

公表に関して、事業課長は、まずは事実関係など全容を確認することが必要であり、また、ロシアとの関係もある中で、日本側だけで公表を行ってよいのかを詰める必要があった旨を述べている。

（ロ）DNA担当職員

新第23回及び新第24回DNA鑑定人会議に出席したDNA担当職員は、新第22回までのDNA鑑定人会議に出席したDNA担当職員の後任である。DNA担当職員は、調査チームからのヒアリングに対し、新第24回DNA鑑定人会議の場で、同埋葬地の遺骨について、日本人の遺骨ではないという認識を持った旨述べている。また、DNA担当職員は、新第24回DNA鑑定人会議の場で明確に報告がなされたため、厚生労働省に問題提起されたものと認識した旨述べている。なお、前任のDNA担当職員から平成30年3月に引継ぎを受けた際、引継事項の中に日本人でない遺骨の問題は含まれていなかった。

DNA担当職員は、新第24回DNA鑑定人会議の終了後、事業課長及び事業推進室長を交えての話し合いはなかった旨述べている。また、同会議の議事録が出来上がった後、平成30年9月20日、自らの判断でシベリア担当職員ら事業第2班（シベリア担

当)に宛てて電子メールを送信した。なお、同メールの宛先には、事業課長及び事業推進室長らも含まれていた。また、同メールの内容には、新第24回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地の遺骨が日本人でないとの結論を得たこと及び今後遺骨の扱いを整理する必要がある旨の記載があった。

さらに、DNA担当職員は、平成30年10月29日、自らの判断で、上記の電子メールと同じ宛先に対して再度電子メールを送信した。同メールの内容には、当該埋葬地を元にして現地の政府機関を通じて通報及び返還に係る方針案につき、同年11月20日を目途に整理し事業推進室内をクリアするよう依頼するとともに、その後に事業課長を含めて打ち合わせを行い審議官に上げたい旨の記載があった。

なお、DNA担当職員は、上記2通の電子メールを送信するまで、シベリア担当職員は対応について動いておらず、またその後の検討状況に関する連絡もなかった旨述べている。

DNA担当職員は、平成31年1月18日の数日前に、事業課長と自身で本件について審議官に話をした旨、その後事業課長、事業推進室長、シベリア担当職員、遺骨の保管を担当する専門官と自身とで打ち合わせをした旨及びその際に事業課長から早く対応策を作るよう事業推進室長とシベリア担当職員に指示があった旨を述べている。

また、DNA担当職員は、遺骨の保管を担当する専門官から、当該埋葬地以外にも日本人でない遺骨が霊安室にあることについて相談を受けていたと述べている。なお、DNA担当職員は、日本人でない遺骨は厚労省の霊安室に置き続けるわけにはいかないものであり、想定問答等で他国の戦没者の遺骨を発見した場合には、相手国に通報し適切に対応するとされていると述べている。また、DNA担当職員は、そのような遺骨に関する相手国への通報方法等は、事業推進室で検討するものと認識していた旨述べている。

(ハ) 事業推進室長

新第23回及び新第24回DNA鑑定人会議に出席した事業推進室長は、上記「イルクーツク州第7収容所第8部隊—2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊」に係る新第21回DNA鑑定人会議及び上記「クラスノヤルスク地方第34収容所第8支部—1」に係る新第22回DNA鑑定人会議に出席していた事業推進室長である。調査チームからのヒアリングに対し、事業推進室長は、鑑定人からの指摘を受け、今回は精査の上での結論であるので、遺骨を返還する方向になるしかない旨の認識を得た旨述べている。しかし、この時期はフィリピンの遺骨の問題について対応に追われていたため、本件の具体的な対応をしなかった旨述べている。また、シベリア担当職員に話はしていたが、いつまでに何をして欲しいという話はしていなかった旨述べている。

事業推進室長は、その後、平成30年12月ころに事業課長からDNA担当職員と共に会議室に呼ばれて、審議官に話をしたのでしっかりやってほしいとの指示があった旨述べている。事業推進室長は、その際、シベリア担当職員も打ち合わせに加わり、基

礎資料はシベリア担当職員が作成することになった旨及び資料作成を急ぐという意識は共有されたが具体的な期日の指定はなかった旨を述べている。

その後、事業推進室長は、平成31年1月20日（日）、シベリア担当職員及び事業第2班（シベリア担当）宛に電子メールを送信した。同メールの内容には、同月21日（月）に遺骨のDNA鑑定結果について打ち合わせをしたい旨の記載がある。事業推進室長は、同打ち合わせにおいて、自らが作成した資料を元に現状と問題点について出席者に話をして、事実誤認があったら教えてほしいと依頼し、シベリア担当職員に基礎資料作成の指示をした旨述べている。

さらに、事業推進室長は、平成31年1月31日、シベリア担当職員（のみ）に対し、問題とされた埋葬地の概要資料の作成について進捗を確認する電子メールを送信した。また、同メールには、今後の段取りとして、まず事業2班内の意志確認を行った上、事業課長以下の説明及び打ち合わせ（他地域でも同様の案件があるので各班同席も可）を行い、事業課長の了解を得て、企画課長、審議官へ上げるように指示する旨の記載がある。

また、その2日後である平成31年2月2日（土）、事業推進室長は、シベリア担当職員及び事業第2班（シベリア担当）宛に電子メールを送信した。同メールには、上記1月31日付のシベリア担当職員宛のメールを引用したうえ、援護企画課長から意見をいただき、以前のメモに追加修正した旨、そのメモを確認して、事業課長以下の打ち合わせをセットしてほしい旨の記載がある。なお、事業推進室長は、この電子メールに記載された事業課長以下の打ち合わせを実施したかどうかは記憶になく、実施したとしても新しい話はなかったと述べている。

（二）シベリア担当職員

新第23回及び新第24回DNA鑑定人会議が開催された当時のシベリア担当職員は、上記「イルクーツク州第7収容所第8部隊—2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊」に係る新第21回DNA鑑定人会議及び上記「クラスノヤルスク地方第34収容所第8支部—1」に係る新第22回DNA鑑定人会議を傍聴していたシベリア担当職員である。調査チームからのヒアリングに対し、シベリア担当職員は、新第23回及び新第24回DNA鑑定人会議は傍聴しなかったと述べている。

シベリア担当職員は、収集された遺骨が日本人でないという新第24回DNA鑑定人会議での再鑑定結果について認識したのは、9月下旬（平成30年9月20日）のDNA担当職員からの電子メールだと思う旨、DNA担当職員から上記の電子メールが来るまで本件については事業課長、事業推進室長またはDNA担当職員からも具体的な指示はなかった旨及び9月20日から10月29日までの期間も、具体的には対応していない旨を述べている。

シベリア担当職員は、DNA担当職員が送信した10月29日付の電子メールを受け、ロシアは対応が難しい国なので、難しい問題だと認識した旨述べている。また、そ

の後、埋葬地の遺骨収集の状況について調べたが、具体的にロシアに返還するためにどうしたら良いのかは考えていなかった旨述べている。なお、DNA担当職員の電子メールには、具体的な対応期限（11月20日）の記載があったが、シベリア担当職員は、そう簡単にできる問題ではないと11月中下旬頃にDNA担当職員に口頭で伝えた旨を述べている。

シベリア担当職員は、事業推進室長との間で他の案件の話をしている際に、DNA担当職員からの電子メール（10月29日付）について相談をしたことがあり、事業推進室長からは具体的な事案を整理して審議官や援護企画課長も含めて情報共有した方がよいのではないか、という話があった旨述べている。もっとも、シベリア担当職員は、この問題についての相談の場ではなかったので、具体的な行動をとらず、重要な問題とは認識していたが、難しい問題であり、一刻も早くやらなければならないという認識はなかった旨を述べている。

シベリア担当職員は、その後、平成31年1月中旬に行った打ち合わせ（出席者：事業課長、事業推進室長、DNA担当職員、自身及び遺骨の保管担当の専門官）については記憶している旨及び事業課長から具体的に返還に関する検討の指示があった旨を述べている。なお、その際、スケジュール感についても指示はあったと思うが、記憶にない旨述べている。

シベリア担当職員は、1月21日に行われた打ち合わせ（出席者：事業推進室長及びシベリア担当のライン）の場では、遺骨収集は当時の要領に則ったものであったこと、また、今後ロシア側に返す観点から、事業推進室長が作成した方針の認識を共有した旨、及び、審議官、援護企画課長、事業課長にこの方針を上げていこうという話があった旨を述べている。また、事業推進室長から自身に対する具体的な指示はなかったが、埋葬地の概要資料をまず作れという指示はあったかもしれない旨述べている。

シベリア担当職員は、事業推進室長からの電子メール（2月2日付）を受けて、同月4日または5日に事業課長以下の打ち合わせ（出席者：事業課長、事業推進室長、シベリア担当職員ら、南方担当の職員2名。なお、他の職員がいたかどうかは記憶が曖昧。）を設定した旨述べている。同打ち合わせでは、事業推進室長の作成したメモと自身の作った埋葬地の概要を援護企画課長や審議官に上げていきたい、という話をしたところ、事業課長からは、埋葬地のどの地点の遺骨に疑義があるのかわからないとだめなのではないかという指摘があった旨述べている。また、事業課長からは、議事録の口頭の発言しかないので、もう一度鑑定人に確認しないとわからない、という話があったと思う旨述べている。なお、その確認について、いつまでとか、なるべく早くとかそういう話はなかった旨述べている。

シベリア担当職員は、上記の事業課長からの指摘を受け、事業課内の調査班に、DNA鑑定人会議の議事録の内容確認を依頼したが、調査班の動きが遅かった旨及び調査班からは、詳しくは分からないというニュアンスのことを言われた旨を述べている。ま

た、当時、調査班はDNA鑑定の沖縄での試行的な取組みについて、結論を年度内に出さないといけない、という状況もあり、忙しそうであったので、その時に1回聞いたがその後時間を空けてしまったため、平成31年3月までのシベリア担当職員としての任期中には、自身で確認をすることはなかった旨述べている。

(ホ) 審議官

新第24回DNA鑑定人会議が開催された当時の審議官は、調査チームからのヒアリングに対し、記憶が曖昧だが、平成30年12月頃、事業課長からだと思うが、ロシアで収集した遺骨の中に日本人でない可能性が疑われる遺骨があり、相手国との関係もあり、丁寧に対応をしていきたいという話が口頭であり、そうしようと思ったと思う旨述べている。また、審議官は、新第23回DNA鑑定人会議と新第24回DNA鑑定人会議の間の時期に審議官に着任しているが、前任者から本件に関する引継ぎは受けていない旨述べている。

審議官は、報告を受けた際に、日本人でない遺骨を間違えて持ってきているという認識ではなく、日本人でない遺骨である可能性があるという話として聞いていた旨述べている。なお、社会・援護局長に本事案を相談した記憶はないと述べている。

事案の公表に関して、審議官は、通常は審議官たる自分の判断事項であり、日本人でないと確定したら公表するというのが自分の考えである旨述べている。

(ヘ) 援護企画課長

新第24回DNA鑑定人会議が開催された当時の援護企画課長は、調査チームからのヒアリングに対し、新第24回DNA鑑定人会議で指摘された事項について、いつどのような形で知ったかは記憶が定かではない旨述べている。もっとも、自分が記憶していたことではないが、平成30年12月に事業課長、事業推進室長から口頭で報告を受けていたと聞いたので、その時点で報告を受けていた可能性は高いと思う旨述べている。なお、援護企画課長は、新第23回DNA鑑定人会議と新第24回DNA鑑定人会議の間の時期に援護企画課長に着任しているが、前任の援護企画課長からは、日本人でない遺骨を収集した可能性があることについての引継ぎは受けていない旨述べている。

援護企画課長は、自身の懸案事項の進捗管理のためにまとめていたメモによれば、当該メモ作成の日付である平成31年1月28日の時点では懸案事項としてしっかり認識していた旨及び同メモには手順をまとめる必要があるとの記載がある旨述べている。

また、援護企画課長は、同年2月1日に事業推進室長等とディスカッションをして、手順についてアドバイスをした旨述べている。

事案の公表に関して、援護企画課長は、平成30年8月の会議で扱われたもの以外は、日本人の遺骨ではないという断定ができているわけではなく、宙ぶらりんの状態であることから、そのまま公表するのは考えにくいと述べている。また、遺骨を収集するにあたって焼骨を行うかどうかという点について平成31年2月以降令和元年8月まで検討がなされていたことから、この点の方針を決めた上で、日本人でない遺骨の問題も

整理し、公表することを考えていた旨述べている。

(ト) 社会・援護局長

新第24回DNA鑑定人会議が開催された当時の社会・援護局長は、調査チームからのヒアリングに対し、局長就任後、報道機関から遺骨収集について問い合わせがあることは聞いていたが、DNA鑑定人会議で日本人でない遺骨が収集された可能性が指摘されたことについては令和元年7月の報道後に初めて知った旨述べている。なお、社会・援護局長は、新第23回DNA鑑定人会議と新第24回DNA鑑定人会議の間の時期に社会・援護局長に着任しているが、前任の社会・援護局長からは、日本人でない遺骨を収集した可能性があることについての引継ぎは受けていない旨述べている。また、過去に援護担当の審議官であった時期に日本人でない遺骨を収集した可能性の問題を認識したことはなかった旨述べている。

(ii) 新第23回、新24回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング（ヒアリングにあたり提出された電子メールや引継書も含む）結果を踏まえると、次のような事実が認められる。

(イ) 新第24回DNA鑑定人会議における報告を聞いて、事業課長は指摘にかかる遺骨はほぼ間違いなく日本人の遺骨ではないという認識を持ち、事業課のDNA担当職員も同埋葬地の遺骨について、日本人の遺骨ではないという認識を持ち、事業推進室長も同様の認識を有して遺骨を返還する方向になるしかないという認識を持ち、事業課長と事業推進室長とは、認識を共有した。

その後、DNA担当職員は、遺骨の返還に関する方針については、自身ではなく、事業推進室が検討するものと考え、DNA鑑定人会議の議事録ができあがったことを受けて、自らの判断でシベリア担当のラインの職員らに対して平成30年9月20日付電子メールを送り（同電子メールの宛先には、事業課長と事業推進室長も含まれていた。）対応を促した。

(ロ) シベリア担当職員は、新第24回DNA鑑定人会議での指摘を平成30年9月20日のDNA担当職員からの電子メールによって認識した。これは換言すれば、それまでの間は本件について事業課長、事業推進室長またはDNA担当職員からシベリア担当職員に対して、具体的な指示はなかったということでもある。

(ハ) さらに、DNA担当職員は、平成30年10月29日、自らの判断で、上記の電子メールと同じ宛先に対して、現地の政府機関を通じての通報及び返還に係る方針案につき、同年11月20日を目途に整理し事業推進室内をクリアするよう依頼するとともに、その後に事業課長を含めて打ち合わせを行い審議官に上げたい旨の電子メールを再度送信した。

これに対し、シベリア担当職員は重要性を認識しつつも、具体的な対応に着手できず、迅速な対応は行われなかった。事業推進室長も、シベリア担当職員と具体的な事案を整理して審議官や援護企画課長も含めて情報共有した方がよいのではないかという話は

したものの、具体的な指示は行わなかった。

- (二) 事業課長は、DNA担当職員からの当該電子メールを受信していたが、遺骨返還の具体的な対応策を事業課長自ら検討したり、事業課内で対応策を指示したりすることはなかった。

その後、事業課長は、平成30年12月ないし平成31年1月に審議官に本件に関する報告を行った。もっとも、審議官は、本件に関し、日本人ではない遺骨であるとの鑑定結果が出たとの認識はなく、日本人ではない可能性があるとの指摘にとどまるものと理解していた。なお、事業課長の記憶によれば、新第24回DNA鑑定人会議が行われた平成30年8月以降、同年秋から年末にかけて審議官や援護企画課長に対して報告や相談を行ったとのことであるが、上記平成30年12月ないし平成31年1月の報告に関する審議官の認識や援護企画課長の認識に照らして考えると、事業課長から事案の共有にとどまらない具体的な対応策についての相談が審議官や援護企画課長に対してなされた事実は認められない。

- (ホ) 平成30年12月ないし平成31年1月に事業課長が審議官に本件に関する報告を行った際にはシベリア担当職員が埋葬地に関する概要資料の作成をすることになり、事業推進室長はシベリア担当職員に電子メールで指示をし、遺骨の返還に関する打ち合わせが設定された。審議官への報告直後に行われた打ち合わせの場では、事業課長が事業推進室長とシベリア担当職員に対し、早く対応策を作るよう指示した。もっとも、事業推進室長からのシベリア担当職員に対する指示は、埋葬地に関する基礎資料を作成することの指示にとどまり、また、作成期限に関する指示は行っていなかった。また、具体的な返還に関する資料はシベリア担当職員ではなく事業推進室長が作成していた。
- (ヘ) 平成31年2月上旬には事業課長以下の打ち合わせが行われ、シベリア担当職員は、この打ち合わせを踏まえて、調査班にDNA鑑定人会議の議事録の内容確認を行おうとしたものの、結果的には議事録の内容を確認するには至らなかった。その後は遺骨の返還方針に関する検討は進捗しなかった。
- (ト) 他方、事業推進室長は、自ら遺骨返還に関する資料を作成し、援護企画課長と相談した。援護企画課長は、事業推進室長に遺骨の返還方法に関するアドバイスを行った。しかしながら、その後、事業推進室や事業課内で遺骨返還に関する対応策の取りまとめや、当該対応策に関する報告が審議官または援護企画課長になされた事実は認められない。
- (チ) 公表に関して、事業課長は、まずは事実関係など全容を確認することが必要であり、また、ロシアとの関係もある中で、日本側だけで公表を行ってよいのかを詰める必要があり、まだ公表の段階になかったと考えていた。

援護企画課長は、本件の公表のタイミングについては、日本人の遺骨ではないと断定できない状態を解消し、遺骨を収集するにあたって焼骨を行うかどうかという点に関する方針が決まった後に行うことを考えており、まだ公表の段階になかったと考えていた。

公表を判断する審議官は、日本人でないと確定したら公表することを考えていたが、報告を受けた段階では可能性の指摘にとどまる状態であると理解していたため、公表に向けた具体的な動きを取らなかった。

- (リ) なお、社会・援護局長は、DNA鑑定人会議で日本人でない遺骨が収集された可能性が指摘されたことについては、令和元年7月の報道後に初めて知った。

9 ケメロボ州第526収容所第6支部

(1) 新第28回DNA鑑定人会議での指摘

平成31年3月に開催された新第28回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地を担当した鑑定人から、遺族からの申請2件はいずれも該当なしとされたことが報告された。

同会議に出席したDNA担当職員は、担当した鑑定人に対し、この埋葬地は以前に、日本人のものではないのではないかと指摘していた埋葬地かという旨を尋ねたのに対し、担当した鑑定人はこれを肯定し、データを示した方がいいかという旨を答えた。このやり取りに引き続き、DNA担当職員は、当該鑑定人からデータの提供を受け、(日本人であるかどうかを判断するため)他の鑑定人にデータを見てもらう旨を述べた後、当該埋葬地については別の視点で要検討ということで整理する旨を述べた。

(2) 新第28回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

(i) 調査チームによるヒアリング結果

(イ) DNA担当職員

新第28回DNA鑑定人会議に出席したDNA担当職員は、上記「ザバイカル地方第24収容所第13支部」に係る新第23回及び新第24回DNA鑑定人会議に出席していたDNA担当職員である。調査チームからのヒアリングに対し、DNA担当職員は、新第28回DNA鑑定人会議の場で、同埋葬地の遺骨について、データを他の鑑定人に見てもらふ旨及び当該埋葬地については別の視点で要検討である旨を述べた。DNA担当職員は、かかる発言に関し、同会議の6日後に行われた人事異動(4月1日付)に伴う後任のDNA担当職員に対する引継書において、当該埋葬地のことと明示はしていないものの、後任者が上記DNA鑑定人会議の傍聴をしていたこともあり、当該埋葬地の人種鑑定の必要性は十分伝わっていたと思う旨述べている。

(ロ) 事業課長

新第28回DNA鑑定人会議に出席した事業課長は、上記「イルクーツク州第7収容所第8部隊—2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊」に係る新第21回DNA鑑定人会議、上記「クラスノヤルスク地方第34収容所第8支部—1」に係る新第22回DNA鑑定人会議及び上記「ザバイカル地方第24収容所第13支部」に係る新第23回及び新第24回DNA鑑定人会議に出席していた事業課長である。調査チームからのヒアリングに対し、事業課長は、新第28回DNA鑑定人会議の場で指摘され

た遺骨に関し、日本人かどうかを確認するためのDNA鑑定依頼については、その後具体的には行っていないと思う旨述べている。なお、事業課長は、令和元年6月ころ、鑑定人の1名に対し、ロシアに説明するための鑑定書が必要となった場合の対応について相談したところ、協力する旨の返答をもらったものの、後に断られた旨を述べている。

(ハ) 会議時点のシベリア担当職員

新第28回DNA鑑定人会議が開催された当時のシベリア担当職員は、上記「イルクーツク州第7収容所第8部隊—2／第7収容所第9部隊／第7収容所第10部隊」に係る新第21回DNA鑑定人会議及び上記「クラスノヤルスク地方第34収容所第8支部—1」に係る新第22回DNA鑑定人会議を傍聴し、上記「ザバイカル地方第24収容所第13支部」に係る新第23回及び新第24回DNA鑑定人会議当時のシベリア担当職員である。調査チームからのヒアリングに対し、シベリア担当職員は、新第28回DNA鑑定人会議を傍聴していなかった旨述べている。また、その6日後に行われた人事異動に伴う引継ぎに際し、シベリア担当職員は後任者への引継書を作成した。同引継書には、DNA鑑定人会議で日本人の遺骨ではないと指摘されたことについて、今後の方向性を事業課長まで説明した旨と事業課長からの指摘の内容及び今後の進め方に関する記載がある。

(ニ) 後任のシベリア担当職員

新第28回DNA鑑定人会議開催後である平成31年4月1日に着任した後任のシベリア担当職員は、同会議を傍聴していない旨述べている。また、前任者からの引継書にDNA鑑定人会議で日本人でない遺骨の問題が指摘されたことについて、懸案事項としての記載があったことは覚えている旨述べている。しかし、本事案については事業課長から特段の指示はなく、事業推進室長からも具体的な指示はなかった旨を述べている。

また、後任のシベリア担当職員は、引継ぎを受けて1週間経たないころの時期に、新第28回DNA鑑定人会議開催後に着任したDNA担当職員と立ち話程度のことはしているが、それ以上の動きはしなかった旨述べている。後任のシベリア担当職員は、本事案について、引継書の最初の方に記載があるので重要な案件であると認識していたものの、外交問題なので、慎重に対応しなければならず、自分としては初めてのケースなので、交渉の方法は難しかったため手が止まってしまった旨述べている。後任のシベリア担当職員は、課室内で行われている週1回の定例会議では各担当職員が懸案事項を2、3個挙げて進捗の説明をしているが、自身は本事案を懸案事項として挙げておらず、また事業課長や事業推進室長から懸案事項として追加するようにと指示されたことはなかった旨述べている。

(ホ) 事業推進室長

事業推進室長は、後任のシベリア担当職員に対し、引継ぎを受けて欲しいと伝え、大きな問題であると話をした旨述べている。もっとも、通常業務と並行して具体的にこれ

をしようという指示はしていない旨を述べている。

(ii) 担当部署の対応

以上のヒアリング結果を踏まえると、新第28回DNA鑑定人会議では、同埋葬地の遺骨について、他の鑑定人にデータを鑑定してもらうこととなり、事業課長もDNA担当職員も、日本人かどうかを確認するためのDNA鑑定依頼をする必要性を認識していたものの、事業課長が令和元年6月に鑑定人に鑑定を打診したところ、結果的には受諾されず、令和元年7月の報道までの間に専門家が鑑定を実施した事実も認められない。

遺骨の返還に関する検討については、課題として新旧のシベリア担当職員が引継書を通じて認識していたことが認められるが、後任のシベリア担当職員が具体的な検討を行わなかったため進捗はなかったことが認められる。この点、事業推進室長は後任のシベリア担当職員に対して対処すべき課題である旨の認識は示したものの、具体的な対応を指示した事実は認められない。

第4章 ロシアの埋葬地についての組織としての対応に対する評価

第3章記載の事実を前提にすると、担当部署の対応は、大きく3つの段階に分けることができる。

第1は、第3章1～4までの埋葬地に対する対応であり、時期としては平成17年5月の旧第7回DNA鑑定人会議から平成21年12月の旧第32回DNA鑑定人会議までのものである（なお、前述のとおり、第3章3の埋葬地については、平成25年10月の新第3回DNA鑑定人会議の中でも扱っているが、日本人ではないという指摘ではなかった。）。担当部署ではそもそも問題意識を有することがなく、日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかった。

第2は、第3章5の埋葬地に対する対応であり、時期としては平成24年6月の旧第42回DNA鑑定人会議から平成24年10月に開催された旧第43回DNA鑑定人会議までのものである。担当部署の中でDNA担当職員は問題意識を有し、当該埋葬地に係るDNA鑑定は中止したものの、担当部署全体では問題意識を共有することなく、日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかった。

第3は、第3章6～9までの埋葬地に対する対応であり、時期としては平成29年12月の新第21回DNA鑑定人会議から平成31年3月の新第28回DNA鑑定人会議を経た時期までのものである。担当部署では課室長を筆頭に問題意識を共有し、新第24回DNA鑑定人会議の後には、遺骨返還に向けた検討が始まったものの検討段階にとどまり、また、局長・審議官に正確な情報が提供されなかったこともあって、事案の公表の判断がなされなかった。

以下、それぞれの組織としての対応を検討する。

1 第3章1～4までの埋葬地（平成17年5月から平成21年12月まで）

（1）組織としての対応

平成17年5月の旧第7回DNA鑑定人会議から平成21年12月の旧第32回DNA鑑定人会議では、4埋葬地において収集された遺骨について、鑑定人から日本人ではない可能性を指摘された。

これに対し、担当部署である援護企画課も外事室も、日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかった。公表についても全く検討されていない。

（2）組織としての対応に対する評価

- （i）次の（イ）から（ハ）の事情を総合的に判断すれば、担当部署ないし厚生労働省において、鑑定人からの指摘がまだ具体的なものではないと判断して、例えば日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入らなかったことや、遺骨をロシアに返還す

るための手順の検討に入ることも行わなかったこと、及び、公表の必要性について検討しなかったことについて、一定程度理解できる余地もあり、当時の担当部署の対応に問題があったと断定することはできないものと考えられる。

(イ) ロシア埋葬地での遺骨収集の手順等の認識

シベリアの遺骨収集については、他の地域と異なり、ロシアからもらった日本人の抑留者名簿に基づいて埋葬地の資料を基に調査をし、現地の人の確認を経て、試掘をして日本人だと確認した上で収集してきている。かかる収集の手順を考えると、当該墓地は日本人収容者の墓地であり、日本人の遺骨でない遺骨を収集する可能性は極めて小さいという認識が援護企画課・同外事室の共通認識であった。

また、特にシベリアでの遺骨収集に実際に携わった経験をもつ職員の場合は、その収集手順を厳密に遵守した自負もあり、さらにハバロフスク地方第3475特別野戦病院ヴァニノ地区埋葬地では、日本人の遺留品としてとりわけ重要とされる印鑑も発見されていたこともあり日本人の遺骨であるはずだという強い思いを抱いていて、日本人ではない可能性をそのまま受け入れ難いという心情もあったものと考えられる。

(ロ) 鑑定人からの指摘が断定的なものではなかったこと

鑑定人会議における日本人の遺骨ではない可能性を指摘する趣旨の発言は、鑑定人会議の全体の議論からすれば、一部の鑑定人が意見として出しているにとどまっており、その後に他の鑑定人から異なる趣旨の発言も出るなど、鑑定人会議としての意見の統一をみるものではなく、日本人の遺骨ではないという結論が鑑定人会議としての全体的な総意として述べられたものではなかったことが認められる。また、鑑定人の上記趣旨の発言についても、担当部署に対して、具体的かつ明示的に何らかの質問が出されたとは受け取れない面があり、課題を提示した内容であるとまでは受け取れない面もあった。

さらに、当時のDNA鑑定の技術水準について、どこまで確定的に鑑定できるのかについては統一した見解も明示されていなかった。実際に、調査チームが話を聞いた鑑定人の一人は、日本人ではない遺骨であって外国人の遺骨がほぼ確実に入っていると思ったのは平成24年に開催された旧第43回DNA鑑定人会議であった旨を述べていることから、それ以前の当該埋葬地にかかる鑑定人会議における各鑑定人の発言は、当該鑑定人自身も日本人ではないと確定的に断定できる趣旨で指摘したものではないと解される。担当部署では、鑑定人の指摘は断定的なものではなく、同様の事案が積み重なってから判断すればよいと考えていた。

また、そもそもDNA鑑定は高度の専門的な知識と技術を前提とするものであり、専門家ではない担当部署においては、鑑定人の発言の趣旨について真の意味での理解が困難であったものと考えられる。

(ハ) 遺骨収集のスピードアップが最大の課題であるという意識

当時は、遺族が高齢化する前に遺骨を早く収集すべしという要請が最大の課題だと認識されていた。また、担当部署には、本件以外にも処理すべき案件が山積しており組織として対応する余力が十分ではなかった。

当時の援護企画課長の認識では、DNA鑑定についての当時の課題は、戦後60年が経過したことを受けてのスピードアップであり、それが最大のタスクであり、とにかく早くということに努力しなければならないという意識があったとのことである。さらに、DNA担当職員の認識では、遺骨の鑑定の推進を図るという立場としては、高齢の遺族から一斉に申請が上がってきていたのでまずそれに早く応えなければならないと考えたとのことである。また、DNA鑑定そのものは、日本人であるか否かを判断するために行っていなかったこともあり、援護企画課・同外事室としては、まずは、遺骨の収集を進めるという意識が強く、他の政策課題もある中で、組織として対応する余力が十分ではなかったものと考えられる。

- (ii) 担当部署にとって遺骨収集のスピードアップが最大の課題であったとしても、DNA鑑定人会議の指摘事項の重要性に鑑みれば、当時の複数の課室長が本件指摘についての記憶がない旨述べていることは、担当部署における問題意識の低さを表しているといえる。ただ、鑑定人からの指摘が長い会議のごく一部において、鑑定人によるフリートキングの形で、日本人の遺骨なのか等の旨の発言が出たからといって、日本人の遺骨ではないという結論が出ていたものではないので、この会議の時点で問題の重大さに気付くことができなかったことについては、やや感度が鈍い、との指摘は甘んじて受けるべきとしても、組織としての問題と評価することはやや酷ではないかと考える。
- (iii) 他方で、次の点については、この後の担当部署の適切さを欠いた対応の要因ともなっており、対処する必要がある問題であったと考えられる。

(イ) 不十分な調査・認識に基づく説明等

遺骨収集の手順を考えると、当該墓地は日本人収容者の墓地であり、日本人のものでない遺骨を収集する可能性は極めて小さいという認識が援護企画課・同外事室の共通認識であったとしても、鑑定人会議での担当部署からの鑑定人に対する説明は不十分なものであった。

例えば、旧第18回DNA鑑定人会議の次回である旧第19回DNA鑑定人会議において、当該埋葬地の状況について補足説明がなされているものの、当該埋葬地の資料を精査する等した上で補足がなされたものではなく、とりあえずの回答である印象は否めない。また、複数のDNA鑑定人会議において担当者が、シベリアは現地の専門家等が日本人であることを現地で確認しているから間違いはない旨の発言をしているが、当該埋葬地は実は骨の形質鑑定が作業要領に位置づけられる前であったため遺骨の形質鑑定はなされていないのであるから、誤った前提に基づく説明を行っていたことになる。確認すればすぐにでも判明したであろう事実を確認もせず誤った説明を継続してきたことは、組織としての問題であると考えられる。

(ロ) 担当部署内で問題点を検討する体制の欠如

DNA鑑定人会議の議事録によれば、DNA鑑定人会議における日本人の遺骨ではない可能性を指摘する趣旨の発言について、全く認識すらしなかった担当者も存する一方で、例えば、日本人ではない遺骨であるとの指摘は複数の鑑定人が発言している以上事実かもしれないが、その点を追究したら遺骨収集がストップする可能性があるから今は遺骨収集を進めるべきであると考えたと思われる担当者、一般論ではあるが遺骨は返すことになるだろうと発言した担当者、当該埋葬地から印鑑が遺留品として出ていることもあるので全体としての事情を総合的に勘案して判断すべきであると考えた担当者等が存したように、個々の担当者がそれぞれの思いや問題意識から発言したことが確認できる。しかし、それらの発言は、組織としての認識を摺り合わせた上で組織としての発言としてなされたものではない。担当部署内で問題点を検討する体制ができていなかったため、これら個々の発言が組織としての検討につながっていない。

(ハ) 情報共有や引継ぎの欠如

複数の埋葬地で、また、同一の埋葬地でも複数の会議で、日本人の遺骨ではない可能性を指摘する趣旨の発言が鑑定人から繰り返しなされていた事実経過について、その経過の全体を把握している担当者が存在しなかった。担当者の異動は不可避であるとしても、担当部署内または新旧の担当者間で、上記事実経過についての共有及び引継ぎがなされていなかった。また、担当者の中には、過去の議事録を確認するなどして積極的に当該埋葬地の経緯を把握するための作業をしていなかった者もいる。

さらに、「日本人ではない遺骨が収集された可能性がある事案が積み重なってきたときに検討すれば足りる」と判断しながら、DNA鑑定人会議で指摘された事項について、組織として引継事項としていなかった。

組織として情報が共有されず、引継ぎがなされなかったことは、組織としての問題であった。

2 第3章5の埋葬地（平成24年6月から平成24年10月）

(1) 組織としての対応

平成24年6月の旧第42回DNA鑑定人会議では、当該埋葬地において収集された遺骨について、鑑定人から日本人ではない可能性を指摘され、同年10月の旧第43回DNA鑑定人会議では、当該埋葬地において収集された遺骨についてほぼ日本人ではない旨の座長からの報告がなされた。

これに対し、旧第43回DNA鑑定人会議の場において、当該墓地はほぼロシア人が埋葬されている場所ということで今後遺族からDNA鑑定の申請があった場合は断る方向で検討したい旨をDNA担当職員が述べ、その後当該埋葬地についてはDNA鑑定の申請を受け付けないこととなった。

また、同DNA担当職員は、旧第42回DNA鑑定人会議での指摘を踏まえ、シベリアでの遺骨の収集に関し問題があったことになるので、日本人でない遺骨の取扱いについては、シベリア担当が行うものと考え、シベリア担当に対し旧第43回DNA鑑定人会議への出席を要請はしたが、それ以外に援護企画課長、外事室長、シベリア担当との協議等の対応はしていない。

さらに、担当部署である援護企画課も外事室も、日本人であるか否かを明確にするための手順の検討に入ることも、遺骨をロシアに返還するための手順の検討に入ることも行わなかった。公表についても全く検討されていない。

(2) 組織としての対応に対する評価

(i) 担当部署の対応の背景には、次の(イ)から(ニ)のような事情がある。

(イ) ロシア埋葬地での遺骨収集の手順等の認識

前述のとおり、シベリアの遺骨収集については、他の地域と異なり、旧ソ連からもらった日本人の抑留者名簿に基づいて埋葬地の資料を基に調査をし、現地の人の確認を経て、試掘をして日本人だと確認した上で収集してきている。かかる収集の手順を考えると、当該墓地は日本人収容者の墓地であり、日本人のものでない遺骨を収集する可能性は極めて小さいという認識が援護企画課・同外事室の共通認識であった。

DNA鑑定人会議での鑑定人からの指摘に対し、外事室長が埋葬地自体は合っているはず、とか、病院の埋葬地なので日本人の女性がいてもおかしくないという趣旨の発言をし、日本人でない遺骨であるとの鑑定人の発言にやや懐疑的な印象を持っていることを伺わせる発言をしているのは、このような背景事情があるものと考えられる。

(ロ) DNA鑑定は特定の遺族と遺骨とのマッチングのために実施しており、マッチングがなければそれ以上追究しないという思い込み

外事室長は、DNA鑑定人会議は、特定の遺族と遺骨とのマッチングが主たる業務であり、マッチングがなければそれ以上追究しないという考えであったことが窺われる。また、DNA担当職員の認識では、遺骨の鑑定の推進を図るという立場としては、遺骨を遺族に返還するのが一番の目標であると考えていた。DNA鑑定人会議の設置目的から見ても、その捉え方自体は誤りでないが、収集した遺骨が日本人ではない可能性の指摘という、設置目的以外の事象の発生には対処できなかった。

(ハ) 鑑定人からの指摘に対する理解

前述のとおり、そもそもDNA鑑定は高度の専門的な知識と技術を前提とするものであり、専門家ではない担当部署においては、鑑定人の発言の趣旨について真の意味での理解が困難であったものと考えられる。DNA担当者は鑑定人からの指摘を受けて問題意識を持てたものの、こうした理解の難しさは課室長が問題意識を持たなかった要因となっていると考えられる。

議事録によれば、旧第43回DNA鑑定人会議において、座長からほとんど日本人

はいないとの印象を受けた旨の報告がなされた事実は客観的に明らかである。しかし、ロシア人の遺骨と確定された旨の報告ではなかった（座長は、ミトコンドリアを調べて、日本人に見られる系統と異なることを確認したが、ロシア人のミトコンドリアのデータを多く持っている訳ではないので、ロシア人の遺骨であることまでは確認していない。）。組織としては、専門家ではない担当部署において、鑑定人の発言の趣旨について真の意味での理解ができていなかった。

（二）引継ぎの欠如

過去のDNA鑑定人会議において、複数の埋葬地で、また、同一の埋葬地でも複数の会議で、日本人の遺骨ではない可能性を指摘する趣旨の発言が鑑定人から繰り返しの報告がなされていた事実経過について、引継ぎがなされておらず、その経過の全体を把握している担当者が存在しなかった

- （ii）しかし、上記（i）（イ）から（二）の事情があったとしても、鑑定人がわざわざミトコンドリアのデータを確認した上で、ほとんど日本人はいないのではないかという印象を受けた旨をDNA鑑定人会議で報告し、事務方としても当該埋葬地の遺骨についてはDNA鑑定の申請を受け付けないという判断を行ったという事実経過も踏まえると、それ以上のことをしなかった担当部署は、問題意識が低く、感度が鈍いというべきであり、日本人ではないのではないかという指摘を重要な問題だと認識して対応を検討すべきであった。

確かに、旧第43回DNA鑑定人会議における鑑定人からの報告は、ほとんど日本人はいないとの印象を受けたという趣旨であり、ロシア人の遺骨であると確定された趣旨の報告ではなかった。

しかし、日本人でなければ、現地人すなわちロシア人の遺骨である可能性は高いということと言える。ロシア人の遺骨であるとの結論までは出されていないので、直ちに返還、ということにならないとしても、日本人でない遺骨を持ち帰ってにおいて、そのままではよいのか、という程度の問題意識は、担当部署内で共有されるべきであったと考えられるが、対応が必要という問題認識すら有していなかった。

外事室長は、DNA鑑定人会議は、特定の遺族と遺骨とのマッチングが主たる業務であり、マッチングがなければそれ以上追究しないという考えであったため、遺骨の返還等について頭が回らなかったとの趣旨を述べている。また、旧第43回DNA鑑定人会議に出席した援護企画課長に至っては、当時、ロシア人の遺骨かもしれないという話が出たことすら覚えておらず、現在、議事録を見ても記憶として思い起こされない旨述べているように、全く問題意識を持つに至っていなかった。DNA鑑定人会議の座長からほとんど日本人ではないのではないか、との指摘がなされたのであるから、重要な問題だと認識して対応を検討すべきであった。そのような対応を行わなかったということは、組織としての問題意識が低く、感度が鈍いということに他ならない。

- （iii）さらに、次の点については、この後の担当部署の不適切な対応の要因ともなっており、

対処する必要があったものと考えられる。

(イ) 当該部署内で問題点を検討する体制の欠如

当時のDNA担当職員は、ロシア人の遺骨を持ち帰ったとすれば問題であるとの意識は持っており、問題意識を共有してもらうべく、旧第43回DNA鑑定人会議にシベリア担当職員の同席を求めている。しかし、遺骨の鑑定の推進を図るという立場である当時のDNA担当職員の認識では、遺骨を遺族に返還するのが一番の目標であると考えて、他に優先度の高い業務が多くあるので、あとはシベリア担当にて対応すべきとの考えから、その後のフォロー等は行っていない。

組織としての対応である以上、遺骨の収集を行ってきたシベリア担当か、その上席である外事室長ないし援護企画課長において対応を検討すべきであるところ、誰も何らの対応をしていなかった。結局、本件について組織としての対応する体制が取られていなかった。

(ロ) 情報共有や引継ぎの欠如等

これらのDNA鑑定人会議での鑑定人からの指摘を受ける以前にも、複数の埋葬地で、また、同一の埋葬地でも複数の会議で、日本人の遺骨ではない可能性を指摘する趣旨の発言が鑑定人から繰り返しなされていた事実経過について、その経過の全体を把握している担当者が存在しなかった。担当者の異動は不可避であるとしても、担当部署内または新旧の担当者間で、上記事実経過についての共有及び引継ぎがなされていなかった。また、担当者自身も過去の議事録を確認するなどして積極的に当該埋葬地の経緯を把握するための作業をしていなかった。

このような中で、DNA担当職員は、当該埋葬地が日本人の埋葬地でないということは、後任にも引き継いでおり、遺族からの申請がなされた場合にはDNA鑑定を行わないという方針についても、口頭で後任に引き継いだとのことであり、一定の引継ぎはなされている。しかし、あくまでもその限度での引継ぎであり、遺骨の返還といった課題については引き継がれていない。

また、援護企画課長も外事室長も、収集した遺骨が日本人ではない可能性があることをDNA鑑定人会議で指摘されたことや課題について後任に引き継いだ形跡はない。

組織として適切な情報共有や引継ぎを行っていれば、その後の同様の事案を未然に防ぐことができたとも考えられる。

3 第3章6～9の埋葬地（平成29年12月以降）

(1) 組織としての対応

- (i) これらの埋葬地からの遺骨について、鑑定人から日本人ではない遺骨が収集された可能性がある旨を指摘されたことを受けて、DNA鑑定人会議に出席または同会議を傍聴した事業課内の職員が、ある程度の情報共有を行っていた事実は認められる。さらに、

ザバイカル地方第24収容所第13支部埋葬地からの遺骨については、新第24回DNA鑑定人会議で再度のデータ分析を行った鑑定人から日本人ではない又は日本人ではない可能性が高いものが多数であり、当該埋葬地の遺骨全部が日本人ではないと推測される旨の指摘を受けて、担当部署として遺骨の返還の方針を検討する必要性を認識するに至った。

しかし、新第24回DNA鑑定人会議後、DNA担当職員が平成30年9月20日付電子メールを送信するまでは、担当部署としての具体的な対応は行われておらず、さらにDNA担当職員が同年10月29日付の電子メールを送信した後も事業推進室長及びシベリア担当職員は当該メールを認識しながら静観しており、遺骨返還の方針に関する具体的な対応を行わなかった。平成30年12月ないし平成31年1月に事業課長が審議官に本件に関する報告を行った際にはシベリア担当職員が埋葬地に関する概要資料の作成をすることになったが、当該資料が作成されたのは平成31年1月21日に事業推進室長がシベリア担当職員他と打ち合わせをした後のことであった。さらに、平成31年2月上旬には事業課長以下の打ち合わせが行われたが、その後は当該埋葬地に関する報道があった令和元年7月29日まで検討は進まなかった。

- (ii) 他方、ザバイカル地方第24収容所第13支部埋葬地以外の3埋葬地からの遺骨については、DNA鑑定人からは日本人ではない遺骨を収集した可能性がある旨の指摘を受けたにとどまっており、日本人の遺骨でない旨の確認には至っていないこともあって、事業課内で具体的な対応の検討は行われなかった。さらに審議官または援護企画課長に対する具体的な相談も行われなかった。
- (iii) 公表の必要性について事業課内で検討された形跡は全くない。公表に関して判断する審議官は、日本人ではない遺骨であるとの鑑定結果が出たと認識しておらず、日本人ではない可能性があるとの指摘にとどまるものと理解していたため、公表に向けた具体的な動きにならなかった。

(2) 組織としての対応に対する評価

- (i) 担当部署の対応の背景には、次のような事情がある。

(イ) 遺骨返還が困難な課題であるという認識

事業課長、事業推進室長及びシベリア担当職員は、いずれも、ロシアに遺骨を返還するための方法を検討することが困難な課題であると認識しており、このことが具体的な検討が行われなかった一因であると考えられる。

(ロ) 遺骨収集業務への影響に対する懸念

事業推進室長及びシベリア担当職員は、遺骨の返還に関するロシアとの協議を開始した場合、ロシアにおける遺骨収集事業が止まってしまうかもしれないという懸念を抱いていた。このことが具体的な検討が行われなかった一因であると考えられる。

- (ii) ザバイカル地方第24収容所第13支部埋葬地については、上記(i)(イ)(ロ)

の事情がある中で、担当部署では、遺骨の返還の方針を検討する必要性を認識するに至り、遺骨の返還に向けた検討に入っていたことは認められ、その点は従前と異なる対応であるとの評価をすることはできる。

しかし、具体的な方針の検討作業が開始されたのは、新第24回DNA鑑定人会議から約4か月が経過した平成30年12月以降のことであり、結果として当該埋葬地に関する令和元年7月の報道が行われるまで検討は進まなかった。

この対応の背景には、事業課内での検討を推進するための役割分担及びスケジュールが不明確であった中で、担当職員が問題を抱え込んでしまったという事情がある。

すなわち、事業課長及び事業推進室長は、平成30年12月までの間、両名ないし出席または傍聴した事業課職員との情報共有を行ったものの、具体的な対応について自ら検討をすることも、担当者に対する具体的な検討指示をすることもなかった。他方、同会議に出席したDNA担当職員は、自らの判断で、シベリア担当職員らに対して電子メールを送信し、期限を設けて遺骨返還の方針を検討するよう依頼したが、シベリア担当職員は当該メールによる依頼に応じて検討を行うことはなかった。

さらに、平成30年12月以降、審議官への情報共有や援護企画課長によるアドバイス、事業推進室長による資料の作成やシベリア担当補佐らとの打ち合わせの実施、事業課長も出席した事業課内の打ち合わせの実施などが行われているものの、具体的な遺骨の返還方法については令和元年7月に報道がなされるまで検討中の状況という域を脱していなかった。

他方、シベリア担当職員は、ロシアに対する遺骨の返還の問題について、重要な問題とは認識していたが、この問題を「難しい問題」と認識して自身の課題の中で先送りし、適時に適切な対応を行わなかった。なお、平成31年4月にシベリア担当職員が人事異動のため交替したが、後任者も同様であった。

このように事業課内の担当職員がこの問題をいわば抱え込んだままにし、他方上司である課室長レベルの職員も適切な指示を行わなかった。

- (iii) 上記(ii)の背景には、ロシアに対する遺骨の返還という困難な問題に限られた人員で対処しなければならないという事情があり、さらに、事業課長が戦没者遺骨収集にとどまらない様々な課題に対処しなければならない職責であり、ロシアに対する遺骨の返還だけに対応することはできなかったという酌むべき事情も認められる。

しかし、鑑定人が当該遺骨につき日本人であるか否かという観点から検討を行った結果として日本人ではない又は日本人ではない可能性が高いものが多数であり、当該埋葬地の遺骨全部が日本人ではないと推測される旨を報告し、その報告が重大な意味を有するので担当部署としても遺骨の返還に向けた検討に入ったという経緯に照らせば、種々の事情を考慮しても、令和元年7月に報道がなされるまで検討が進まなかったことは、課室長からの適切な指示がなされず時間をかけ過ぎた点において妥当ではなかったと言わざるを得ない。

(iv) ザバイカル地方第24収容所第13支部以外の3埋葬地については、(i)(イ)(ロ)の事情に加えて、鑑定人の指摘が日本人ではない可能性の指摘にとどまっていた、という事情もある。

すなわち、平成29年12月に開催された新第21回DNA鑑定人会議における鑑定人からの指摘は、日本人がほとんどいないような感じがするとの意見等であり、必ずしも日本人ではないと断定したものではなかった。

また、平成30年3月に開催された新第22回DNA鑑定人会議における鑑定人からの指摘は、女性が含まれていること、日本人らしくない遺骨が多いということであり、必ずしも日本人ではないと断定したものではなかった。

さらに、平成31年3月に開催された新第28回DNA鑑定人会議では、日本人であるかどうかを判断するためには別の視点で再検討する旨のやり取りがあり、必ずしも日本人ではないと断定したものではなかった。

しかし、例えば新第22回DNA鑑定人会議では、鑑定人からの指摘を受けた事業課長は、当該埋葬地に関して検証を行う旨を述べている。そうだとすれば、上記(i)(ii)のような事情があったとしても、担当部署としては、当該遺骨が日本人であるか否かの検証の手续に着手するべきであり、検討に着手しなかったことは妥当性を欠くものであった。

(v) なお、援護企画課長は、遺骨の焼骨問題に関する方針が検討会議中間報告でまとまった後に、ロシアに対する遺骨の返還問題を整理するべきと考えていた旨述べている。もっとも、今回聴き取りの対象となった者のうち、援護企画課長以外の者は、こうした段階的な検討をしていた旨を述べている者はいなかった。また、援護企画課長が持っていた上記の考え方には一定の合理性があるとしても、かかる考え方に基づき遺骨返還の方針の検討が控えられていた事実は認められなかった。したがって、遺骨の焼骨問題の整理は、遺骨の返還方法に関する検討の遅れの要因とは位置付けられない。

(vi) さらに、担当部署の対応には過去の情報共有や引継ぎの欠如という問題もあった。

旧第7回DNA鑑定人会議(平成17年5月)では、タンボフ州第2022特別軍病院モルシャンスク市／コチェトフカ村墓地の遺骨について、日本人であることに疑義があることが指摘された。さらに、旧第43回DNA鑑定人会議(平成24年10月)では、ハバロフスク地方第2収容所第5支部附属中央病院墓地の遺骨について、日本人の遺骨ではないとの指摘がなされ、それ以降同埋葬地は鑑定の対象外とされた。特に後者は、厚労省の霊安室で保管されている当該遺骨への対応について放置することなく、何らかの積極的な対応が行われるべき課題であり、霊安室の管理の担当者及びDNA鑑定人会議の担当者並びにこれらの上司である課室長らの引継ぎ時には当然引き継がれるべき事項であったと考えられる。しかしながら、新第23回及び新第24回DNA鑑定人会議に出席したDNA担当職員は、前任のDNA担当職員から平成30年3月に引継ぎを受けた際、引継事項の中に日本人でない遺骨の問題は含まれていなかった。

また、新第23回及び新第24回DNA鑑定人会議の間に就任した幹部（局長、審議官及び援護企画課長）は、いずれも、前任から日本人でない遺骨を収集した可能性があることについての引継ぎを受けていなかった。

- (vii) 公表について、審議官は、通常は審議官たる自分の判断事項であり、日本人でないと確定したら公表すると考えていたことが認められる。しかし、審議官は、平成30年12月ころ又は平成31年1月ころに報告を受けた際には、本件埋葬地の遺骨について、日本人でない遺骨の可能性があるという話として認識していて、再度のデータ分析を行った鑑定人から日本人ではない又は日本人ではない可能性が高いものが多数であり、当該埋葬地の遺骨全部が日本人ではないと推測される旨の指摘を受けたことが審議官に正確に伝わっていなかった。そしてこのことが、公表に向けての動きが取られなかった原因と考えられる。

援護企画課長は、新第24回DNA鑑定人会議において指摘されたもの以外について日本人の遺骨ではないという断定が出ていないことや、ロシアに対する遺骨の返還問題を整理した上で公表するべきと考えていた旨述べている。

DNA鑑定人会議での指摘事項を担当部署が任意に公表する実定法上の根拠は存在せず、公表するか否かは担当部署の裁量に委ねられている。裁量に委ねられているといっても、行政の諸活動につき国民が的確に理解し、また批判できるように、行政機関が自らの行政活動について国民に説明する責務を有するという考え方は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第1条にも明記されている。さらに同法第24条には、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるべきことの重要性が規定されていて、情報公開請求がなされた場合に限らず、行政機関が保有する情報は適時・適切な方法で国民に明らかにされるべきであり、行政機関には説明責任がある。もっとも、法律に基づく情報公開請求がなされた場合であっても、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」については開示義務から除外されている（同法5条3号）ところであり、行政機関が行う任意の情報提供にあたっては、この点については配慮を要するものと考えられる。

これを本件について見ると、遺骨収集はロシア側の資料や関係者の関与もなされた上で実施されているという側面もあり、ロシアとの信頼関係を損ねるような形で公表することはできないという援護企画課長の考え方には合理性があるものと考えられる。

以上を勘案すると、ロシアとの協議が行われず公表する段階になかったことが公表が遅れた原因であると考えられる。ただし、これは公表が遅れたことを是とするものではなく、正しい情報が審議官にあげられなかったことで適切な指示がなされなかったことや、ロシアとの信頼関係を損ねることが無いよう遺骨返還の方針を決定すること

が事業推進室内で迅速になされず時間的に遅れたことが、そもそも、組織的な問題であると評価できる。

第5章 フィリピンの10検体についてDNA鑑定人会議の指摘を受けてから 現在までの担当部署の認識及び対応と組織としての対応に対する評価

1 DNA鑑定人会議の指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応

(1) DNA鑑定人会議での指摘

(i) 旧第38回DNA鑑定人会議

平成23年6月27日に開催された旧第38回DNA鑑定人会議において、DNA担当職員から、戦闘地域の戦没者遺骨について、遺骨からDNA鑑定に有効なDNAの抽出が可能であり、科学技術的な有効性があることについて検討を行い、戦闘地域で収集された戦没者遺骨の今後の身元特定に役立てたいという旨の説明があり、フィリピンからの遺骨に係る10検体からDNAを抽出して鑑定を行った鑑定人から報告がなされた。鑑定人は、その報告の中で、当該墓地の中に日本人はいない旨を報告した。その後、会議では戦闘地域の戦没者遺骨に係るDNA鑑定の技術的な問題についての検討がなされた。この中で、国立遺伝学研究所が行っている311検体の解析について、国立遺伝学研究所はミトコンドリアDNAによる解析である旨、ミトコンドリアDNAだけでは日本人かフィリピン人かを区別することはできない旨、DNA鑑定人会議の10検体についてはミトコンドリアDNAだけではなくY染色体のDNAも含めて検討して日本人ではなさそうだという結論に至っている旨等が議論された。会議が終わる前に、10検体を鑑定した鑑定人から、当該10検体は絶対に日本人ではないと断言しているので、その報告を表に出して欲しい旨の要請がなされた。

この要請に対し、厚生労働省からは何も発言がなされないまま今後の予定等の話となり、会議は終了した。

(ii) 旧第39回DNA鑑定人会議

平成23年10月13日に開催された旧第39回DNA鑑定人会議の終盤で、外事室長から会議資料に添付されていた「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」についての説明がなされた。外事室長は、10月5日に当該報告書を記者クラブで発表したこと、改善策として、検体を持ち帰ってDNA鑑定をやって、日本人に多いハプロタイプであるかを確認した上で遺骨を持ち帰り、フィリピン人と日本人と両方に見られるようなものであれば、疑わしきは持ち帰らずということで、持ち帰らずにフィリピンに預けるようにすること、その改善策に基づいてフィリピン側と協議を進めていく形になること等を説明した。

また、外事室長は、当該報告書が疑惑報道に対して1年かけて調べた調査結果であり、結論としては持ち帰った遺骨の中にはフィリピン人の遺骨は混ざっておらず、要するに白も黒もはっきりしなかったというような形での報告になっている旨を述べた。

旧第38回DNA鑑定人会議で10検体について報告した鑑定人が、報告書の資料と自身が鑑定したものとは別のものであるかという旨尋ねたところ、外事室長は、当該鑑定とは別であることを明言した。

この回答に対し、当該鑑定人は、自分が鑑定した検体は日本人ではないとの念を押し、自分の鑑定結果はまだ報告していないのかという旨を質問した。外事室長は、当該鑑定は、疑惑の検証ではなく、DNA鑑定人会議での検討なので、議事録として残っているという旨を回答した。

鑑定人は、鑑定人たちは家族に返したい、違うものは違うとしてやりたいというのが希望であり、中途半端な発表にはしないで、鑑定結果の中身はできるだけ出たとおりに報告してほしいという旨を述べた。これに対し外事室長は、DNA鑑定人会議の発言内容については議事録が、また報告書もすべて残されているので、情報公開の開示請求が来れば、すべてオープンに出すという形になっている旨を発言した。同趣旨のやり取りが鑑定人と外事室長との間で繰り返され、その後、今後の予定等の話となり、会議は終了した。

(2) 指摘に対する担当部署の対応

(i) 「フィリピンにおける遺骨帰還事業検証チーム」の動き

フィリピンでの遺骨帰還事業に関しては、平成22年3月から10月にかけて、日本及びフィリピンの報道機関等から、遺骨の鑑定方法が不適切ではないか、フィリピン人の遺骨が旧日本兵の遺骨に含まれているのではないかと、遺骨売買が行われているのではないかとといった報道がなされた。これらの報道を踏まえ、厚生労働省では、フィリピンでの情報収集事業及び遺骨帰還事業の検証を行う「フィリピンにおける遺骨帰還事業検証チーム」（以下「検証チーム」という。リーダーは政務官、事務方のメンバーは、審議官、社会・援護局援護企画課長、同援護企画課外事室長等7名。以下「検証チーム」という。）を設置し、事業の実施状況の調査、報道された事例の事実確認のための現地調査、遺骨の鑑定について法人類学的検討とミトコンドリアDNAの解析等を行った（このようなDNA解析を行う予定であることは事前に公表している。）。遺骨の鑑定に係るDNA解析の対象となった遺骨は、フィリピンにおいて委託NPO法人が既に収集してルソン島の一時保管施設に保管されていた遺骨と、委託NPO法人との委託契約前に当該法人の現地職員が移動許可書等を所持せず運搬中にマニラ首都圏警察本部に押収された遺骨からの311検体である。

この検証チームの検証報告書作成に関しては、厚生労働省には、次のような記録が残されている。

※ 平成23年6月22日に、審議官、援護企画課長、外事室長、援護企画課職員、外事室フィリピン担当職員らにより、「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」の検討を行ったことを示す書類。

※ 同6月28日に、審議官、援護企画課長、外事室長、援護企画課職員、外事室フィリピン担当職員らにより、「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」の検討を行ったことを示す書類。この書類が綴られていたファイルには、検証チームがフィリピンの一時保管施設に保管されている遺骨等につきミトコンドリアDNA

の解析を依頼していた検体の一部についての中間報告と、前日のDNA鑑定人会議で検討された10検体についての解析結果の資料（1枚）も綴られている。

※ 同7月13日に、審議官、援護企画課長、外事室長、援護企画課職員、外事室フィリピン担当職員らにより、「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」の検討を行ったことを示す書類。この「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」には、「10検体の話しはなし」という手書きの文字（当該記録を有していた者のメモ書き）が記載されている。

※ 同8月12日に、審議官、援護企画課長、外事室長、援護企画課職員、外事室フィリピン担当職員らにより、「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」の検討を行ったことを示す書類。

※ 同8月16日に、援護企画課職員と外事室フィリピン担当職員が「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を局長に説明したことを示す書類。

※ 同8月25日に、「フィリピンにおける遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を大臣に説明したことを示す書類。

検証報告書は、平成23年10月5日に公表された。同10月7日には閣議後の記者会見での質問に答える形で、当時の厚生労働大臣が発言をしている。ここでは、検証結果として、フィリピンでの盗骨事件との関係を裏付ける証言は確認できなかったこと、遺骨の発見状況を証明する宣誓供述書に虚偽の内容は確認できなかったこと、また、現地の鑑定人による遺骨の鑑定は、厚生労働省の職員立ち会いのもとに行われ、フィリピン国立博物館による証明書も発行されていたこと等が分かった旨を発言した。さらに同大臣は、検証結果を踏まえた上で、現地で鑑定人の鑑定を経て帰還したこれまでの遺骨にフィリピン人のものが混入しているという事実は認められず、厚生労働省としては、これまでに帰還した遺骨は全て旧日本兵のものと考えてよいと判断している旨、今後のフィリピンでの遺骨帰還事業については、疑惑を持たれることのないよう必要な見直しを行って、適切な実施に努める旨を発言した。

（ii）調査チームによるヒアリング結果

（イ）審議官

調査チームからのヒアリングに対し、検証チームのメンバーでもあった審議官は、DNA鑑定人会議が開かれていることは知っていたが、10検体について調査していたことについて記憶がない旨、鑑定人会議での10検体とフィリピン遺骨事業の検証で鑑定対象とした311検体との違いについてどう検討したかは記憶にないが、そもそも、日本に持ち帰ってきたものについて戦没者ではない遺骨がある可能性はあるという一定の認識があった旨を回答した。

さらに調査チームが上述の「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を示しながらヒアリングしたところ、審議官は、平成23年6月28日の打ち合わせでの報告書案に付いている10検体についての解析結果の資料は印象に残っていない

い旨、この資料をもとに議論した記憶がない旨、DNA鑑定人会議で日本人ではないという指摘があったという報告を受けた記憶はない旨、同7月13日の打ち合わせでの「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」に「10検体の話しはなし」という手書きのメモについて10検体を重大な問題として議論した記憶はなく、ものごとは隠さない前提で考えていたので10検体について日本人ではないという指摘があった旨の報告を受けていれば報告書に記載したはずである旨、10検体の話を書いても報告書の趣旨・結論はそれほど変わらなかったはずである旨等回答した。

大臣の発言については、事務方で発言の原案は作成している旨、会見そのものは記憶にないが、検証報告書の内容を踏まえて、厚生労働省としては帰還している遺骨にフィリピン人の遺骨が入っているという明確な事実は認められず、手続きを踏んでいるので日本人であるということは維持されるという整理をしたものだと考えられる旨を回答した。

また、千鳥ヶ淵戦没者墓苑から厚生労働省の霊安室にフィリピンからの遺骨を移したことについては、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の遺骨にフィリピン人の遺骨が入っているので移したのではなく、千鳥ヶ淵は神聖な場所なので、疑念があると静謐を維持できなくなるおそれがあるので、一旦厚労省に安置させてもらうということで移した旨、審議官としては明らかにフィリピン人のものである遺骨があればフィリピンに返すべきものだと考えており、フィリピン人の遺骨が霊安室に入っているという認識はなかった旨、霊安室の遺骨の返還については、日本人のものとフィリピン人のものとが混じっている場合にはそのまま返すことはできないと議論していた旨、審議官としては、DNA鑑定技術が進んで、いつか焼骨したものでも鑑定できるようになるまで待つしか無いと考えた旨、個別の引継ぎには返還のことまで入っていないかも知れない旨を述べた。

さらに、鑑定人から10検体についての鑑定結果を公表するように求められていたことについては、そのような事実があったことが記憶になく、知っていれば報告書に記載したと思う旨を述べた。

(ロ) 援護企画課長

調査チームからのヒアリングに対し、旧第38回DNA鑑定人会議に出席していて、検証チームのメンバーでもあった援護企画課長は、旧第38回DNA鑑定人会議において、10検体について日本人ではないとの指摘がなされたという記憶は定かではない旨を回答した。調査チームが旧第38回DNA鑑定人会議の議事録を示して質問したところ、日本人ではないという結論が出た記憶はない旨、DNA鑑定人会議のDNA鑑定では日本人かどうかを鑑定することにはなっていなかった旨、DNA鑑定だけで日本人かどうかを判断することまでは確立されていなかった旨、DNA鑑定の結果の事実は重く受け止めるべきだと思うが当時は日本人かどうかをDNA

鑑定だけで判断するというものではなかった旨、当時はフィリピンでの宣誓供述書や国立博物館の証明書で日本人の遺骨であることを証明するというルールであり、フィリピンの国立博物館が日本人だと鑑定しているものをDNAのタイプだけで日本人ではないとすることは当時はできなかった旨を回答し、また、DNA鑑定は統計的に有意性を判断するものであると考えていた旨、DNA鑑定人会議で示されたデータが事実であって、その結果をもって日本人ではないという判断をしてよいかは当時の物差しではなく、データは一つの判定結果であって最終的な判断ではない旨回答した。

DNA鑑定人会議で指摘された10検体に関する情報共有についての質問に対し、同援護企画課長は、自らは審議官に対して報告した記憶はない旨、フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証チームの報告書作成過程で10検体をどうするかという意識はなかった旨、同検証チームでDNA解析を依頼していた311検体とDNA鑑定人会議での10検体は別のものである認識はあった旨、同援護企画課長が検証チームにいたときに10検体を検討した記憶はない旨を回答した。

さらに調査チームが「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を示しながら質問したところ、報告書の認識合わせをした記憶はある旨、10検体を入れる入れないの議論をした記憶はない旨、10検体を意識的に入れなかったのではなく検証の範囲が311検体だったのでその検証作業を淡々と書いたという認識である旨、平成23年6月28日の打ち合わせでの報告書案に付いている10検体についての解析結果の資料は多分見ていると思うがはっきり覚えていない旨、同7月13日の打ち合わせでの「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」にある手書きのメモ「10検体の話しはなし」ということについては記憶にない旨、検証では事業全体をどうするかという話をしていて検体のDNA鑑定についてはどういうやり方がよいかも含めて検討していて、検体を区別して議論はしていない旨、DNA鑑定は統計的にどうかということであり、検証報告書には311検体についてハプロタイプのことが記載されていて10検体についても同じ認識である旨、検証報告書案は外事室がその時点で整理できた事実をまとめて議論しているものであり、7月13日までの検証報告書案に10検体の記載がないのは、その時点までたまたま載せていないだけで、最終的に載せるか載せないかは最終的に検証報告書を出す段階で判断するものである旨を回答した。

また、後任に対する引継ぎについては、個別に引継ぎをしたというよりは外事室から所管事項説明をしていると思う旨、検証をしているという引継ぎはしていると思うが個別の判断がどうかについて引継ぎはしていない旨、10検体についての資料は渡したかもしれないが10検体の引継ぎの記憶はない旨を回答した。

(ハ) 援護企画課長（（ロ）の後任）

調査チームからのヒアリングに対し、（ロ）の後任として平成23年7月に着任し、

検証チームのメンバーでもあり、旧第39回DNA鑑定人会議において約30分経過後に退出する旨の挨拶を冒頭で行っていた援護企画課長は、旧第38回DNA鑑定人会議において10検体について日本人ではないという指摘があったことも、その旨公表を求められていたことも知らなかった旨、前任の援護企画課長から10検体について引継ぎを受けたことはない旨、外事室からも説明を受けていない旨、旧第39回DNA鑑定人会議における外事室長と鑑定人との間のやりとりについて認識していなかった旨、中座したか否かも記憶がない旨を回答した。

また、検証報告書作成については、着任時にはヒアリング等はほぼ終了しており、また、専門家の目も通った状態であり、組織的にも調整も進んでいた状況であった旨、検証報告書（案）に記載されていないことは認識していなかった旨、できる限り科学的な説明、誤解が生じないような説明を考えていた旨、当時は日本人であるとか日本人ではないとかを断定できないということも含めて報告書の中で明らかにしておく必要があるという認識のもとで作業を指揮していた旨を回答した。

10検体の話については、後任の援護企画課長としては検証作業の対象となった311検体に係る鑑定等の評価が全てであると思っていた旨、10検体の話を認識していれば検証の範囲に入れるという判断もあったと思う旨、仮に10検体を入れるとなれば、どういう目的で取り上げられて鑑定されたのかということやその評価のあり方等をよく整理した上で公表について考えることが必要である旨、10検体について認識していれば、事実関係を確認して、事実に基づいて報告書に入れるなり、識者の意見を聞きながら、確認の作業が必要と判断したかもしれない旨回答した。

大臣発言については、原案は援護企画課で作成していると考えられるがあまり記憶がない旨、大臣発言そのものもあまり記憶がないが、想像するに、手続きが確保されていることをもって適切な手続きを経て行われたものということでの発言と考えられる旨、フィリピンにおいて鑑定されたものについては適正な手続きを経たものと考えられる旨、当時の状況としては、報告書では10検体を検証の対象に入れていないので、検証報告書に従って評価すれば、大臣の発言になると考えられる旨回答した。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑の遺骨を厚生労働省の霊安室に引き取ったのは、100%日本人のものかどうかは疑念が残るという遺族の心情、科学的なものだけでは割り切れない遺族の心情に配慮したものであり、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の遺骨が日本人のものではないと判断して霊安室に移したのではない旨を回答した。

（二）外事室長

調査チームからのヒアリングに対し、旧第38回DNA鑑定人会議と旧第39回DNA鑑定人会議に出席していて、検証チームのメンバーでもあった外事室長は、10検体の鑑定を鑑定人会議の鑑定人に依頼したことは覚えているが、日本人ではないとの結論が出たことは記憶にない旨を回答したので、調査チームが旧第38回DNA鑑定人会議の議事録を示して質問したところ、鑑定人から10検体について日本

人ではないという指摘がなされたことと、公表を求められたことについて思い出した旨を回答した。

DNA鑑定人会議で指摘された10検体に関する情報共有についての質問に対し、外事室長は、自らは審議官に直接に報告していない旨、10検体の話はDNA鑑定人会議に出席していた課長から審議官に上げるのが一般的であり、課長から指示があれば自ら審議官に報告するが課長からの指示がなされた記憶はない旨、DNA鑑定人会議と一緒に出席していた課長と10検体について打ち合わせをした記憶はない旨、検証チームにDNA鑑定人会議での10検体についての指摘を受けたことを報告していると思うが議論にはならなかった旨を回答した。

さらに調査チームが「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を示しながら質問したところ、平成23年6月28日の打ち合わせでの報告書案に付いている10検体についての解析結果の資料については見覚えがあり話をしていると思うが援護企画課長と自分のどちらが話をしたかということやどう扱ったということは覚えていない旨、同7月13日の打ち合わせでの「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」にある「10検体の話しはなし」という手書きのメモは、報告書に10検体を記載しないということだと考えられるが話の内容は覚えていない旨回答し、さらに現時点で推測であるとして、10検体は日本人の遺骨であるかどうかの検証のために依頼したものではないからと考えられる旨、10検体を作為的に報告書から外したのではなく、フィリピンから検体を持ち帰ってDNA解析を行う旨公表していたので311検体についてとにかく公表するということであったと考えられる旨、今にして思えば、10検体の話も検証報告書に記載しておけばよかったとの認識がある旨を回答した。

大臣の発言については、原案は援護企画課が作成していると思う旨、発言内容は報告書の趣旨のとおりである旨、ただ、フィリピン人の遺骨が混在していると発言がなされればフィリピン側と交渉するなど、その遺骨をどうするかということになり、当時は検証報告書を踏まえた言い方をしなければならなかったと思う旨を回答した。

調査チームからの千鳥ヶ淵戦没者墓苑から厚生労働省の霊安室にフィリピンからの遺骨を移したことについての質問に対し、外事室長は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の遺骨にフィリピン人の遺骨が入っていることを理由に移したのではなく、疑わしい遺骨ということで移した旨、霊安室の遺骨については合同で慰霊碑を作るか、日本に置くかフィリピンに置くかなどの議論があった旨、フィリピン人の遺骨をフィリピンに返すとなった場合にはフィリピンとの交渉が必要となる旨を回答した。

フィリピン側との交渉について検証作業においては、今後、遺骨収集事業をどうするかという話と、フィリピンの一時保管施設にある遺骨をどうするかという話が中心であり、フィリピン政府が推挙した現地鑑定人についてフィリピン側と交渉できる状況ではなかった旨、報告書としては一定の決着を付けて一定の理解を得ること

を考えていた旨回答した。

また、DNA鑑定人会議で10検体の結果について公表するように要請されていたのにその旨を検証報告書に載せていないことを外事室長は認識していた旨、DNA鑑定人会議の鑑定人の鑑定結果に疑義を有していたということはない旨、フィリピンの遺骨の問題については検証報告書で扱った311検体で決着したという判断があった旨、10検体についてはDNA鑑定人議事録での記載に留めることとした旨を回答した。

改めて調査チームが検証報告書に10検体の話が記載されていない理由を質問したところ、外事室長は、隠したということではなく、フィリピンで一時保管施設に保管されている未送還の約4000柱の遺骨の問題に重点を置いて311検体について検証して公表することを考え、10検体は後回しにしてしまったということであり意図的なものではない旨を回答した。また、外事室長は、10検体について引継ぎを行った記憶はない旨、今の意見としては10検体について公表しなかったことで説明責任を果たしていないと指摘されても仕方がないとの見解を述べた。

(ホ) 援護企画課職員A

調査チームからのヒアリングに対し、援護企画課の業務の総括を行っており、検証チームのメンバーでもあった援護企画課職員Aは、DNA鑑定人会議でフィリピンからの10検体について日本人ではないという指摘を受けたという報告を聞いた記憶はない旨、検証チームのメンバーとして検証報告書の内容のチェックや検討をする中には入っていた旨、収集した遺骨が日本人の遺骨かフィリピン人の遺骨かという点については、サンプルが少なすぎて日本人かどうかははっきり判断できないという話はあった旨、他方、報告書作成の時期に日本人ではないという指摘があった記憶はない旨を回答した。

さらに調査チームが外事室に残っていた「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を示しながらヒアリングしたところ、同職員Aは、報告書案の様式は見たことがある旨、10検体の話をした記憶はない旨、同7月13日の打ち合わせでの「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」にある「10検体の話しはなし」という手書きのメモとの関連についても10検体の話は記憶にない旨を回答した。同職員Aは、10検体だけ取り出して議論した記憶は無く、当時は遺骨を集めてきた方法も疑わしく、全体として遺骨収集のあり方をどうするかという記憶しかない旨、報告書作成に関与するにあたり、遺骨が日本人であることを完全に否定することはできないというイメージを有していた旨を回答した。調査チームが鑑定人会議で鑑定した10検体と国立遺伝学研究所で鑑定した311検体とは異なっていることを理解しているか尋ねたところ、同職員Aは、10検体は311検体の一部であると思い、311検体の一部である10検体について尋ねられていると思ってヒアリングに回答していた旨を述べた。

(へ) 援護企画課職員B

調査チームからのヒアリングに対し、平成23年7月まで援護担当部署の企画調整業務を行っていて、検証チームのメンバーでもあった援護企画課職員Bは、DNA鑑定人会議でフィリピンからの10検体について日本人ではないという指摘を受けたという報告を聞いた記憶はない旨、検証チームの会議で10検体の話が出たかは覚えていない旨、10検体について日本人ではないという指摘は重大であると思うが、検証チームの中で報告・説明を受けた記憶がない旨等を述べた。

さらに調査チームが「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書(案)」を示しながらヒアリングしたところ、同職員Bは、検証チームでの打ち合わせに出ていたと思うがはっきりと記憶はない旨、報告書案については原案を作成していた外事室職員から説明を受けていた記憶はある旨、平成23年6月28日の打ち合わせでの報告書案に付いている10検体の解析結果の資料について記憶にない旨、当該資料との関係で日本人ではないという指摘があったことについて言及があったかも知れないが記憶にない旨、同7月13日の打ち合わせでの「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書(案)」にある「10検体の話しはなし」という手書きのメモに関連する議論についても覚えていない旨を回答した。

また、同職員Bは、フィリピンの遺骨検証作業では、フィリピン人の遺骨が混ざっているのではないかという点が重要であり、自分は疑わしいという目で検証していた旨、日本に帰還した遺骨についても疑わしいという目で検証作業はしていた旨、10検体について日本人ではないという説明が強調されていれば報告書の内容にも影響したと思うので、しっかりとした議論がなされなかった可能性がある旨、疑念の目を持って検証作業を進めたのは確かであるが10検体について議論されなかった理由はわからない旨、担当の外事室から問題提起をして審議官に説明して議論を深めるべきであった旨等を述べた。

(ト) 援護企画課職員C ((へ)の後任)

調査チームからのヒアリングに対し、平成23年7月から援護担当部署の企画調整業務を行っていて、検証チームのメンバーでもあった援護企画課職員C(上記援護企画職員Bの後任)は、DNA鑑定人会議でフィリピンからの10検体について日本人ではないという指摘を受けたという報告を聞いていなかった旨、前任者から引継ぎはなかった旨、検証報告書の作成過程で10検体が話題になった記憶はない旨、帰還前の遺骨について311検体で検証していることは認識していた旨、南方の遺骨でDNAを持ち帰れるかという議論がなされていたあいまいな記憶はあるが検証報告書を作成している段階で鑑定が行われていたという記憶はない旨、10検体の話が報告書に反映されていないことについて認識していない旨を回答した。

調査チームが「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書(案)」を示しながら質問したところ、平成23年6月28日の打ち合わせでの報告書案に付いている

10 検体の解析結果の資料について記憶がない旨、外事室から説明を受けたかどうか分からないが聞いていないと思う旨、自分が着任した際にはほぼ報告書はできあがっていてチェックすることを行っていた旨を回答した。

また、同職員Cは、大臣発言については、通常であれば原案は外事室が作成して自分も目を通してはいるはずであるが記憶にない旨、大臣発言の考え方は覚えている旨、他の地域以上にフィリピンでは手続きを踏んで遺骨を収集しているので厚生労働省としては手続きを踏んで帰還した遺骨は日本人であると判断した旨、DNA鑑定人会議での10 検体の指摘を知っていれば違ったと思うが当時はそのような判断で問題ないと思っていた旨を回答し、さらに、検証報告書を最終的に作成するにあたり意識していたのは過去との整合性が大事であるということであった旨を回答した。

遺骨を千鳥ヶ淵戦没者墓苑から厚生労働省の霊安室に移したことについては、遺族との関係で、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に日本人でないものが含まれていたとすると安らかに眠れないという遺族の気持ちに配慮した旨を回答した。

さらに、同職員Cは、10 検体の話が検証報告書に記載されなかった理由は分からないが、想像すれば、311 検体は検証の話であるが10 検体は検証とは別の話という意識があったのかもしれないという旨、10 検体の話を認識していれば報告書作成にあたり政務三役に相談することを提案するという旨を述べた。

(チ) 外事室フィリピン担当職員D

調査チームからのヒアリングに対し、検証チームのメンバーでもあった外事室フィリピン担当職員Dは、南方の派遣を担当していて、南方の遺骨のDNAを抽出できるかの確認を依頼する際にDNA鑑定人会議に説明のために出席した記憶がある旨、10 検体に関しフィリピンの検体を持ち帰ることを派遣団に伝えたのは自分であった旨を回答した。

旧第38回DNA鑑定人会議で10 検体について日本人ではないとの指摘があったことを知っていたかという質問に対し、同フィリピン担当職員Dは、時期はわからないが漏れ聞いた旨、検証チームの検証報告の業務に集中していたのでそのことは頭に残らなかった旨、10 検体についてはDNAを抽出できるかどうか確認するために持って帰ってきたものであり、日本人であるかどうかを確認するために持ち帰ってきた311 検体とは異なっていて、検証とは別という感覚であった旨等を述べた。

また、同フィリピン担当職員Dは、検証チームの中で、検体について鑑定を依頼した鑑定人と連絡を取ることや政務官に状況報告をする役割があった旨、現地調査にも同行している旨、日本に持ってきた311 検体の鑑定依頼を平成23年2月頃に行った旨、検証報告書の文書作成に関与していた旨、報告書の骨格は早い段階できている、DNA鑑定の結果を待っている状態であった旨を回答した。さらに、報告書の作成過程での10 検体の取扱いについて同フィリピン担当職員Dは、10 検体について外事室で検討した記憶がない旨、検証チームでは誰からも10 検体に関する

指摘の話はなく、10検体が問題になったか記憶がない旨等を回答した。派遣団が検体を持って帰って来た後についてどうするのかは担当ではないので問題意識がなかった、10検体は日本人かどうかを調べるためのものではなかった旨を述べた。

調査チームが「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を示しながら質問したところ、同フィリピン担当職員Dは、平成23年6月22日の段階で10検体が問題になったという記憶はない旨、同6月28日の段階でも10検体について議論をした記憶はないという旨であった。調査チームが平成23年6月28日の打ち合わせでの報告書案に付いている10検体についての解析結果の資料を示したところ、同フィリピン担当職員Dは、資料は何となく思い出した旨、いつもらったのかは記憶にない旨、ただ、何か話しがあればメモ書きがあると思うが何もないので、その場では話は出ていないかもしれない旨、DNA鑑定人会議での鑑定結果は公式に頼んだものでないため、報告書に入れていなかったのかも知れないが記憶にない旨等の回答を行った。

さらに、同フィリピン担当職員Dは、10検体はDNAを抽出できるかどうかを確認するために持って帰ってきたものであり、10検体の指摘を受けて日本人ではない遺骨を持ち帰ってきたものと気付く者が誰もいなかった旨、同フィリピン担当職員DもDNAを抽出できるかどうかしか頭になく、報告書に入れる必要があると考えていなかった旨、同フィリピン担当職員の意識では、検証報告書はニュートラルな立場で検証したというよりは、収集を再開できる方向に持って行こうと進めていた旨、持ち帰った遺骨についてはすべて日本人のものであったという認識であり、同フィリピン担当職員D自身、当時は、10検体の結果と矛盾するという認識を持っていなかった旨を述べた。

また、7月13日の打ち合わせでの「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」にある「10検体の話はなし」という手書きのメモについて調査チームが質問すると、同フィリピン担当職員Dは、その時点では10検体について認識していたかもしれない旨、誰かが発言したものがメモされている旨、10検体について検証報告書に記載しないという方向性を確認したものであると思うが、日本に持って帰ってきたもののの中の10検体という認識がなく、現地にある遺骨10検体と思ったかもしれず分からない旨を回答した。

同フィリピン担当職員Dは、10検体について検証報告書に記載しなかったことについて、どういう議論をしたか記憶にないが、今にして思えば、収集の再開が見えない状況であり、再開に影響を与えるので記載しないということになったのかもしれない旨を述べた。

(リ) 外事室フィリピン担当職員E

調査チームからのヒアリングに対し、検証チームのメンバーでもあった外事室フィリピン担当職員Eは、遺骨収集、慰霊事業を担当していて、担当地域の中にフィリピ

ンがあった旨、フィリピンでの遺骨収集事業に関する報道を受けて、検証のためにフィリピンに出張することが多く、外事室長と一緒にが多かった旨を回答した。

同フィリピン担当職員Eは、DNA鑑定人会議には直接関与していないとのことであり、フィリピンから10検体を持ち帰ってきたことは、遺骨収集の担当であり、報告書等は見ているはずであるが、10検体を持ち帰ってきたことまでは覚えていない旨、DNA鑑定人会議で、10検体について日本人ではないという指摘がなされたという認識はなく、室長や上司から聞かされた記憶もない旨を回答した。

調査チームが「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を示しながら質問したところ、10検体が検証の対象として議論されたか記憶にない旨、報告書等を打ち合わせで議論した内容について記憶にない旨、打ち合わせの資料のセットを誰がしたか記憶にない旨、平成23年6月28日の報告書案に付いている10検体の解析結果の資料について記憶にない旨、前日の6月27日のDNA鑑定人会議での指摘を受けてその取扱いをどうするかについての検討をしたかは記憶にない旨、「10検体の話しはなし」という手書きのメモがある同7月13日の打ち合わせで10検体についての議論をしたかどうかについて記憶にない旨、外事室長と10検体について話をしたかどうかについて記憶にない旨を回答した。

もっとも同フィリピン担当職員Eは、同6月28日の資料に10検体についての解析結果の資料がついているので、記憶はないが、議論はしていると思うし、普通は前日のDNA鑑定人会議の話もしていると思う旨を回答した。

フィリピンに遺骨を返還することについての検討を行ったかという問いに対し、同フィリピン担当職員Eは、そのような検討は行っておらず、そもそも、日本人の遺骨としての手続きを踏んで日本に帰還した遺骨は問題はなく、それは現地調査の時点から確信していて、報告書作成もその前提で作っている旨を回答した。

(ヌ) 外事室DNA担当職員

調査チームからのヒアリングに対し、旧第38回DNA鑑定人会議と旧第39回DNA鑑定人会議に出席していた外事室DNA担当職員は、ヒアリングを始めた時点では、フィリピン遺骨についてDNA鑑定人会議で日本人ではないという指摘がなされたという記憶はないという旨を回答していた。その後、議事録を見せたところ、そのような指摘があったことを思い出したとのことであった。DNA鑑定人会議からの指摘を受けて、遺骨の返還の問題を含め、何も動きはなく、当該職員としては外事室で対応すべきであるとは思ったが、室長から特に当該職員に対して指示はなく、当該職員は他の業務に追われていて自ら動くこともなかった旨を回答した。

当該職員は、霊安室と千鳥ヶ淵戦没者墓苑も担当しており、上司の指示を受けてフィリピンからの遺骨につき、平成23年9月か10月頃に千鳥ヶ淵戦没者墓苑から厚生労働省の霊安室に持ってくる業務も担当し、遺族の心情に配慮してそのような対応をすると上司からは聞かされていたという旨であった。

当該職員は、検証チームには関わっておらず、具体的な動きも知らなかったとのことであった。

(ル) 事業課事業推進室長

調査チームからのヒアリングに対し、現在の事業課事業推進室長は、フィリピンの遺骨の関係で、DNA鑑定人会議で日本人ではないとの指摘を受けた10検体が存在していたという事実を引継ぎで知らされていなかった旨、10検体は既に公表している311検体の一部であると判断していた旨を述べた。

(iii) 旧第38回、旧第39回DNA鑑定人会議での指摘を受けての担当部署の対応

以上のヒアリング結果及び外事室に残っていた資料を踏まえると、次のような事実が認められる。

(イ) 旧第38回DNA鑑定人会議（平成23年6月27日開催）においてフィリピンの10検体につき、日本人ではない遺骨である旨の指摘がなされた事実と、当該事実を公表するように要請されていた事実については、当時の援護企画課長と外事室長が同会議に出席し、認識していた。

(ロ) 旧第38回DNA鑑定人会議の翌日（平成23年6月28日）には、審議官、援護企画課長、外事室長、援護企画課職員A、援護企画課職員B、外事室フィリピン担当職員D、外事室フィリピン担当職員Eが参加して「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を検討する打ち合わせが行われた。この打ち合わせでは、「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」と共にセットされた資料の一番最後に、旧第38回DNA鑑定人会議において日本人ではないとの説明に使われたフィリピンでの10検体に関する資料（1枚のもの）も添付されていた。

この資料の説明については、調査チームからのヒアリングに対し、審議官、援護企画課職員A、援護企画課職員B、外事室フィリピン担当職員D及び外事室フィリピン担当職員Eは、いずれもDNA鑑定人会議において日本人ではないと指摘されたという旨を当該打ち合わせで説明されたことも議論したことも記憶にないと述べ、他方、前日にDNA鑑定人会議に出席して日本人ではない旨の指摘を認識していた援護企画課長は10検体を取り出して検討したことはない旨を述べ、外事室長は説明したと思うが議論はしていない旨を述べている。これらの概ね一致している回答を前提とすると、平成23年6月28日の「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を検討するための打ち合わせの場では、DNA鑑定人会議においてフィリピンからの10検体について日本人ではないと指摘された際の資料について何らかの言及がされたものの、10検体全てについて日本人ではないという指摘がなされ、公表が求められたという内容は、審議官、援護企画課職員A、援護企画課職員B、外事室フィリピン担当職員D及び外事室フィリピン担当職員Eに対して正しく伝えられなかった。他方、フィリピンの一時保管施設に保管されている未送還遺骨にかかる311検体の一部について中間報告も「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証

報告書（案）」と共にセットされていたところ、この資料については、日本人かどうかの判断は難しいという認識を共有した。

- (ハ) 旧第38回DNA鑑定人会議に出席していた援護企画課長は、検証報告書の検討にあたり10検体の議論がなされていないことについて、意図的に10検体を落としたのではなく検証の範囲が311検体だったのでその検証結果を報告書に淡々と記載した認識であった旨を述べている。

他方、旧第38回DNA鑑定人会議に出席していた外事室長は、検証報告書の中で10検体についての言及がなされなかったことについて、作為的に入れなかったわけではないと述べ、フィリピンの一時保管施設に約4000柱もの遺骨が存在しその問題が重大だとして重点を置いた検証の対応に迫われ、10検体は後回しになってしまった旨も述べている。

なお、同援護企画課長と外事室長とがこれらの認識の摺り合わせをした形跡はない。

- (ニ) その後も、「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書（案）」を検討するための打ち合わせにあたり、DNA鑑定人会議においてフィリピンからの10検体について日本人ではないと指摘されたという内容が審議官、援護企画課職員A、援護企画課職員B、外事室フィリピン担当職員D及び外事室フィリピン担当職員Eに正しく伝えられず、さらに平成23年7月から検証チームに加わった援護企画課長と援護企画課職員Cにも正しく伝えられなかった。その後、平成23年10月5日、DNA鑑定人会議で日本人ではないという指摘を受けた検体があることは記載されずに「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」が公表された。

また、大臣の発言の原案は、外事室がどのように関与したかは必ずしも明らかではないが、援護企画課は作成に関与し、10検体について検証を行わずに作成された検証報告書の趣旨を踏まえて、現地で鑑定人の鑑定を経て帰還したこれまでの遺骨にフィリピン人のものが混入しているという事実は認められず、厚生労働省としては、これまでに帰還した遺骨は全て旧日本兵のものと考えてよいと判断している旨、今後のフィリピンでの遺骨帰還事業については、疑惑を持たれることのないよう必要な見直しを行って、適切な実施に努める旨の発言案を作成した。同10月7日、大臣は閣議後記者会見においてその旨発言した。

- (ホ) 検証作業とは別に10検体についての検討に着手する旨の議論は、援護企画課でも外事室でも一切なされた形跡がない。

- (ヘ) 第39回DNA鑑定人会議では、外事室長が「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」が公表された旨を説明し、鑑定人との質疑の中で、外事室長は10検体についての結果は当該報告書に含まれていないことを明らかにした。これに対して鑑定人が日本人ではない遺骨であることを公表するように発言すると、外事室長は、議事録に明確に記載する旨を回答した。

外事室長としては、検証報告書の公表によってフィリピンの問題は決着が付いたと認識しており、10検体についてのDNA鑑定人会議での指摘について後任に引継ぎを行ってはいない。

なお、本件10検体の問題は、調査チームによる調査の過程で判明したものであるところ、10検体についての組織的な引継ぎはその後もなされていないものと認められる。

2 組織としての対応に対する評価

(1) 組織としての対応

旧第38回DNA鑑定人会議において、戦闘地域で収集された戦没者遺骨のDNA鑑定の有効性の検討のためにフィリピンから送還された遺骨に係る10検体からDNAを抽出して鑑定を行った鑑定人から、当該10検体は絶対に日本人ではない旨の指摘とその鑑定結果を表に出してほしいとの要請がなされ、当時の援護企画課長と外事室長は、その会議に出席していたため、当該指摘と要請について認識していた。

しかし、①援護企画課長からも外事室長からも10検体についてDNA鑑定人会議で日本人ではない遺骨であると指摘されたという事実や、また、DNA鑑定人会議で当該事実を公表するよう要請された事実は審議官に明確に伝えられず、②これらの事実が援護企画課長からも外事室長からも「フィリピンの遺骨帰還事業に関する検証報告書(案)」を検討するチームのメンバーに正しく伝えられず共有されなかったので検証報告書には記載されず、③外事室長は、10検体についてDNA鑑定人会議で日本人ではないと指摘されたことについて、「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」とは別に公表することは検討しなかったし、援護企画課長や審議官と方針を協議することも検討しなかった。その結果、当時、当該10検体についてDNA鑑定人会議において日本人ではないという指摘があったことは、調査チームの調査で判明するまで、厚生労働省から公表されることはなかった。

(2) 組織としての対応に対する評価

(i) 指摘の重要性についての認識の誤り

DNA鑑定の専門家である鑑定人が、自らの知見に基づき当該10検体は絶対に日本人ではない旨を断言しているということは、帰還した遺骨の中に日本人ではないものが存在しているという極めて重要な指摘を行っているものと考えられる。

この指摘について、旧第38回DNA鑑定人会議に出席していた援護企画課長は、DNA鑑定は統計的に有意性を判定するものであり最終的な判断とは言えないと考えていたと述べている。また、同援護企画課長は、フィリピンから帰還した遺骨は宣誓供述書やフィリピン国立博物館が日本人と鑑定しているものであり、南方の遺骨は鑑定が難しくDNA鑑定だけで日本人であるか否かを判断することは難しいと考えていたこと、当該日本人ではないとのDNA鑑定人会議での指摘は一つの判定結果であり

最終的な判断ではないと考え、当時は当該10検体を区別して検討することはなかった旨を述べている。

確かに、当該検体についてはフィリピン国立博物館が日本人として鑑定しているものである。しかし、事実としてのデータを踏まえて日本のDNA鑑定の専門家が絶対に日本人ではないと判断していることについて、ひとつの判定結果であるにすぎないとして、特別に検討する必要性を認めなかったことは、フィリピンの国立博物館の鑑定結果が日本のDNA鑑定の専門家の見解より正しいものであるという根拠がなければ説得力はなく、フィリピンでの宣誓供述書や国立博物館の証明書があるといった遺骨収集に必要な手順を守っていれば十分と認識し、DNA鑑定の結果を軽視していたと言える。検証報告書では事業の見直し案として、フィリピン国立博物館職員の同行に加えて紫外線照射による法人類学的検査の実施とDNA解析を行う旨を提案することからすると、フィリピンの国立博物館による鑑定結果が日本のDNA鑑定の専門家の見解より正しいものであるとする根拠があったとはいえない。

また、311検体についてはミトコンドリアDNAの解析であるのに対し、10検体についてはミトコンドリアDNAとY染色体DNAとの解析であり、解析の手法が異なっている。したがって、絶対に日本人ではないとまで断言されている10検体についての鑑定を311検体の鑑定と区別しないということは、指摘の重要性についての認識に誤りがあったと評価しなければならない。

しかも、同援護企画課長が鑑定人との間で日本人ではないという判断について協議したり、日本人ではないという認識以外の可能性があることについて協議したりした形跡はない。結局、組織としての援護企画課には、遺骨収集の手順を守っていれば十分と認識し、専門家の見解を軽視したために、指摘の重要性の認識を誤ったという問題があったものと解される。

(ii) 公表に係る厚生労働省としての対応について

検証報告書に記載されている「事業の見直し」の内容は、フィリピンでの遺骨帰還事業における遺骨の収集や帰還前の鑑定について言及されているものであり、10検体の鑑定結果を検証報告書に記載したとしても、報告書に記載されている趣旨・結論は大きく変わらなかったものとも考えられる。そのような観点から判断すると、審議官がヒアリングに対して、ものごとは隠さない前提で考えていたので10検体について日本人ではないという指摘があった旨の報告を受けていれば報告書に記載したはずである旨、10検体の話を書いても報告書の趣旨・結論はそれほど変わらなかったはずである旨述べているのは、審議官の率直な回答であると解される。

以上を踏まえると、10検体についてDNA鑑定人会議で日本人ではない旨を指摘された事実及びその結果を公表するよう要請された事実については、審議官は認識していなかったものと考えられる。

したがって、10検体についてのDNA鑑定人会議での指摘は、厚生労働省としては、審議官以上の役職者が認識していたとはいえないものと解される。

(iii) 公表に係る担当部署としての対応について

(イ) 他方、援護企画課及び外事室は、10検体についてDNA鑑定人会議で日本人ではない旨を指摘された事実及びその結果を公表するよう要請された事実を援護企画課長及び外事室長が認識していた。しかも、鑑定人の指摘は、絶対に日本人ではないとまで断言がなされたものであり、当該事実を公表してほしいとまで言われたものである。

したがって、これらの事実を認識していた援護企画課及び外事室は、当該指摘の意味するところの正確な理解に努めるよう鑑定人と協議を開始することや、10検体の取扱いの検討に着手するなど、具体的な対応を行わなければならなかったと考えられ、その対応を行わなかったという問題があったものと考えられる。

(ロ) この点、前述のとおり、旧第38回DNA鑑定人会議に出席していた援護企画課長は、検証報告書の検討にあたり10検体の議論がなされていないことについて、意図的に10検体を落としたのではなく検証の範囲が311検体だったので検証結果を報告書に淡々と記載した認識であった旨を述べている。

この認識について検討すると、同援護企画課長は、前述のとおり、DNA鑑定人会議での指摘は一つの判定結果であり最終的な判断ではないと考えていたことが認められる。このような認識を有している同援護企画課長にとって、フィリピンでの一時保管施設での紫外線照射の結果も検証の対象としている311検体についての中間的な結果として報告されている内容も、DNA鑑定人会議で示された10検体についての報告内容も、フィリピンでの遺骨収集では日本人ではない可能性があるという点で異なるものではなかったものとも解される。

しかし、同援護企画課長には、10検体についての鑑定人の指摘の重要性についての認識に誤りがあったことは前述のとおりである。

また、同援護企画課長は、検証の範囲が311検体だったので検証結果を報告書に淡々と記載したとしているが、検証の範囲を311検体としたのは、その前提として、意識していると否とに関わらず、検証の範囲に新たに指摘を受けた10検体を含めないという判断を援護企画課が行った結果である。淡々と事実を記載するのであれば、10検体を含めて事実関係を淡々と記載するという対応もあり得たものと考えられる。

また、検証報告書に10検体についての記載をしないのであれば、検証報告書とは別に10検体について公表するという判断もあり得たところ、旧第38回DNA鑑定人会議に出席していた援護企画課長は、検証報告書の検討とは別に10検体について公表を前提とした検討を行った形跡はなく、また、10検体について後任の援護企画課長に自ら引き継いだ形跡もない。10検体についてDNA鑑定人会議の

指摘は、既に日本に帰還している遺骨の中に日本人ではない遺骨が混在していることを示唆しているものであり、日本に帰還していない遺骨についてのDNA解析について記載している検証報告書には記載されていない内容である。前述のとおり、行政機関が保有する情報は適時・適切な方法で国民に明らかにされるべきであり、行政機関には説明責任がある以上、本件でいえば、将来的に事業の見直しがなされずとも、過去の事実を国民に説明する必要があるということにはならない。

以上を踏まえれば、検証報告書の検討にあたり10検体の議論がなされていないことについて援護企画課長が述べている理由は合理的なものであるとはいえない。したがって、援護企画課が、DNA鑑定人会議での指摘の重要性を理解しなかったことと相まって、検証報告書に10検体の話を記載せず、また、検証報告とは別に10検体についての検討を行わず、その結果、当該情報を公表するために必要な検討に着手せず、ひいては公表に至らなかったことは、行政の国民に対する説明責任という観点から問題があったものと考えられる。

(ハ) また、旧第38回DNA鑑定人会議に出席していた外事室長は、検証報告書の中で10検体に言及がなされなかったことについて、作為的に入れなかったわけではないと述べ、フィリピンの一時保管施設に約4000柱もの遺骨が存在しその問題が重大だとして重点を置いた検証の対応に迫られ、10検体は後回しになってしまった旨も述べている。

この認識について検討すると、検証作業は、平成22年10月から始まり、調査チームでは現地調査を行うなどの調査を重ね、フィリピンの一時保管施設等に置かれていた約4000柱の遺骨の取扱いはフィリピン政府とも協議を進めており、また、その中からDNA鑑定を行うことは公表もしていた。検証チームが検証対象としていた311検体のDNA鑑定の結果を正しく検証報告書に記載し、これらをまとめつつフィリピンでの遺骨帰還事業を適切に実施するための事業の見直しを進める作業が担当部署にとって極めて負担が大きい業務であり、外事室がこの業務に追われていたことは事実であると考えられる。他方、DNA鑑定人会議での10検体は、日本人であるか否かの検証のために鑑定を依頼していたものではなく、南方の遺骨についてもDNA鑑定を有効に実施することができるかの調査のために鑑定を依頼していたものであり、依頼の範囲を超えた「日本人ではない」という結論が検証作業が終盤に入ってきた平成23年6月末になってDNA鑑定人会議で示されて、外事室長は、DNA鑑定人会議での専門的な意見は尊重する考え方ではあったものの、その取扱いに苦慮したものと推認される。

しかし、フィリピン人の遺骨が旧日本兵の遺骨に含まれているということも報道された中で事業の見直しを含めた検証作業を行っていたことからすれば、DNA鑑定人会議での専門的な意見を尊重するのであれば、10検体についての鑑定結果も検証報告書の対象とすべきであったと考えられる。

また、「後回し」にした10検体について、外事室として検証報告書作成後に改めてその評価や公表に向けて検討した形跡はないことに加え、外事室長が10検体について後任に引継ぎを行った形跡もない。さらに、外事室長は旧第39回DNA鑑定人会議で10検体についてDNA鑑定人会議の議事録に残すことを表明したのみで、別途公表することに言及していない。

確かに、フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書には事業の見直しについての記載があり、外事室長がヒアリングで述べたとおり、10検体の検討がないままでも、フィリピンの遺骨の問題については、一応の決着は付いているようにも見える。

しかし、10検体についてのDNA鑑定人会議の指摘は、既に日本に帰還している遺骨の中に日本人ではない遺骨が混在している可能性があることを示唆しているものであり、少なくとも10検体に係る日本人ではない遺骨が日本に収集されているのだとすれば、フィリピンに返還することを検討する必要がある。つまり、検証報告書の事業の見直しだけでは決着していない問題が残っていたといえる。また、DNA鑑定人会議は非公開の会議であり、その議事録に記載しただけでは公表したということにならないし、公表してほしいという鑑定人からの要請に応えることにはならない。

さらに、援護企画課同様、10検体についてDNA鑑定人会議の指摘は、既に日本に帰還している遺骨の中に日本人ではない遺骨が混在していることを示唆しているものであり、日本に帰還していない遺骨についてのDNA解析について記載している検証報告書には記載されていない内容である。行政機関には説明責任があるところであり、本件でいえば、将来的に事業の見直しがなされとしても、過去の事実を国民に説明する必要がないということにはならない。

なお、外事室長は、フィリピン政府と遺骨の返還について協議することは、それまでの検証作業を通じての交渉経緯から困難であると考えて、検証報告書の記載をもって一応決着したと考えたのかもしれないが、これも10検体の返還を先伸ばしにするだけで何ら決着に至っていないという観点からも、行政の説明責任の観点からも合理的な理由とはいえない。結局、検証報告書の検討にあたり10検体の議論がなされていないこと及び公表等を検討しなかったことについて外事室長が述べている理由は合理的なものであるとはいえない。

したがって、外事室が検証報告書に10検体の話を記載せず、また、検証報告とは別に10検体についての検討を行わず、その結果、当該情報を公表するために必要な検討に着手せず、ひいては公表に至らなかったことは、10検体について決着が付いていなかったという観点からも、行政の国民に対する説明責任という観点からも問題があったものと考えられる。

(iv) 情報共有や引継ぎの欠如

DNA鑑定人会議での10検体についての指摘は、援護企画課長も外事室長も出席している場で行われている。しかし、ここでの指摘を受け、援護企画課長も外事室長も当該指摘を審議官に正確に伝えていないほか、フィリピンでの遺骨帰還事業検証チームのメンバーにも正確に伝えていない。また、引継ぎもなされていない。これらの情報共有や引継ぎを行っていれば、10検体についてDNA鑑定人会議での指摘内容が検証報告書に記載され、または、別途公表についての検討がなされた可能性が大きい。担当部署には情報共有や引継ぎの欠如という問題があったといえる。

第6章 組織としての課題

1 担当部署（事業課・同事業推進室）としての課題

遺骨収集事業の適正を確保するためには、遺骨収集事業を実施している事業課と同事業推進室とが自ら事業の適正を確保するための体制を構築しなければならない。DNA鑑定人会議で日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された後の担当部署の対応を前提にいくつか改善すべき点を指摘しておきたい。

（1）科学的所見への適切な対応

本件では、遺骨収集の手順を守っていれば十分と認識する一方で、DNA鑑定の結果を軽視するなど、DNA鑑定人会議での科学的所見に対して、体制面でも担当部署の認識面でも適切な対応がなされていたとは言い難い。

鑑定人の鑑定結果について、DNA鑑定人会議の目的である身元特定に関する所見については適切に対応できていても、DNA鑑定人会議の目的外の「日本人ではない」という所見については、その重要性を検討しないままにしておくなど、適切に対応していない。

また、DNA鑑定人会議での鑑定人の発言に対する回答として、一般論として不正確な発言がなされたり、誰が責任を有するのかが曖昧なまま発言がなされたりすることが少なくなく、担当部署と鑑定人との間の意思疎通に問題があった。

さらに、各担当者が根拠を確認することなく個人的な思いや感想を答弁して終わることもままあり、組織としての責任のある答弁といえるのか疑問がある発言である事例もある。

専門家との意思疎通を図り、効率的に遺骨収集事業を遂行するためには、科学的所見に対し、適切に対応できるようにする必要がある。体制面では、DNA鑑定人会議での発言に係る責任の所在を予め明確にしておくことや、日本人ではない可能性が指摘された後に日本人かどうかの鑑定を適切に実施する体制を整備すること、必要に応じて、DNA鑑定を含めた遺骨収集事業に専門的な知識を有する職員を担当として配置すること等を検討すべきである。また、担当部署の認識を高めるためには、後述（5）の研究・啓発の機会を設けることも検討されるべきである。

（2）引継ぎ、情報共有の徹底

本件では、DNA鑑定人会議での指摘事項が、後任の課室長に全く引き継がれていない。日本人ではない遺骨が収集された可能性がある事案が積み重なってきたときに検討すれば足りると考えていても、引継ぎがなされなければ「事案が積み重なっている」か否かが課室長に認識されない。

また、課室内で情報共有が適切になされないことは、DNA鑑定人会議での不正確な発言につながり、DNA鑑定人会議の運営上も問題を生じる。当時の援護企画課と外事室（現在では事業課と事業推進室）とがそれぞれ役割を分担してその役割に応じた業務を行うことは行政組織の強みでもあるが、縦割り行政の中で密な情報共有と連携がな

されなければ、遺骨収集事業は適正に実施できない。

したがって、ネガティブ情報を含めて引継ぎを行い、また、課室内での情報共有を有効に行う仕組みを検討すべきである。

(3) ネガティブ情報の保存・管理体制の整備

本件では、DNA鑑定人会議において、複数回にわたって、日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘されているものの、この事実は非公開が原則とされているDNA鑑定人会議の議事録に記載されているだけである。担当者が交替したときに引継ぎが適切になされないと、ネガティブ情報がきちんと担当者に認識されず、また、担当者の交替が重なると後の担当者にはネガティブ情報を認識する契機さえ存在しないこともある。

重大な損害を未然に予防する観点から、様々なプロジェクトにおいていわゆる「ヒヤリハット事例」を記録することが推奨されており、厚生労働省も病院等に対しては推奨しているところである。本件も多額の国費が投入されているプロジェクトであり、重大な損害を未然に予防するために、ささいな事であっても、ネガティブ情報を記録し、引き継ぐことが必要であり、そのような体制を構築する検討が必要である。これは、DNA鑑定人会議での指摘事項に限らず、遺骨収集事業全体を対象に検討すべきである。

(4) リスクの検討

事業を適正に遂行する観点からは、リスクに対する管理体制を構築することが極めて重要である。遺骨収集事業から生ずる可能性があるリスクにはどのようなものがあるのかを検討し（例えば、旅費に係る精算が不適切になされることも、誤った遺骨の取扱いがなされることも、DNA鑑定人会議で日本人ではない遺骨が収集された可能性がある旨を指摘されることも事業リスクであるし、事業リスクはそれらにとどまらない。）、未然に防止するための手続きを構築し、リスクが現実化した場合の対処方法を整備しておく必要がある。

遺骨収集の実務の観点から日本人ではない遺骨を収集する可能性が極めて小さいとしても、日本人ではない遺骨を収集した可能性がある旨が専門家から指摘されることは、まさに偶発事象の発生であり、組織としては、偶発事象への対応プラン（いわゆるコンテンジェンシー・プラン）を予め作成し、そのプランに従って対応すべきである。

(5) 研修・啓発

事業の適正を確保するための体制とは、担当者がどのような認識であっても、組織全体としては事業を適正に実施できるようにする仕組みであり、そのような体制を構築することが重要である。しかし、そのことは、事業の適正を確保する体制の中の職員一人一人の意識を軽んじてよい、ということを意味するものではない。

個々の職員はDNA鑑定の専門家ではないとしても、DNA鑑定がどのように行われているのか、何が可能であるのかを適切に理解しておくことが、鑑定人からの指摘の問題点を把握するためには重要である。本件の一連の経緯の中には、鑑定人から日本人

ではない遺骨が収集された可能性を指摘され、その問題点を適切に把握することができなかったことで様々な対応が遅れていた側面がある。

また、遺骨収集事業を実施してきた過去の職員や関係者達がどのような熱意をもって遺骨収集事業に向き合ってきたのかということ、DNA鑑定人が遺族の思いに応えたいという一心でDNA鑑定を行っているということ、遺骨の帰還を待っている遺族の思い、誤って日本に持ってこられた遺骨があるとすればその遺骨にもそれを大切に考えている外国の遺族がいるということなどを、個々の職員が理解することも重要である。

このような観点から、個々の職員に対して、研修・啓発の機会を設けることを検討すべきである。

2 厚生労働省としての課題

上記1（1）～（5）は、いずれも、遺骨収集事業を実施している事業課と同事業推進室とが自ら事業の適正を確保するための体制を構築するための課題であり、事業課と同事業推進室とが自律的に行うことを前提とした課題である。

しかし、自律的な対応だけでは、事業課や同事業推進室が情報を抱え込んだ場合に、それが意図的であれ、不注意によるものであれ、事業が適切に行われているかを厚生労働省としては検証できない。

したがって、事業課や同事業推進室の自律的な対応に加え、厚生労働省としても、遺骨収集事業の適正を確保するための体制を構築する必要がある。

（1）積極的な情報公開

DNA鑑定人会議での議論は、DNAという極めて機微な個人情報扱うものであり、また、専門家が忌憚なく意見交換をするという観点からも、DNA鑑定人会議の議事録自体に公開できない情報が存在することは否定できない。

しかし、公開しても差し支えない部分の議事については公表し、行政機関が自らの行政活動について国民に説明し、国民がその行政活動の是非を議論できるようにして事業の適正を確保することも重要である。厚生労働省としては、公表すべき対象を検討すべきである。

（2）チェック体制の構築

判断ミスによるものであっても、意図的なものであっても、事業課や同事業推進室が情報を抱え込んだ場合に、それを事業課や同事業推進室以外で検証できるようにしておくことが、組織としての厚生労働省には必要である。

今回の一連の調査の中でも、遺骨収集を担当している部門とDNA鑑定を担当している部門が同一の外事室の下にあった時代には、DNA鑑定人会議での日本人ではない遺骨が収集された可能性の指摘を外事室が重視しなかったことで、その情報が適切に援護企画課に伝わらず、適切な対応につながらなかった。他方、遺骨収集を担当して

いる部門が事業推進室の下にあるものの、DNA鑑定を担当している部門が事業課の下に置かれるようになってから、DNA鑑定人会議で日本人ではない遺骨が収集された可能性が指摘された際には、不十分ながらも組織としてのチェック機能が働き、事業課から事業推進室に対して、対応策を検討するように指示がなされていることは注目すべき点である。

組織として内部の相互チェック機能が働くことは重要であり、遺骨収集事業が多額の予算規模の事業であることを踏まえれば、厚生労働省としては、相互チェック機能をさらに一歩進め、上記１（１）～（５）に基づいて実施されるべき再発防止策が機能しているかを、事業課や同事業推進室とは別の部署でチェックする体制を構築することを検討すべきである。

３ 調査を終えて

戦没者の遺骨収集事業は、昭和２７年度から実施されてきた事業であり、多くの遺族の思いと関係者の熱意ある努力に支えられて今日に至っている。

もともと、遺骨収集事業は、日本人の遺骨であるかの判断が難しい中で、戦闘地域での戦友や現地政府等からの確度の高い残存遺骨情報に基づいて行われ、ロシアについてはロシア政府等有する収容者の情報に基づいて行われてきた。確度のある情報であると判断した上で、試掘等や現地の学芸員や学者による目視の鑑定などの定められた手順に従って遺骨の収集を行い、遺留品等によって身元確認を行ってきた。他方、DNA鑑定による科学的な身元確認は、遺骨収集の長い歴史の中では、ごく最近から始まった手法である。最善の注意を払って検討して、定められた手順に従って収集した遺骨であっても、DNA鑑定を行えば、日本人ではない遺骨である可能性を指摘されることは、あり得る。しかし、その指摘があったからといって、合理的に情報収集や調査が行われ、不合理な判断がなされることなく定められた手順に従って収集したのであれば、それは非難されるべきことではない。まして、DNA鑑定技術が未だ確立しておらず、DNA鑑定がなされていなかった頃に行った遺骨の収集が誤っていたと評価されるものではない。DNA鑑定によって日本人ではないという指摘があれば、その都度、今後の遺骨収集の手法等に検証結果を反映させることが重要である。

専門家の見解を軽んじて遺骨収集の手法等の検証を怠ることは、過去の遺骨収集を正当化するどころか、過去の遺骨収集においても、適切な検証がなされてこなかったという疑念を招き兼ねない。

調査チームのヒアリングの中では、遺骨収集を担当している多くの職員が、実際に遺骨収集の現場に行き立ち会っているという実態や、熱意と意欲をもって遺骨収集に当たっていること、さらには、DNA鑑定に当たっている鑑定人は、専門家の知見を活用して、遺族の思いに応えていきたいとの気持ちで本務以外の鑑定に時間と労力を割いていること等を感じとることができた。

遺骨収集には、多くの遺族の気持ちに応えるという重要な任務があり、だからこそ、鑑定人やボランティアを含めた多くの人々が遺骨収集の現場を支えている。戦没者遺骨収集事業をとりまとめている厚生労働省は、迅速・適切に諸課題に対処し、多くの人々の思いに応えるようにしていただきたい。

以上

日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム
報告書作成経緯

- 令和元年 10 月 4 日 「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」を設置
- 同 10 月 10 日 第 1 回「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」会議開催
- 同 10 月 31 日 第 2 回「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」会議開催
- 同 11 月 21 日 第 3 回「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」会議開催
- 同 12 月 13 日 第 4 回「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」会議開催
- 同 12 月 23 日 「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」報告書を「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」に報告

日本人でない遺骨が収容された可能性が 指摘された後の対応に関する調査チーム要綱

1. 趣旨

戦没者の遺骨収集事業について、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行うため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」（以下「調査チーム」という。）による会議を開催する。

2. 構成

- (1) 調査チームは、座長が指名する別紙の構成員をもって構成し、同チームに主査を置く。
- (2) 主査は、調査チームに補助員を置くことができる。
- (3) 調査チームの構成員及び補助員は、非常勤の一般職国家公務員とする。

3. 事務

調査チームの事務は、厚生労働省大臣官房総務課が行う。

4. その他

前各項に定めるもののほか、調査チームの運営に関し必要な事項は、主査が別に定める。

※別紙略

日本人でない遺骨が収容された可能性が
指摘された後の対応に関する調査チーム 構成員及び補助員

(五十音順、敬称略)

【構成員】

熊谷 則一 ○	涼風法律事務所 弁護士
戸部 良一	防衛大学校名誉教授 国際日本文化研究センター名誉教授

注 ○は主査

【補助員】

相澤 愛	相澤法律事務所 弁護士
阪本 智宏	設楽・阪本法律事務所 弁護士
藤田 太郎	弁護士法人 T N L A W 鈴木・曾我法律事務所 弁護士